平成 22 年度 大学機関別認証評価

自己評価報告書 • 本編

[日本高等教育評価機構]

平成 22(2010)年 6月 東京家政学院大学

I	. 建	学の	精神	• -	大鸟	学0	り基	表え	女3	理ź	念、	. 1	吏印	命	•	∄自	的、	J	て当	学0	り作	固化	生 •	• 华	寺存	互气	争'		•	•	•	•	•	1
Π	. 沿	革と	現況	•	•	•			•	•	•	•	• •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
Ш	. 「基	甚準.	」ご	との	自	己	. 評	在	6																									
	基準	1	建学	こ の	精	神	• -	大	学	の	基	本	理	念	及	び	使	命	•	目	的			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	基準	2	教育	研	究》	組組	戠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	10
	基準	3	教育	課	程	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•		•	•		•	•	•	•		•	16
	基準	4	学生	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	37
	基準	5	教員	į •		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•			•	•		•	•		•	•	•	•			56
	基準	6	職員	ι•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	64
	基準	7	管理]運	営	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•										•	•			•	•	71
	基準	8	財務	÷		•		•		•	•	•		•	•	•	•		•			•	•			•		•		•	•		•	78
	基準	9	教育	研	究	環場	傹	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	84
	基準	10	社会	連	携	•	•		•	•						•		•	•		•			•				•	•				•	90
	基準	11	社会	的	責	務		•		•	•	•		•	•	•	•					•	•					•	•	•			•	96
TX 7	. H-1	≑ 7 7	宇 - 子																															1 () 1

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の建学の精神は、広く知識を求め、それを活かす技術を磨き、これらを支える徳性を兼ね備えた女性を社会に送り出すことであり、広く深い教養教育を基礎に高度の専門教育を授け、時代の要請に応え得る社会人・家庭人の育成を基本理念としている。

本学は、大江スミが大正 12(1923)年に東京市牛込区市ヶ谷の自宅に設立した家政研究所が起源である。イギリスで家政学を学んで帰国した大江スミは、関東大震災で根こそぎ破壊された人々の生活を目の当たりにして、そうした危機的な状況にあるからこそ、新たな生活を提案し創り出すことのできる女性を育てようと考え、大正 14(1925)年、家政研究所を発展させて東京家政学院を設立した。

大江スミが大正 14(1925)年に設立した東京家政学院の学則第 1 条に、学院の目的を 次のように規定している。

本学院ハ女子ニ高等ノ学問技芸ヲ授ケ同時ニ趣味ヲ高メ感情ヲ精錬シテ理想的家庭生活ノ基準ヲナサシメルヲ以テ目的トス

ここに、学院の建学の精神、教育理念は、「学問・技芸・趣味ヲ高メ感情ヲ精錬(スル)」の3者であると謳っている。

この「学問」は知識(Knowledge)、「趣味ヲ高メ感情ヲ精錬(スル)」は徳性(Virtue)、「技芸」は技術(Art)に当たる。この頭文字をとり、学院の建学の精神を「KVA精神」と呼び、創立者大江スミの人間観、教育観を表現するものとして大切に受け継ぎ、今日に至っている。

また、この「KVA 精神」は、昭和 22(1947)年 3 月に制定された学校教育法の第 52 条が大学の目的として規定した「学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させる」と内容的に響き合う。それは、「KVA 精神」が時代を超えて通用する理念であることの一つの証である。

右図は、専門部第 1 回卒業生の考案による校章である。この意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に、 $K\cdot V\cdot A$ の 3 文字を組み合わせたデザインとなっている。それは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を象徴したものであり、この 3 つを兼ね備えた女性の育成が本学の「KVA精神」であることを示している。なお、V が K と A の 2 文字を包み込んでいるのは、徳性の体得こそがその基本にあることを意味している。



2. 使命•目的

本学の「KVA 精神」は、社会の激しい変化を超えて通用するものである。食の安全への不安からはじまり、少子高齢化の急激な進行、地球規模での環境悪化が進む現代社会において、より一層重要となる普遍的な理念である。この理念に基づき、本学は

教育の目的として、学則の第1条(資料編 F-3)に、次のように明記している。

建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

平成 22(2010)年度に開設した現代生活学部は、これまでの教育・研究の成果を継承・統合しながら、持続可能な社会の構築という現代社会の要請に応えて、個人、家庭、地域、地球社会の豊かな生活の実現に貢献できる人材の育成を目的とし、それを本学に課された最大の使命としている。

この現代生活学部 1 学部体制への再編統合は、「KVA 精神」を今一度、現代社会に即してとらえ直し、現代的課題に的確に対応できる専門職業人の育成という教育目標があって初めて、実現できるものである。そこでのキーワードは「生活の総合性」と「生活者」である。

「生活」には3つの軸があり、それがカバーする分野は広く、総合的である。一つは、人が生まれて成長し老いていく「ライフステージ軸」、二つ目は、家庭から地域、学校、地球社会への広がる「リレーションシップ軸」、そして、歴史・文化を継承し未来を築く生活文化の「時間軸」である(資料編 F-9)。新学部の5学科(現代家政学科、健康栄養学科、生活デザイン学科、児童学科、人間福祉学科)は、他分野との関連を保ちつつこの3つの軸のそれぞれの場面で、「効率」本位の視点ではなく、「いのちと暮らし」の価値を重視する生活者の視点から、生活課題を解決し、新しい生活を提案する専門職業人と、生き辛さを抱えて生きる人々の「生活支援」の専門職業人を育成していく。それが「生活の総合性」を追究する新学部の教育目的であり、本学に課された使命である。

3. 大学の個性・特色

本学は、創立以来 87 年間、学問としての「総合性」と「応用性」をあわせもつ、広い意味での「家政学」を主とした女子高等教育に力を注いできた。

平成 23(2011)年度の「大学案内」に記されているように、「もっと、自分らしく。もっと、なりたい自分に。」そして、「本当に学びたいのは、自分の好きなこと。」、「出会いたいのは、まだ出会ったことのない自分。」、「見つめたいのは、未来に向かって輝く自分。」をキャッチフレーズに、学生一人ひとりの個性や意欲を引き出し、活かし、現代的課題に取り組むことのできる専門職業人を育てていく。それが本学の個性であり、教育の特色である。

現在、本学が進めている教育には、具体的に次のような特色がある。

① 知(Knowledge)を広げる:学科の枠を超えて自由に選択できる学びや新しい出会いの中から豊かな知識を養い、社会的視野と可能性を広げる。このため、都心型(千代田三番町)と郊外型(町田)の2つのキャンパス並びにそれぞれの地域において、多彩な授業科目を準備し、幅広いカリキュラム編成をとっている。また、学生一人ひとりの学習をサポートするため、多彩な履修モデルを整えるとともに、懇切な履修指

導を行う。

- ② 技(Art)を磨く:現代的な課題を発見し取り組む実践力を育むため、高度な演習、 実習や実験、企業との交流・連携の中で技術を磨き、自分らしさを伸ばし、社会に通 用する実践力を身につける。このため、設備の整った実習室、実験室を整備するとと もに、自治体や地域の企業との連携を強化し、実践型の授業を展開する。また、免許 や資格の取得を奨励し、実践的なキャリア支援を実施する。
- ③ 徳(Virtue)を深める: 現場の経験が豊かな教員たちに学び、学生一人ひとりの専門性を高めると同時に、地域社会の多様な人々や先輩との交流、教員と学生、学生同士のキャンパスライフから他者と協働することの重要性を学ぶ。このため、実務経験を持つ教員を確保するとともに、経験豊富な地域の企業人や社会で活躍する卒業生との協力体制を整える。また、オリエンテーション、山の家でのキャンプ、大学祭(KVA祭)やクラブ活動の実施、キャンパスのミュージアム化、食堂の改善、国際交流プラザの整備などを通して、豊かなキャンパスライフを実現する。

今後、これら 3 つの特色を一層教育に反映するため、本学では、4 年間の学生生活の中で、学生たちの意欲、能力を引き出し、それを高め、付加価値をつけて卒業させる取り組みに着手している。学生の学習や生活に関係する情報を整理するポートフォリオを作成・活用し、「企画力」、「コミュニケーション能力」、「情報リテラシー」、「対人関係能力」、「リーダーシップ」を形成させる過程とその達成度、習熟度を的確に把握しながら卒業に向けた教育を積み重ねる。その結果得られる力を、本学では「卒業成長値」と位置づけ、教育展開の一つの特色としたいと考えている。

以上、社会に通用する高度な専門性の養成と人間形成的な教養教育を基盤に、人文科学、社会科学、自然科学の枠を超える総合科学としての教育研究を展開することが、大きな特色であり、他大学には見られない個性となっている(資料編 F-9)。こうして本学の独自な教育内容と教育方法を通して、学生は現代社会に的確に対応できる専門職業人へと成長し、自立していくのである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 沿革

本学院は、大正 12(1923)年 2 月、家政学の権威大江スミが東京市牛込区市ヶ谷富久町に開設した家政研究所に始まり、専門学校、高等女学校の開学、そして新しい学制のもとで、中学校、高等学校、短期大学、更に大学の開学、家政学部、人文学部、大学院研究科開設へと展開されてきた。そして、平成 22(2010)年 4 月、家政学部、人文学部、短期大学を発展的に統合し現代生活学部を設置した。

本学の沿革は、概略以下のとおりである。

大正14(1925)年	4月	東京家政学院創設(家政高等師範部・家政専修部・家事実習部各種専科)
		(学院長 大江スミ)
大正15(1926)年	4月	組織を財団法人東京家政学院に改める
昭和 2(1927)年	7月	東京家政専門学校設置認可
昭和13(1938)年	4月	東京家政専門学校に家事専修科開設
昭和14(1939)年	4月	東京家政学院高等女学校開校
昭和19(1944)年	4月	東京家政専門学校に育児科・保健科・被服科開設
昭和22(1947)年	4月	東京家政学院中学校開校
昭和23(1948)年	4月	東京家政学院高等学校開校
昭和25(1950)年	4月	東京家政学院短期大学開学
昭和26(1951)年		財団法人東京家政学院を学校法人東京家政学院に改組
昭和38(1963)年		東京家政学院大学開学、家政学部開設(家政学科)
昭和42(1967)年		東京家政学院大学家政学部家政学科に家政学専攻及び管理栄養士専攻開設
昭和59(1984)年	4月	大学の位置を東京都町田市相原町2600番地に変更
		東京家政学院大学家政学部に住居学科開設、東京家政学院短期大学に英語
		科開設
昭和63(1988)年	4月	東京家政学院大学に人文学部開設(日本文化学科・工芸文化学科)
平成 2(1990)年		東京家政学院生活文化博物館開館
平成 7(1995)年		東京家政学院大学大学院人間生活学研究科(修士課程)開設
平成11(1999)年	4月	東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科(社会福祉専攻・介護福祉専
		攻)及び文化情報学科開設
平成17(2005)年		東京家政学院大学家政学部に児童学科開設
平成19(2007)年		東京家政学院大学大学院人間生活学研究科を男女共学化
平成21(2009)年		東京家政学院大学家政学部に現代家政学科及び健康栄養学科開設
平成22(2010)年	4月	東京家政学院大学現代生活学部を開設

2. 現況

- ・大 学 名 東京家政学院大学
- ·所 在 地 東京都町田市相原町 2600 番地
- ・学部の構成

現代生活学部 現代家政学科 [平成 22(2010)年度開設]

健康栄養学科 [平成 22(2010)年度開設]

生活デザイン学科 [平成 22(2010)年度開設]

児童学科 「平成 22(2010)年度開設]

人間福祉学科 [平成 22(2010)年度開設]

家政学部 家政学科(家政学専攻·管理栄養士専攻)

現代家政学科

[平成 21(2009)年度開設·平成 22(2010)年度募集停止] 健康栄養学科

[平成 21(2009)年度開設·平成 22(2010)年度募集停止]

児童学科 [平成 17(2005)年度開設・平成 22(2010)年度募集停止]

住居学科 [昭和 59(1984)年度開設 • 平成 22(2010)年度募集停止]

人文学部 日本文化学科

[昭和 63(1988)年度開設·平成 22(2010)年度募集停止] 工芸文化学科

[昭和 63(1988)年度開設·平成 22(2010)年度募集停止] 人間福祉学科 (社会福祉専攻、介護福祉専攻)

[平成 11(1999)年度開設·平成 21(2009)年度募集停止] 人間福祉学科

[平成 21(2009)年度開設·平成 22(2010)年度募集停止] 文化情報学科

[平成 11(1999)年度開設·平成 22(2010)年度募集停止]

大学院 人間生活学研究科 生活文化専攻 [平成 7(1995)年度開設]

· 学生数 (平成 22 年 5 月 1 日現在)

学部・学科・専攻名		学	生数(人)		
子部・子科・导攻名	1年	2年	3年	4年	合計
現代生活学部					
現代家政学科	68	_	_	_	68
健康栄養学科	137	_	_		137
生活デザイン学科	129	_	_		129
児童学科	103	_	_		103
人間福祉学科	23	_	_		23
家政学部					
家政学科家政学専攻	_	_	104	129	233
家政学科管理栄養士専攻	_	_	53	59	112
現代家政学科	_	94	_		94
健康栄養学科	_	114	_		114
児童学科	_	80	59	51	190
住居学科	_	37	40	76	153
人文学部					
日本文化学科	_	14	16	30	60
工芸文化学科	_	5	9	16	30
人間福祉学科社会福祉専攻	_	_	33	39	72
人間福祉学科介護福祉専攻	_	_	10	26	36
人間福祉学科	_	28	_	_	28
文化情報学科	_	14	20	29	63
学部合計	460	386	344	455	1,645

研究利• 東西夕	学	生数(人))
例允符·导及名	1年	2年	合計
人間生活学研究科生活文化専攻	7	8	15

· **教員数**(平成 22 年 5 月 1 日現在)

		専任教員			
学部・学科名			助手		
一一一一一	教授	准教授	講師	合計	(専任)
現代生活学部					
現代家政学科	14	7	0	21	3
健康栄養学科	10	8	0	18	8
生活デザイン学科	10	5	4	19	5
児童学科	9	3	2	14	1
人間福祉学科	8	6	2	16	2
合計	51	29	8	88	19

·職員数(平成 22 年 5 月 1 日現在)

(人)

	正職員	嘱託	パート(アルバイトも含む)	合	計
人数	35	5	47		87

Ⅲ.「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

- 1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。
- (1) 事実の説明(現状)

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の精神は学則第1条(資料編 F-3)に次のように明記されている。

「東京家政学院大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。」

また、「学生便覧」(資料編 $F-5\cdot3$ 頁)に、建学の精神と校章の由来を掲げている。 KVA の 3 文字で構成され、バラをモチーフとした校章は、建学の精神=「KVA 精神」を象徴しており、学内各所で目に触れるようにされている。学外に向けても、大学案内、大学ホームページのトップページに掲載して、周知が図られている。

町田キャンパスの校門横に、創立者大江スミの胸像が建てられ、登下校や来校の際、 日常的に目に触れるようにされている。

教育課程(カリキュラム)には「大江スミ先生を語る」という科目が開設されており、自校教育の一環として、「KVA精神」に関しての理解を深める機会としている。

光塩会(同窓会)が出版した「ひとひらの雪として-大江スミの生涯-」を新入生全員に入学祝いとして贈り、創立者の生き方や教育の理想への理解を深めている。

学友会が主催する大学祭は「KVA 祭」という名称で開催され、多くの地域住民も参加し、学外への情報発信の場となっている。

生活文化博物館での常設展示及び「KVA 祭」では、学院の歩み、創立者や「KVA 精神」の紹介が、大学と同窓会の共催によって展示されている。

学校法人が発行する広報誌「学院だより」(年3回発行)は在学生だけでなく、光塩会を通じて卒業生にも送付され、学外への最新学院情報の継続的な発信として機能している。

(2) 1-1の自己評価

「KVA 精神」は、創立者大江スミの名前及び校章とともに、多様な媒体、あらゆる機会を活用して学内外への告知に努めている。特に学内では、「KVA 精神」が教職員・学生にとって、教育活動における一つの行動規範として機能するようにその理解が図られている。

「学院だより」や大学ホームページは、本学の最近の情報を学内外に伝える広報媒体として的確に機能している。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 19(2007)年に着手した東京家政学院の構造改革=「KVA ルネサンス」は、「KVA 精神」を現代社会に即して再認識し、教育方針としての明確な人材育成像を構築する

ことにより、学生にはその体得を、学生に働きかける教職員には教育活動における行動規範として機能することを目指している。

また、「KVA ルネサンス」を展開するに当たり、大江スミに直接教えを受けた同窓生を中心に、約50,000人の同窓生との連携を深めていく。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明(現状)

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定め られているか。

本学は、「学生便覧」(資料編 F-5·3 頁) に、本学の使命を次のとおり示している。

教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、一般教育との密接な関連において、高度の専門教育を授け、知徳を磨き、応用能力を伸ばし、もって新時代にふさわしい心身ともに健全な良き社会人・家庭人としての女性を育成することを使命とする。

大学設置の法的な基準のうえに、「KVA 精神」を踏まえ、幅広い知識と応用力を身につけ、社会に貢献できる女性を育成することが本学の使命であることを明確に定めている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

学生には、入学時に「学生便覧」を配付しており、具体的な内容についてはオリエンテーションで周知の機会を設けている。平成 22(2010)年度からは、「新入生オリエンテーションキャンプ」と呼ばれる、宿泊を伴う大学行事の中で周知の徹底を図っている。

教職員向けにはこれまでの自己研鑽を改め、現在進めている「KVA ルネサンス」及びその一環の学部改革の過程で、全教職員が構想・計画の策定段階から検討に加わり、大学の使命・目的を理解し共有する仕組みをとってきた。また、改革の進行状況については、「KVA ルネサンスだより」等によって周知し確認するように努めている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

大学の使命・目的についての学外への公表は、本学ホームページ、大学案内、「学院だより」を中心に行っている。本学を志願する受験生及び保護者に対しては、進学説明会、高校訪問、オープンキャンパス、体験(模擬)授業、新聞広告、受験雑誌、ラジオ広告等の機会に、大学の使命・目的を分かりやすく説明し、理解を求めている。

(2) 1-2 の自己評価

「KVA 精神」に基づく大学の使命・目的は、教育研究活動の日常的な実践の中で学生への周知が十分に図られている。また、ホームページ、「大学案内」、学生募集活動

及び各種の広告媒体を通して学外にも周知されている。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・本学の使命・目的を的確に周知していくため、ホームページのより一層の改善・充 実を図る。
- ・同時に学生募集活動、学生への教育活動を効果的に実施するために、本学の使命・ 目的をより深く理解し、自ら実践していくための教職員研修を進めていく。

【基準1の自己評価】

「KVA 精神」は、大江スミの名前及び校章と一体となって、87年にわたる歴史の中で受け継がれてきた。この精神に基づく大学の使命・目的は、大学の新設時はもちろん、学部・学科・専攻の設置や改組の都度に再確認され、学内外に適切に周知・公表されている。

特に学生募集活動においては、高等学校、高校生、その保護者に対して丁寧な説明を繰り返すとともに、新入生には、授業や「新入生オリエンテーションキャンプ」等において、この理解を深める機会と場が設定されている。

【基準1の改善・向上方策 (将来計画)】

「KVA 精神」は、時代の変化を超えて通用する理念であり、現在もその重要性に変わりはない。引き続き、現代社会の要求に即してこの精神をとらえ直し、人々に分かりやすく伝える工夫をしていく。この精神に基づく本学の使命と目的、更にはそれらを具現化する取り組みの様子を学内外に周知し理解されるよう、具体的に次のような方策を実施する。

- ①「KVA 精神」等の学内(教職員、学生、保護者、卒業生等)への浸透度を調査し、 それを踏まえて更なる周知・徹底のための研修会、説明会、広報紙の刊行など具体 的方策を講じる。
- ②学生募集活動、新入生へのオリエンテーション等における周知を継続し、また機会 を広げていく。
- ③使命・目的についての広報活動を拡充・強化する。
- ④日常的な地域連携事業や高校との連携活動の中で、多様な活動を実践し、広報活動 につなげていく。

現在進めている「KVAルネサンス」を、着実かつ計画的に進め、発展させることにより、「KVA精神」と本学の使命・目的を、学内外に広く周知していく。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明(現状)

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関 等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学の設置法人である学校法人東京家政学院は、図 2-1-1 に示すとおり、理事会の もとに、東京家政学院大学、東京家政学院短期大学(平成 21(2009)年度学生募集停止)、 筑波学院大学、東京家政学院高等学校、東京家政学院中学校によって構成されている。

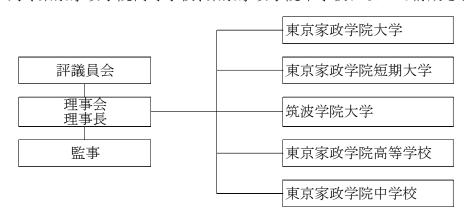


図 2-1-1 東京家政学院法人運営組織

本学は、平成 22(2010)年 4月 1日より家政学部・人文学部・短期大学を統合する改組・改革を行い、現代生活学部を開設した(改組・改革の詳細については「W. 特記事項」において記述する)。この改組・改革により現在は 3 学部 1 研究科を設置している。この教育研究組織は大学設置基準第 $3\sim6$ 条に則ったものであり、図 2-1-2 に示すとおりである。

以下に、各学部、大学院研究科の概要を示す。

【現代生活学部】

生活者の視点から、家政(衣、食、住、家族、消費)、教育(初等教育、幼児教育、保育)、福祉を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的としている。現代家政学科、健康栄養学科、生活デザイン学科、児童学科、人間福祉学科の5学科で構成する。

【家政学部】

生活者の視点から衣、食、住、児童、家族、消費などにかかわる教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、生活にかかわる地球規模の問題解決にまで貢献できる知識・徳性・技術を備えた人材の育成を目的としている。家政学科(家政学専攻、管理栄養士専攻)、現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科の5学科

2専攻で構成する。

【人文学部】

人間と文化に関する領域において、豊かな人間性を備え、現代的な課題である少子 高齢化・情報の国際化・環境との共生などに立ち向かうことができる実践的な人材の 育成を目的としている。日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科(社会福祉専攻、 介護福祉専攻)、文化情報学科の4学科2専攻で構成する(なお、人間福祉学科は平成 21(2009)年度入学生から専攻制を廃止している)。

【大学院人間生活学研究科】

人間生活にかかわる総合的かつ専門的知識及び技術を研究教育し、現代社会が直面する個人、家族及び地域をめぐる諸問題はもとより、地球規模の諸課題に対しても実践的に貢献できる有為な人材を養成することを目的としている。

各学部、学科及び大学院研究科の定員及び在籍学生数はデータ編表 F-4、表 F-5 に示すとおりであり、本学の教育研究組織は適切な規模、構成を有し、適切に運営している。

また、教育研究が円滑に行えるよう、以下の附属機関等を設置している。

【附属図書館】

教育、研究に必要な図書及びその他資料を収集・管理し、利用を供することを目的とする機関である。

【生活文化博物館】

生活文化に関する教育・研究に必要な実物資料その他の資料を収集、保管、展示し、利用に供するとともに、一般公開することを目的とする機関である。

【情報処理センター】

情報処理教育及び研究の支援並びに学内 LAN の管理等本学の情報処理に関する業務を効率的に行うことを目的とする機関である。

【保健管理センター】

保健管理に関する業務を一体的に行い、学生及び教職員の健康の維持増進を図ることを目的とする機関である。

【学生相談センター】

学生生活において当面する各種の個人的問題について相談に応じ、その処置について指導又は協力することを目的とする機関である。

【国際交流センター】

学内外と連携しながら、留学生等の支援、国際的な教育研究開発など国際交流活動 を通して、異文化理解及び国際交流・貢献に寄与することを目的とする機関である。

【学習支援センター】

学生に対する学習の支援を目的とする機関である。

附属機関等はそれぞれ適切な規模、構成を有し、適切な運用をしており、また、学部、学科、研究科とも連携体制を整えている。

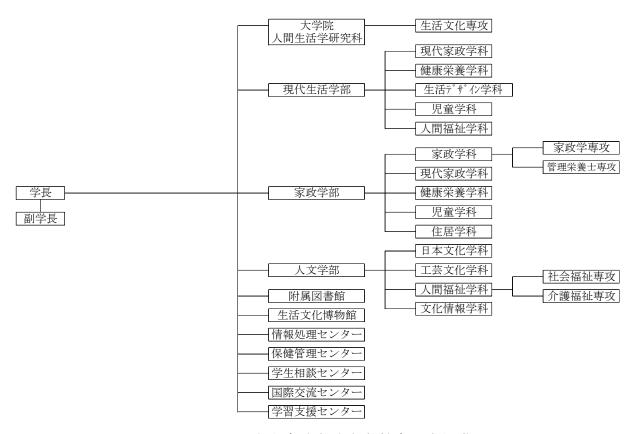


図 2-1-2 東京家政学院大学教育研究組織

<u>2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上</u> の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は、図 2-1-2 に示すように、学部、学科、専攻、研究科及び附属機関等が置かれ、適切な関連性を保って運営している。

3 学部には、「東京家政学院大学現代生活学部教授会」、「東京家政学院大学家政学部教授会」、「東京家政学院大学人文学部教授会」(以下それぞれ「教授会」と称する)(大学学則第12条)を設置し、また、大学院研究科には「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科会議(以下「大学院研究科会議」と称する)」(大学院学則第26条)を設置し、議決機関としている。

大学全体にかかわる議案については、大学の基本方針及び決定事項の周知を図る目的で学長の下に「拡大部局長会議」(構成員:学長、副学長、3学部長、研究科長、学生部長、附属図書館長、各学科長、事務局長)を設置している。また、人事案件を主要の議題とする「部局長会議」(構成員:学長、副学長、3学部長、研究科長、学生部長、附属図書館長、事務局長)を設置し、それぞれ協議、調整機関としての役割を果たし、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学運営委員会(以下「運営委員会」と称する)」(規則集 1001 頁)で審議、決定している。

また、「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院自己点検・評価委員会(以下「自己評価委員会」と称する)」(規則集 1003 頁)、「東京家政学院大学学務委員会(以下「学務委員会」と称する)」(規則集 1231 頁) や、「東京家政学院大学教育改善(Faculty Development)委員会(以下「FD委員会」と称する)」(規則集 1236 頁)、「東京家政学

院大学大学院・東京家政学院大学ハラスメント防止・対策に関する委員会」(規則集 1091頁)、「東京家政学院大学学生委員会」(規則集 1035頁)等で、全体に関する審議 を行い、学部、学科、研究科、図書館等の施設の間で相互に連携を図っている。

(2) 2-1 の自己評価

本学の教育研究組織は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、本学の 使命・目的を達成するための組織として、規模、構成とも適切で、各附属機関等及び 他の委員会組織と相互に適切な関連性を保っている。

なお、現在の委員会組織は、新学部と従前からの学部が併存することにより、審議 事項及び構成の面で複雑化しており、早急な対応が必要な事項も多い。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・18 歳人口が減少するという本学を取り巻く厳しい環境を乗り越え、より付加価値の 高い教育をし社会に送り出すことができるよう、各学部、大学院研究科、附属施設 等のより密接な連携を進める。
- ・なお、新学部の完成年度まで、複数の教育課程が併存する中、相互に適切な関連性を保ちつつ諸課題に臨機応変に対処するため、委員会組織の整理・統合とその職掌の明確化を図る。特に、平成23(2011)年、2キャンパス(町田、千代田三番町)になることを踏まえ、学生の立場に十分配慮し、教育面を中心に委員会間の連絡・調整機能を強化するなど組織の整備を行う。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明 (現状)

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学では、授業科目の区分を専門科目、基礎科目及び資格科目と学則第 26 条(資料 F-3)に定めている。教養教育を担当する組織としては、学務委員会の下に「東京家政学院大学基礎教育部会(以下「基礎教育部会」と称する)」(規則集 1241 頁)を設置している。組織上の位置づけは、図 2-2-1 に示すとおりである。

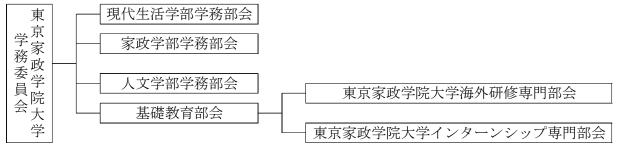


図 2-2-1 教養教育の組織上の位置づけ

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

基礎教育部会は、基礎教育の各領域(文化と表現/数理と情報/からだと健康/自然と環境/社会と生活/生き方の問題/総合演習/外国語/日本語・日本事情)を代

表する専任教員に加え、各学部学務部会長、各専門部会長によって構成されており、 教養教育のあり方に関する事項、実施に関する事項等を審議している。

また、基礎教育部会の下、海外研修のあり方及び実施に関する事項等について審議する「東京家政学院大学海外研修専門部会」(規則集 1243 頁) とインターンシップのあり方及び実施に関する事項等について審議する「東京家政学院大学インターンシップ専門部会」(規則集 1242 頁) を設置し、運営している。

(2) 2-2 の自己評価

本学の教養教育は、学務委員会の下、各学部学務部会との連携を図りながら基礎教育部会によって担われており、人間形成のための教養教育が適切にできるよう、組織上及び運営上の責任体制が確立している。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・現在の責任体制を確実に維持しつつ、多様化する入学生に対応するため、基礎科目 に加えて、導入教育、自校教育、キャリア形成支援等を担当する組織を整備する。
- ・平成 23(2011)年度から 2 キャンパスになることに伴い、教養教育に責任を持つ基礎教育部会と導入教育等を担当する組織を取りまとめる学務委員会について、キャンパスを横断的に支える組織として整備する。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明(現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学は、創立者の大江スミが提唱した「KVA 精神」に則り、豊かな人間性を持ち、問題解決能力を備えた人材の育成に努めており、各学部及び大学院研究科は、この目的に沿った教育を追求している。学内意思決定機関として、各学部教授会、大学院研究科会議を設置しており、各学部教授会は月1回の定例会議を開催している。また、緊急時や入試時期には適宜に臨時会議を開催している。また、各学科の教育研究に関する事項等について、教授会と同様に月1回定例の学科会議のほか、緊急時には適宜に臨時学科会議を開催している。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者 の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

各学部教授会、大学院研究科会議を補完する組織として FD 委員会が組織され、大学の教育理念及び教育目標に基づき、教員が主体的に行う授業改善に資することを目的とし、教育方法の研究、工夫を積極的に推進している。このように大学の使命や目的に沿った教育が行われているかどうかについては相互のチェック機能が働いており、また、学習者の要求にも常に敏感に対応できる体制が整っている。この体制の下に、各学部教授会や大学院研究科会議が審議を行い、さまざまな問題に対処しており、学内意思決定機関は十分に機能している。

(2) 2-3 の自己評価

大学の使命・目的に沿った教育が行われ、また学習者の要求に対応できるように、各学部教授会や大学院研究科会議は、学務委員会、FD 委員会、教職教育委員会(規則集 1033 頁)、学芸員教育委員会(規則集 1235 頁)、大学院カリキュラム委員会(規則集 1441 頁)、学科会議、部局長会議等と連携を保ちながら意思決定を行っており、教育方針等を形成する組織として十分に機能している。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・学部教授会、大学院研究科会議は、その機能を引き続き維持しつつ、代議員制を取り入れていく。
- ・今後、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応するため、新学部の完成年度に向 けて現行組織の検証を継続的に行い、適宜、効果ある改善を行う。

【基準2の自己評価】

本学は、教育研究上の使命・目的を達成するための教育研究組織は適切な規模・構成で整っている。一方で、平成 22(2010)年 4 月 1 日に開設した現代生活学部と、従来の家政学部・人文学部の併存状態が 3 年間続くことになり、更には平成 23(2011)年度から予定されている 2 キャンパス制の実施とも関係し、これらの学年・キャンパスを超えての適切な連携が課題である。

教養教育は、基礎教育部会が活発に機能しており、学務委員会を通じて、各教授会 での検討を受けて全学的な展開を行っている。

教育方針を検討・決定する過程は、学務委員会と各教授会との緊密な連携の下、各学科からの意見を学務委員会の各部会を通じて反映する方法で構築し、機能的に運用されている。今後、複数の教育課程の併存と 2 キャンパスになることを踏まえて、この意思決定過程を円滑に維持・運用していくことが課題である。

【基準2の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・従来の教育研究組織の見直しは、基本的に、平成 22(2010)年度からの改組・新学部 (現代生活学部・5 学科体制) に当たり具現化された。今後は、現代生活学部の各学 科の教育研究体制を各学科会議・教授会において継続的に審議し、新たに問題点が 明確になった際には、拡大部局長会議等を通じて、方針をまとめ、使命・目的を達成できる組織として整備する。
- ・新旧学部(複数の教育課程)の併存及び2キャンパス化への対応として、教授会に代議員制を取り入れるとともに、学務関係の組織を、全学組織である学務委員会に集約する形で迅速に対応する。
- ・新学部の完成年度まで併存する新旧学部の類似した委員会組織について共通の委員 により運営するなど組織間の連携に留意するとともに、今後、新しい現代生活学部 組織への一元化を図る。
- ・教育研究組織について、学生や地域の要求や意見を把握し、改善につなげるため、 アンケート調査や意見交換会等を継続・実施する。

基準 3. 教育課程

- 3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。
- (1) 事実の説明(現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学 部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に 定められ、かつ公表されているか。

本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、「KVA 精神」を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。この教育目的は、学則第1条に定められ公表されている。

なお、本学では、平成 22(2010)年 4 月 1 日より家政学部・人文学部・短期大学を統合する改組・改革を行い、現代生活学部が発足した。ただし、2・3・4 年次は家政学部又は人文学部に所属しているため、学部教育に関しては、現代生活学部・家政学部・人文学部の 3 学部を併記して述べることにする。(3 学部が併存して複雑なため、以下に科目区分表を付す。)

表 3-1-1 科目区分表

	現代生活学部(1年次)										
甘淋区公	基礎科目領域	文化と表現/数理と情報/からだと健康/自然と環境/社会と生活/生き方の問									
圣诞 区刀		題/総合演習/外国語/日本語・日本事情									
		学部共通科目									
専門区分	専門科目領域	学科共通科目									
导门区刀		履修モデル科目									
	資格科目領域	資格科目									

	家政学部(2年次)											
		現代家政学科	健康栄養学科	児童学科	住居学科							
其磁区分	基礎科目領域	文化と表現/数理	!と情報/からだと	健康/自然と環	境/社会と生活/生き方の問							
圣 妮色为	全 旋打百模物	題/総合演習/外国語/日本語・日本事情										
	専門科目領域		学	部共通科目								
専門区分	守门/打口 原域	コース専門科目		学科専門]科目							
	資格科目領域		ì	資格科目								

	家政学部(3・4年次)											
		家政	:学科	児童学科	住居学科							
		家政学専攻	管理栄養士専攻	儿里于什	工冶子行							
	基礎科目領域	文化と表現/数理	化と表現/数理と情報/からだと健康/自然と環境/社会と生活/生き方の問									
圣诞 区刀		題/総合演習/外国語/日本語・日本事情										
	専門科目領域		学音	邻共通科目								
専門区分	守门/打口 原域	コース専門科目	専攻専門科目		学科専門科目							
	資格科目領域		資格科目									

		人文学部(2年次)							
		日本文化学科 工芸文化学科 人間福祉学科 文化情報学科							
	基礎科目領域	文化と表現/数理と情報/からだと健康/自然と環境/社会と生活/生き方の問							
圣诞色为		題/総合演習/外国語/日本語・日本事情							
	専門科目領域	学部共通科目							
専門区分	守门村日 関域	コース専門科目							
	資格科目領域	資格科目							

	人文学部(3・4年次)											
		日本文化学科	工芸文化学科	人間福	祉学科	文化情報学科						
		日本文化子符	工云又化子件	社会福祉専攻	介護福祉専攻	又161月報子作						
非 淋 🗸 🗘	基礎科目領域	文化と表現/数理	!と情報/からだと	健康/自然と環	境/社会と生活	舌/生き方の問						
圣诞 区刀			題/総合演習/外国語/日本語・日本事情									
	専門科目領域		学	部共通科目								
専門区分	41111日原域	コース専門科目	コース専門科目	専攻専門科目	専攻専門科目	コース専門科目						
	資格科目領域	資格科目										

【現代生活学部】

生活者の視点から、家政(衣、食、住、家族、消費)、教育(初等教育、幼児教育、保育)、福祉を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。

【家政学部】

生活者の視点から衣、食、住、児童、家族、消費などにかかわる教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、生活にかかわる地球規模の問題解決にまで貢献できる知識・徳性・技術を備えた人材の育成を目的とする。

【人文学部】

人間と文化に関する領域において、豊かな人間性を備え、現代的な課題である少子 高齢化・情報の国際化・環境との共生などに立ち向かうことができる実践的な人材の 育成を目的とする。

【大学院人間生活学研究科】

人間生活にかかわる総合的かつ専門的知識及び技術を研究教育し、現代社会が直面する個人、家族及び地域をめぐる諸問題はもとより、地球規模の諸課題に対しても実践的に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

教育目的を達成するために、あらゆる学びの基礎となる力をつけ、幅広く深い教養・総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための「基礎科目領域」と、高度な専門的知識や技術を学ぶための「専門科目領域」及び資格を取得するための「資格科目領域」からなる教育課程を、体系的に編成している。「専門科目領域」では、各学部・大学院研究科において、以下のとおり教育課程の編成方針を設定している。

【現代生活学部】(平成 22(2010)年度は1年次のみ)

現代生活学部のいずれの学科の教育課程も、専門科目領域は「学部共通科目」、「学科共通科目」、「履修モデル科目」で構成している。「学部共通科目」は、家政、教育、福祉の学問分野全般を学んで基礎的な知識・技術を身につけると同時に専門への導入教育となる。各学科に設けられている「学科共通科目」、「履修モデル科目」は更に高度な専門的知識・技術を身につけるためのものである。

<現代家政学科>

「学科共通科目」は、家政学の全分野を総合的に学ぶ機会を設け、「履修モデル科目」は、各学生が希望する専門性を養い、将来の進路に活かせる科目で構成している。履修モデルは、「家族・消費者支援」、「環境・ツーリズム」、「ファッション・インテリア」、「生活と食の文化」の 4 つがある。課題を統合できる広い視野を持つ人材を育成するために、複数の履修モデルを学ぶことを推奨している。「専門科目領域」は、応用力・実践力を養うために、演習・実習・フィールドワークを重視する教育課程を編成している。

<健康栄養学科>

「専門科目領域」は、管理栄養士の養成課程としての教育体系を整えている。これに加えて、「栄養教育」、「臨床栄養」、「地域保健・福祉栄養」、「フードマネジメント」という 4 つの履修モデルを設定し、学生の進路に応じた選択科目を設けている。更に実践力を養うために、実験・実習・演習科目を多く配置する形での教育課程を編成している。

<生活デザイン学科>

「学科共通科目」は、人や自然に優しい社会をデザインするための基本である「衣・食・住」と、これを支える「もの」に関する知識と技術の習得に必要な科目を配置している。「履修モデル科目」は、各学生が希望する専門性を養い、将来の進路に活かせる科目で構成している。履修モデルは、「衣生活デザイン」、「食生活デザイン」、「住生活デザイン」、「ものとことの生活デザイン」の 4 つがある。課題を統合できる広い視野を持つ人材を育成するために、複数の履修モデルを学ぶことを推奨している。実践力のある人材を育成するため、実験・実習・演習を重視する教育課程を編成している。

<児童学科>

「学科共通科目」は、児童学の全分野を総合的に学べるよう設定している。「履修モデル科目」では、今日の子育て環境の中で発生する、児童にかかわるさまざまな問題を解決する能力を持つスペシャリストを育成するために、主として保育士並びに幼稚園・小学校教諭を養成するための教育課程を、実習・演習を重視しつつ、体系的に編成している。履修モデルは、「子どもの心理と発達」、「子どもの福祉と保育」、「子どもの生活と教育」、「子どもの健康と環境」、「子どもの文化と社会」という 5 つがある。課題を統合できる広い視野を持つ人材を育成するために 1 つだけでなく複数の履修モデルを学ぶことを推奨している。

<人間福祉学科>

「学科共通科目」は、福祉サービスを提供するための総合的な知識と技術を身につける科目を配置している。「履修モデル科目」は、ソーシャルワーカー(社会福祉など社会福祉事業に従事する人)としての高度な支援スキルを持つスペシャリストを育成するための(卒業時に社会福祉士の受験資格を取得することができる)教育課程を、実習を重視しつつ体系的に編成している。履修モデルは、「施設・行政・医療機関」、「心理・精神保健福祉」、「福祉ビジネス」の3つがある。課題を統合できる広い視野を持つ人材を育成するために複数の履修モデルを学ぶことを推奨している。

【家政学部】(平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

各学科・専攻は、教育課程編成方針として次のような特徴を持っている。

なお、平成 21(2009)年度に家政学科を再編して現代家政学科と健康栄養学科を発足させたため、今年度は、2年次と 3・4年次が異なる学科に所属している。そのため、現代家政学科と家政学科及び健康栄養学科と家政学科管理栄養士専攻を、併記して述べることにする。

<家政学科家政学専攻>(平成 22(2010)年度は 3・4 年次のみ)

生活全般における、確かな知識と技術を育むために、身近な家族のことから地域社会、更に地球レベルにまで視野を広げられるような教育課程を編成している。1年次は、幅広い分野に対応できる基礎力を身につけ、2年次からは、「ライフマネジメント」、「ファッションテキスタイル」、「食科学」の3コースに分かれて、専門的な実践力を養う。各コースは、総合力と専門性を身につけるために、選択科目を多く置き、多様な進路にあわせた科目を履修できるように設定し、履修モデルを提示して、適切な履修ができるよう指導している。

<家政学科管理栄養士専攻>(平成 22(2010)年度は 3・4 年次のみ)

食を通じて、あらゆるライフステージに適した生活の創造ができる人材を育成するために、学生の基礎能力の向上と応用力の向上を目指した教育を展開するための教育課程を編成している。学生の多様な進路にあわせた実践力を養うために、教育課程を栄養教育系、臨床栄養系、地域保健・福祉系、フードマネジメント系に分け、それぞれの進路に応じた選択科目を設けて、管理栄養士の社会的ニーズに応えるよう教育内容の充実に努めている。

<現代家政学科>(平成 22(2010)年度は 2 年次のみ)

「学部共通科目」と「コース専門科目」で構成している。「学部共通科目」は基礎的な知識・技術を養う教育課程で、家政学全般が学べ、かつ専門への導入教育となる。2年次からは、「ライフマネジメント」、「消費者教育」、「ファッションテキスタイル」、「食科学」の4コースに分かれて「コース専門科目」を学び、専門性を高める。課題を統合できる広い視野を持つ人材を育成するため、他コースの専門科目も履修することで総合性を養うよう指導している。

<健康栄養学科>(平成 22(2010)年度は 2 年次のみ)

管理栄養士国家試験受験資格を取得するための必修科目以外に、学生の希望する進路に応じて学習を深めることができるよう「栄養教育」、「臨床栄養」、「地域保健・福祉栄養」、「フードマネジメント」の 4 系を設定して学生の進路に応じた選択科目を設けている。また、学生が社会の構造を把握し、管理栄養士が活躍している職場を体験し、自分を見つめながら、管理栄養士としての進路先を見つけ出すことができるよう、体験的学習に一層の充実を図っている。

<児童学科> (平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

子どもが健康で幸せな環境が得られるよう支援するために、総合的視野と実践力を持つことができるよう総合性を基盤とする領域と、専門的な実践力養成のために、地域の親子が参加する幼児グループ活動を取り入れた実習・演習領域を特徴としている。また、将来の具体的進路に応じたカリキュラムを編成しており、保育士・幼稚園教諭・

小学校教諭の養成を行い、保・幼・小、相互連携についての理解ができるよう教育課程を編成している。

<住居学科> (平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

「住まう」という視点から、暮らしを考えていく。また、多様な進路に応じたカリキュラムに対応できるよう、「住居デザイン」、「住居システム」、「環境デザイン」、「建築デザイン」系を設け、現代の住居の多様化に対応した、インテリアデザインを含めた建築技術を総合的に学び、女子大学では数少ない 1 級建築士として社会に貢献できるような専門性も養う教育課程を設けている。

【人文学部】(平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

人文学部の各学科・専攻は、教育課程編成方針として次のような特徴を持っている。

<日本文化学科>(平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

日本文化を学際的な視野から多角的に研究し、また異文化理解を通して、国際社会と日本文化のかかわりを深く理解することを目指している。歴史・考古・民俗と書道からなる「歴史文化コース」と、日本語・日本文学と日本語教育からなる「言語・文学」コースで構成している。「専門科目領域」は「学部共通科目」と「コース専門科目」で構成している。

<工芸文化学科> (平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

「工芸」、「デザイン」の全般を歴史的・社会的な視点から学び、更に「モノづくり」を実際に体験しながら、豊かな創造性と表現力を培うことを目指している。また、専門深化に偏らず隣接領域との協働による総合的学習にも力点を置いた教育課程を編成している。「専門科目領域」は「学部共通科目」と「コース専門科目」で構成している。

<人間福祉学科>(平成 22(2010)年度は 2 年次)

相談援助に必要な知識や技術を身につけた、人間性豊かな福祉の専門家を育成することを目指して、人間の医学的・身体的理解及び社会・心理的側面からの理解を深めると同時に、多角的学際的に社会福祉問題への取り組みができるよう、更に卒業時に、社会福祉国家試験受験資格を取得できるように教育課程を編成している。「専門科目領域」は、「学部共通科目」と「コース専門科目」で構成している。

また、理論と実践を統合するための実習に重点を置いている。

< 人間福祉学科社会福祉専攻> (平成 22(2010)年度は 3・4 年次)

相談援助に必要な知識や技術を身につけた、人間性豊かな福祉の専門家を育成することを目指し、理論と実践を統合するための実習に重点を置き、また、卒業時に社会福祉国家試験受験資格を取得できるように教育課程を編成している。「専門科目領域」は、「学部共通科目」と「専攻専門科目」で構成している。

<人間福祉学科介護福祉専攻>(平成 22(2010)年度は 3・4 年次)

介護に限定された知識や技術にとどまらず、「家政」や「医学・社会・心理」の側面を統合して、より質の高い介護が行える人材の育成を目指している。理論と並んで実習を重視し、卒業時に介護福祉士の資格が取得できる教育課程を編成している。「専門科目領域」は、「学部共通科目」と「専攻専門科目」で構成している。

<文化情報学科>(平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

「コミュニケーション」をキーワードとして、情報、ビジネス、異文化理解等、幅

広い分野での知識や技術を学び、それらを有機的に結びつけながら行動できる人材の 育成を目指している。実務能力及び実用的英語力の養成も重視した教育課程を編成し ている。「専門科目領域」は「学部共通科目」と「コース専門科目」で構成している。

【大学院人間生活学研究科】

「生活形成論講座」、「健康形成論講座」、「環境形成論講座」、「生活文化論講座」の4 講座で構成され、それぞれの講座の教育研究の内容を次のように設定している。

生活形成論講座

個人と家庭及び社会とのかかわりの中で、生涯を通じての人間形成、主体的な生活管理、地域社会の機能等を通じて豊かで安定した生活を形成することを課題とする。

• 健康形成論講座

栄養にかかわる生理的機能の考察に基づいて、個人・家庭・社会のそれぞれのレベルにおける合理的な食生活と健康管理のあり方を検討し、健康な生活を形成することを課題とする。

• 環境形成論講座

生活環境を支える住居や地域施設・生活用具・衣服等の構成と管理の技術を、文化 的側面を加味した総合的考察に基づいて開発することにより、健全な生活のための物 資的条件を形成することを課題とする。

• 生活文化論講座

精神活動の最も直截な表現である思想・言語・文学等をはじめ、生活文化全般にわたって、日本と海外とを比較しつつ歴史的な形成の過程や価値観を明らかにすることを課題とする。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

【現代生活学部】

教養教育及び人間教育を最優先の教育テーマとして掲げ、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、「基礎科目」を設置している。

• 基礎科目

「文化と表現」、「数理と情報」、「からだと健康」、「自然と環境」、「社会と生活」、「生き方の問題」、「総合演習」、「外国語」、「日本語・日本事情」の9分野で構成している。中でも、「生き方の問題」分野の「大江スミ先生を語る」は、創立者の生涯を学ぶことによって、本学院の学生であることに自信と誇りを持つよう、自校教育の位置づけとして設定している。また、「総合演習」分野の「リテラシー演習」、「海外研修」などは、基礎学力の向上と幅広い視野を身につけさせることを目的としている。特に、「リテラシー演習」は、全学科1年次の必修科目で、レポート作成に必要となる情報収集とその活用能力及び日本語表現力を培うために、学生に適した教材を独自に開発し、複数の教員がチームを組んで指導に当たっている。また、「基礎科目」は、外国人留学生のために開設する「日本語・日本事情」分野を除く8分野全般にわたって1・2年次に履修することを推奨している。また、「基礎ゼミ」(1年次)、「キャリアデザイン」(2年次)、「インターンシップ」(3年次)を各年次に配置することで、入学から卒業・就職までの学業支援ができるように構成している。

• 専門科目領域

家政、教育、福祉の学問分野全般を学び、かつ、専門への導入教育のために、「学部共通科目」分野を設置している。この分野の多くの科目を 1・2 年次に配置することで、入学初期の教育課程で衣、食、住、家族・消費、生活文化、初等教育、幼児教育、保育、福祉に関連する分野を幅広く学び、基礎的な知識・技術を養い、次の、専門性を養う教育課程につなげる。

・履修モデル科目

現代生活学部に設置する各学科の学問分野を複合的、かつ、学際的に学ぶために、「学 科共通科目」を設置し、更に高い専門性を養うために設置している。

• 卒業研究

4年間の学習の集大成である卒業研究を、少人数のゼミ形式で実施し、きめ細かい指導を行う。卒業研究は、プレゼンテーションを持って完結し、成果は「卒業研究要旨集」として刊行される。

建学の精神にもあるように、理論を重視すると同時に、応用力・実践力をつけるための実験・実習・演習・フィールドワークを豊富に用意し、教育目的が教育方法に反映されるよう工夫している。

【家政学部 /人文学部】

総合力を養いながら専門性を身につけることを教育目標としていることから、特に 1、2 年次を中心として教養的内容を持つ「基礎科目」を履修し、それに「学部共通科目」を配置し、3・4 年次には、より専門的な科目を設置している。

• 基礎科目

8 領域に分けられており、所属する学科に関係なく各領域から幅広く履修するよう履修条件を定めている。「基礎科目」の 1 領域として設置している総合演習の「基礎ゼミ」、「海外研修」、「キャリアデザイン」「インターンシップ」は、総合力を養い、将来の進路を自ら決定していく段階的な教育方法となっている。「基礎ゼミ」の運営方法は学科によって異なるが、それぞれの学科、専攻の内容に応じて、新入生の導入教育の意味を持たせて展開している。

実地見学、先輩の体験談、大学生として必要なリテラシー教育(文章を読む・書く力、情報処理能力、プレゼンテーション能力等)、これから学ぶ専門分野に目を向け、また大学生活に馴染むこと等を配慮したさまざまな内容で構成している。

「海外研修」は、英語研修と異文化理解をテーマに隔年開講している。平成 20(2008) 年度の英語研修は、オーストラリアの大学における 3 週間の語学研修と現地でのホームステイを組み合わせる形で実施した。平成 21(2009)年度の異文化理解は、生活様式や考え方を学ぶことを目的に、フランスを研修地として実施した。いずれも、学内での事前準備と帰国後のレポート提出を伴うもので、国際的感覚を身につける科目として構成している。

「キャリアデザイン」は、1年次の「基礎ゼミ」と3年次の「インターンシップ」の中間に位置し、就職活動から卒業後の仕事、職業を考えるきっかけをつくるものである。履歴書の書き方、自己分析などの就職支援講座から始め、外部講師によるパネルディスカッションも含めて、社会人基礎力、就業のイメージ、個人ワーク、グルー

プワークを学ぶ。

「インターンシップ」は、企業・行政機関等の社会の現場における実体験を通して、 組織で仕事をする際の責任感、コミュニケーション能力等を理解し、将来の職場選択 の意識を高め、大学での学習目標を明確化する狙いで実施している。事前指導を行う とともに、実習成果報告会を実施し、プレゼンテーション能力も養っている。実習先 企業は、本学の産学連携を通じて場の提供を受けている。

• 学部共通科目群

主に 1・2 年次に設置され、それぞれの専門基礎としての位置づけで展開している。 学科の枠を超えてこの科目群を履修させることにより、あわせて専門性の広がりと関係性について意識づけることを狙いとしている。

• 専門科目

各学科、専攻の専門科目は、少人数クラスを基本とし実施している。とりわけ、知識に加え技術を習得し、実践力と応用力を身につけるという、建学の精神に基づき、いずれの学科・専攻にも、特徴ある実習・実験・演習を数多く設置している。

• 卒業研究

4年間の教育の集大成と位置づけ、それまでに必要な科目を履修させたうえで、少人数のゼミ形式で研究の進め方・方法、分析方法、まとめ方等、きめ細かい指導を行っている。卒業研究の成果は、論文・作品・実験等、多様であるが、いずれも最終的に研究発表会でのプレゼンテーションで仕上げている。

• 副専攻

学生のさまざまな関心に応えられるように、学科の壁を超えた学びの場として、学科の主専攻に加えて 8 コースの副専攻(古典文化学/文化遺産学/異文化交流/生活文化継承学/情報デザイン/インテリアデザイン/マンガ・アニメ文化/マルチカルチャー)を設けている。

【大学院人間生活学研究科】

授業科目履修については、専門性をより明確にした 6 履修コース (生活形成/健康 形成/環境形成/生活文化/心理発達/人間生活学総合)を設定している。

各履修コースは、それぞれの研究課題に関連する専門科目を主体として構成し、必修 12 単位を定め、特定の専門分野について深く学ぶことを第 1 の目標に置いている。 更にこれらを基礎として、学際的な学習・研究を遂行するため、選択 18 単位以上を組み合わせ、関連ある他分野を積極的に幅広く履修し、生活文化に関する総合的知見を身につけるよう推奨している。

履修コースで特徴的なものは、「人間生活学総合」で、本研究科の理念・目的・教育目標である研究・教育の学際性を極限まで高めることを目標としており、学生自身が、目標とする研究の内容に応じて、指導教員の下に必修 12 単位を自主的に設定することが可能となっている。

学生には入学時に研究計画書を提出させ、学際的研究・教育の実施のため、各講座では、提出された研究計画書をもとに、できるだけ異なる講座に属する 2 人ないし 3 人の研究指導教員を選定し、「東京家政学院大学大学院企画運営委員会」(規則集 1422 頁)の了承、「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科会議」(規則集 1421 頁)への

報告・了承を経て、研究指導教員を決定する。複数の指導教員のもと、研究指導・論 文作成が行われるが、1年次終了時、2年次中間時の2回、修士論文中間発表会があり、 研究科所属のさまざまな分野の教員から助言を受ける機会を設けている。

(2) 3-1の自己評価

「KVA 精神」を基本とする本学の使命・目的及び学生のニーズ、社会的要請に基づいて、学科、専攻の課程ごとに、教育目標を持ち、その目標を達成するために具体的なカリキュラムが編成されており、総合的に見て、教育目的は教育内容、教育方法に十分反映されていると評価できる。学生の授業評価の結果を見ても、学生の授業に対する満足度は高い。

一方、近年の学生の基礎学力差の拡大、学生の関心の多様化に対応し、教育課程の編成に一層の工夫が必要である。

大学院は、家政・人文両学部で行われてきた生活の技術及び文化に関する教育研究の伝統を基礎とし、高度の総合的知識に支えられた創造的・指導的能力を持つ人材を育成することを目的とする。この目的の実現のため、家政・人文両学部の境界を取り去り、各種の専門分野の学際的な交流協力を通じて、多様な領域にまたがる知識の習得を可能にしている。教育目的は大学院の教育内容、教育方法に十分反映されており、適切である。また、新しく設置した現代生活学部も、人文・社会・自然科学を総合する学部であるため、大学院の目的と一致している。各履修コースには、それぞれの研究課題に関連する専門科目を主体として構成されるため、多数の多彩な科目が設けられている。この点は長所でもあるが、専門的領域により偏りが生じる可能性があり、その対策が課題である。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・各学部は「東京家政学院大学現代生活学部学務部会」(規則集 1232 頁)、「東京家政学院大学家政学部学務部会」(規則集 1233 頁)、「東京家政学院大学人文学部学務部会」(規則集 1234 頁)及び「東京家政学院大学学務委員会」(規則集 1231 頁)、大学院は「東京家政学院大学大学院カリキュラム委員会」(規則集 1441 頁)において、常に教育課程の点検や見直しを行っており、今後も、教育目的が教育課程や教育方法に反映されるよう、部会や委員会の運営を継続するとともに、学生による授業評価や教員相互の授業参観を参考に、常に、学生の状況や社会のニーズを把握し、これに応じて、教育課程、教育方法の改善策を講じる。
- ・教育目的に応じ、学部における多様化する学生に十分対応するため、入学時のリテラシー教育及び基礎力の向上の徹底など、教育内容、教育方法の一層の改善を図る。
- 3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。
- (1) 事実の説明(現状)
 - 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

【現代生活学部/家政学部/人文学部】

学部のカリキュラム体系は、幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を養う「基礎科

目」と、各分野の専門的知識や技術を修める「専門科目」及び両区分から自由に選択できる「自由選択科目」(他学部他学科他専攻からも 30 単位まで取得可)によって構成している。

卒業必要単位数は、「専門科目」から 64 単位、「基礎科目」から 30 単位、「自由選択科目」から 30 単位の 124 単位であるが、児童学科は「専門科目」から 74 単位、「基礎科目」から 20 単位、「自由選択科目」から 30 単位の 124 単位、家政学科管理栄養士専攻は「専門科目」から 102 単位、「基礎科目」から 18 単位、「自由選択科目」から 4 単位の 124 単位、健康栄養学科は「専門科目」から 109 単位、「基礎科目」から 17 単位、「自由選択科目」から 4 単位の 130 単位である。

【大学院人間生活学研究科】

修了単位数は 30 単位で、各履修コースの必修 12 単位と、学際的な学習・研究を遂行するための選択 18 単位以上を組み合わせることになっている。必修 12 単位のうち、8 単位は 1・2 年次に開講される「生活文化特別研究演習」に当てられる。「生活文化特別研究演習」は、主たる研究指導教員を含む複数の教員による指導を通じて、修士論文又は修士作品の作成に至るプロセスを遂行することにより、問題解決の能力を養い、当該専門分野における研究の発展に寄与できることを目標としている。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

学科・専攻の各課程の授業科目は、以下のような内容となっている。その具体的授業科目は、データ編表 3·1 に示すとおりである。

【現代生活学部】

家政、教育、福祉の学問分野全般を学ぶと同時に専門への導入教育となるように、「学部共通科目」を設けている。多くの科目を 1・2 年次に配置することで、入学初期の教育課程において衣、食、住、家族・消費、生活文化、初等教育、幼児教育、保育、福祉に関連する分野について幅広く学び、基礎的な知識・技術を習得することができる。「学部共通科目」は総合的学問としての「現代生活学」の基盤と位置づけられている。以下に、「学科共通科目」と「履修モデル科目」について、学科ごとに記述する。

<現代家政学科>

「学科共通科目」の「現代生活論」(2年次、必修科目)は、現代社会における諸問題について深く考えさせるものであり、「現代家政と KVA」(3年次)は知識と徳性と技術を兼ね備えたうえで現代社会との関係を考察するものである。更に、高い専門性を養うために、専門科目領域に「履修モデル科目」を設けている。履修モデルは、「家族・消費者支援」、「環境・ツーリズム」、「ファッション・インテリア」、「生活と食の文化」の4つがあり、演習やフィールドワークに力を入れている。教育課程の4年次前・後期には、4年間の学び及び人間形成の集大成としての「卒業研究 A・B」(必修科目)を設定することで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

<健康栄養学科>

管理栄養士養成施設として指定されているため、専門科目は管理栄養士の養成課程としての教育体系を整えている。と同時に、学生が管理栄養士の社会的ニーズを把握し、希望する進路に応じて学習を深めることができるように専門科目領域に「履修モ

デル科目」を設けている。履修モデルは、「栄養教育」、「臨床栄養」、「地域保健・福祉 栄養」、「フードマネジメント」の 4 つがあり、いずれも実験・実習・演習に力を入れ ている。すなわち、2 年次には「健康栄養プロデュース実習」、3 年次には「給食運営 臨地実習」、「臨床栄養臨地実習」、「公衆栄養臨地実習」、4 年次には「実践健康栄養プロデュース実習」と、段階的に学べるよう設定している。また、近年社会的にニーズ が高まっている栄養教諭に関しては制度創設時から「栄養教諭資格に関する科目」を 設置し、栄養教諭の養成を行っている。

<生活デザイン学科>

「学科共通科目」は、人や自然に優しい社会をデザインするための基本である「衣」、「食」、「住」とこれを支える「もの」に関する知識と技術の習得に必要な科目を配置している。更に、高い専門性を養うために、「専門科目領域」に「履修モデル科目」を設け、各学生が希望する専門性を養い、将来の進路に活かせるように実験・実習・演習系の科目を中心に構成している。履修モデルは「衣生活デザイン」、「食生活デザイン」、「食生活デザイン」、「住生活デザイン」、「ものとことの生活デザイン」の4つがある。また、「専門科目領域」の「学部共通科目」、「学科共通科目」及び「履修モデル科目」を履修することで、「衣」、「食」、「住」の各領域で高い専門性が要求される資格(1級衣料管理士、フードスペシャリスト、1・2級建築士)の受験が可能になる。4年次前・後期には、4年間の学び及び人間形成の集大成として「卒業研究 A・B」(必修科目)を設けることで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

<児童学科>

「学科共通科目」は、今日の児童をめぐるさまざまな問題への対応と解決に貢献するため、総合的な視野と叡智を持ち、子どもの理解と子どもにかかわる問題の解決に優れ、人間性豊かで実践力のある専門家を育成するのに必要な科目を配置している。更に、専門的かつ総合的に児童学の理論と方法と実践を学ぶことができるよう、取得資格にも配慮して、「履修モデル科目」を設けている。履修モデルは、「子どもの心理と発達」、「子どもの福祉と保育」、「子どもの生活と教育」、「子どもの健康と環境」、「子どもの文化と社会」の5つがあり、それぞれ実習、演習を重視した科目で構成している。最後に、4年次前・後期に、4年間の学び及び人間形成の集大成としての「卒業研究 A・B」(必修科目)を設けることで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

<人間福祉学科>

「学科専門科目」は、福祉サービスを提供するための総合的な知識と技術を身につける科目を配置している。更に、ソーシャルワーカー(社会福祉士など社会福祉事業に従事する人)としての高度な支援スキルを持つスペシャリストを育成するために、「履修モデル科目」を設けている。履修モデルには、「施設・行政・医療機関」、「心理・精神保健福祉」、「福祉ビジネス」の3つがある。最後に、4年次前・後期に、4年間の学び及び人間形成の集大成としての「卒業研究 $A\cdot B$ 」(必修科目)を設けることで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

【家政学部】

「児童学概論」、「食科学概論」等の概論系科目と「基礎化学」、「基礎生物学」等、今後進む分野の基礎となる科目と「基礎調理」、「服飾造形実習」、「心理学実験」、「自

然科学演習」等の専門の基礎となる実験・実習・演習科目が設置されている。この分野は、家庭科の教職に必要な実習等が含まれており、学部共通として適切な科目を設置している。

<家政学科家政学専攻>(平成 22(2010)年度は 3・4 年次のみ)

「ライフマネジメントコース」では、子ども、女性、家族、消費者、生活、調査・研究等の分野に分け、専門科目を設定している。「ファッションテキスタイルコース」では、材料、加工・整理、企画・造形、流通・消費・環境等の分野に分類し、材料から被服構成まで段階的に学ぶ授業科目となっており、1級衣料管理士の資格がとれるように科目を配置している。「食科学コース」では、食品・バイオ、食文化・調理、総合の分野に分かれ、食をトータルに把握しながら食品開発等を可能とする科目構成となっており、フードスペシャリストの資格がとれるように科目が配置されている。いずれのコースでも高等学校・中学校家庭科教員免許状を取得できるように科目を配置している。平成 19(2007)年度入学生については、教育課程の 4年次前・後期に、4年間の学び及び人間形成の集大成としての「生活考現論 $A\cdot B$ 」若しくは「卒業研究 $A\cdot B$ 」(いずれかの組み合わせで必修)を設定することで、また、平成 20(2008)年度入学生については、「卒業研究 $A\cdot B$ 」(必修科目)を設けることで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

<家政学科管理栄養士専攻>(平成 22(2010)年度は 3・4 年次のみ)

管理栄養士養成課程のため、ほとんどの科目が必修科目となっているが、それに加えて「フードサービスビジネス論」、「スポーツ栄養学」、「カウンセリング論」、「福祉栄養ケアマネジメント論」等、選択科目を設定し、社会の求める人材に適応できるよう配慮している。また、「食物・栄養演習」では、1年次から学んできた専門の関連性を学ぶため、基礎から実践へとつなぐ能力を育成するために、Aから Dまで 4 段階 (3年次は A から Eまで 5 段階) で展開している。また、栄養教諭資格取得科目を設置し、児童・生徒に対する食教育の専門家を養成している。

<現代家政学科>(平成 22(2010)年度は 2 年次のみ)

専門科目は、「学部共通科目」と「コース専門科目」で構成している。「学部共通科目」は、基礎的な知識・技術を養う教育課程で家政学全般が学べ、かつ専門への導入教育となる。この課程では、1年次に家政学全般を幅広く学ぶことを可能とする科目を開設し、2年次でのコース選択の指針となるよう構成している。また、家政学の自然科学領域を学ぶための基礎的科目、衣食等の基本的生活技術の実習科目も1年次に設置している。2年次、3年次の「学部共通科目」は順次減少し、コースを中心とする専門科目を履修させるよう編成している。また、各コースで専門性を高めると同時に、課題を統合できる広い視野を持つ人材を育成するため、他コースの専門科目も履修させ総合性を養う。最後に、4年次前・後期に、4年間の学び及び人間形成の集大成としての「卒業研究 A・B」(必修科目)を設けることで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

<健康栄養学科>(平成 22(2010)年度は 2 年次のみ)

家政学を基盤に生活の多面的視野を持ち、多くの異業種と連携できる資質の備わった管理栄養士の養成を目指している。その基盤として「基礎科目」や生活を構造的に

把握する力を養うための「学部共通科目」を設けている。更に、社会的視野を持った教育を重視し、保健・福祉・教育行政や食品関連企業等との連携を強化し、学生に肌で社会を体験する学びの場を提供している。東京都の多摩地域の生活圏と、23 区を中心とした最先端の知識・技術を持つ都市圏での教育環境を活かし、社会に開かれた大学であるとともに、これらの体験や臨地実習を通して実社会で活躍できる学生を養成する。こうした知識や体験を通して生活者の視点に立って管理栄養士の果たす役割を体得する。

<児童学科> (平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

「学科専門科目」を「児童保育領域」、「児童教育領域」、「児童心理領域」、「児童文化領域」、「児童健康領域」、「児童福祉領域」の4領域に分け、体系的な教育課程を設置し、特に総合的な視野と実践力を養うための科目に特色がある。例えば、「小児の栄養」は、発達段階に応じた食物摂取について実習を通して考える科目として設置している。また、心理劇を取り入れた演習・実習、地域の親子の参加を得ながら幼児グループ活動を実践し、子ども・親・学生が共に育ち合える実習となっている。また、絵本等の制作を通して児童文化への理解を深める科目も設置している。教育課程の4年次前・後期には、4年間の学び及び人間形成の集大成としての「卒業研究 A・B」(必修科目)を設定することで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

<住居学科> (平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

「学科専門科目」を「住居デザイン」、「住居システム」、「環境デザイン」、「建築デザイン」に分けて設置し、将来の進路にあわせて2領域から履修内容を選択する。

「住居デザイン」では、住居図面の表現方法、住居の色々な住まい方、よりよい設計方法等から学ぶ視点を設け、「住居システム」では、安全で丈夫な住宅の作り方、高齢者・障害者等に優しい住環境の作り方を通して、住居学の基礎を学び、より実践的能力の養成には、「環境デザイン」又は「建築デザイン」を履修するよう設置している。教育課程の 4 年次前・後期には、4 年間の学び及び人間形成の集大成としての「卒業研究 $\mathbf{A} \cdot \mathbf{B}$ 」(必修科目)を設定することで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

【人文学部】(平成 22(2010)年度は 2・3・4 年次)

それぞれの学科・専攻には、独自の「専門科目」を用意している。このうち講義科目は、1・2年次に概論系科目と包括的内容科目を配し、3年次以降に、より高度な専門的内容や隣接領域との関連を導く科目を配している。演習科目は、学年進行とともに徐々に専門的な知識・技術・技法が身につくように設定している。これは、3・4年次、あるいは卒業研究において、それまでに培った知識や技術を積み重ねて、各自が設定したテーマに取り組むことができるよう、あるいは校内外の実習において実力が発揮できるよう科目編成をしている。

<日本文化学科>

2年次から、歴史・考古・民俗と書道の「歴史文化コース」と日本語・日本文学と日本語教育の「言語・文学コース」の2コース4専門分野に分かれ、3年次からはゼミに所属して卒業論文・制作に取り組む。「見て触って感じる日本文化」という学科コンセプトを踏まえ、一貫して演習・実習(フィールドワークを含む)を重視した科目で構成している。教育課程の3年次からはゼミに所属し、卒業論文・制作を手がけるこ

とによって4年間の学びの集大成を図るべく設定された教育課程の編成方針に即して、 全ての授業科目を配置している。

<工芸文化学科>

1年次で基礎を学び、2年次で「工芸文化」、「リビングデザイン」の2コースに分かれてより専門性を深め、4年次で卒業論文・制作を完成させる。各コースとも「百聞は一見に如かず、百見は一験に如かず」の方針に沿って、体験学習と演習を重視している。4年次からはゼミに所属し、卒業論文・制作を手がけることによって4年間の学びの集大成を図るべく設定された教育課程の編成方針に即して、全ての授業科目を配置している。

<人間福祉学科>(平成 22(2010)年度は 2 年次)

1年次は、「基礎科目」と「学部共通科目」を中心に学び、2年次から段階的に専門科目を配当し、3年次からは、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」を目指して「コース専門科目」を学ぶよう、実践力を養うための演習や実習を含めた科目を配置している。最後に、4年次前・後期に、4年間の学び及び人間形成の集大成としての「卒業研究 $I \cdot II$ 」(必修科目)を設けることで、教育課程の目的達成の確認を行っている。

<人間福祉学科社会福祉専攻>(平成 22(2010)年度は 3・4 年次)

1年次に「基礎科目」と「学部共通科目」の履修、2年次から段階的に専門科目を配当している。3年次からは、「社会福祉士」、「精神保健福祉士」という専門職としての進路を見極めることを目標に、実践力を養うための演習や実習を用意している。また、資格取得を目指すと同時に、4年次において、集大成としての卒業研究を完成させることができるよう、授業科目を組み立てている。

<人間福祉学科介護福祉専攻>(平成 22(2010)年度は 3・4 年次)

1年次では、基本的な知識や教養を身につけ、協働と共感することを学び、2年次からは専門的知識や技術を学ぶ。更に、3年次からは、「介護福祉士」を目指して実践力を身につけるために、演習や実習科目を用意している。同時に、4年次には、集大成としての卒業研究に取り組み完成するよう、授業科目が組み立てられている。

<文化情報学科>

1年次では基礎力を身につけ、2年次からは情報メディア分野(情報技術、デジタル文化の創造を含む)・経営ビジネス分野(経営管理、会計、マーケティングを含む)の「文化情報コース」と、英語等の語学力を高め異文化について学ぶ「比較文化コース」の2コースに分かれる。4年次からはゼミに所属し、卒業論文・制作を手がけることによって4年間の学びの集大成を図るべく設定された教育課程の編成方針に即して、全ての授業科目を配置している。

【大学院人間生活学研究科】

各履修コースでは概ね講義科目と演習科目を一対とし、演習の時間を十分に用意することにより学生の理解を深めている。また、他大学から大学院研究科に入学した学生に対しては、指導教員の判断により、学部に開講されている関連の科目を受講させることにより、その学生の基礎学力を補っている。少人数での受講であるため、シラバスはあらかじめ用意されているが、学生の希望を取り入れながらの授業内容となる。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。 【現代生活学部/家政学部/人文学部】

• 学年暦

学年、学期及び休業日は、学則第5章に定められている。(資料編 F-3) また、全学の年間学事予定、授業期間は、「学生便覧」(資料編 F-5·1 頁) に明示しており、また各学科独自の学事資料や履修案内もあわせて、新学年当初のオリエンテーション時に学生に配付し、徹底を図っている。

•授業期間

大学設置基準第 22 条に従い、年間授業期間を 35 週にわたり設定している。4 月 1 日から 9 月 20 日までを前期、9 月 21 日から 3 月 31 日までを後期としている。90 分を 1 授業単位とし、各学期とも全ての科目について定期試験を除き 15 週を確保し、休講の場合は必ず補講を行っている。また、台風、雪害による休講等には、Web を用いた情報伝達サービスを活用するとともに、掲示板を利用した情報伝達を行っている。

【大学院人間生活学研究科】

学士課程と共通の課程の学年暦を「大学院要覧」(資料編F-5・巻頭頁)に刷り込み、毎年配付している。学生は、 $1\cdot 2$ 年次とも学年の初めにオリエンテーションを開催し、年間予定表を配布し、計画的に運営している。

<u>3-2-④</u> 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

【現代生活学部/家政学部/人文学部】

卒業するには2つの要件を満たす必要がある。

- ①4年以上在学すること。ただし、3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、本学の大学院研究科に進学する者については卒業を認定することがある。(早期卒業制度)(資料編 F-3)
- ②所定の授業科目及び卒業必要最低単位数(データ編表 3-1、表 3-4)を修得すること。進級の条件は特に設けていない。ただし、卒業研究の履修に当たっては、各学科別に「卒業研究内規」(資料編 3-5)で卒業研究の履修に必要な単位数を定めている。

各科目は、学習効果を考えて適切な学年に配当されている。従って、原則として上級学年の授業科目は履修できない。

履修登録は、学期ごとに行う。また、単位を修得した科目は、再履修することができない。なお、編入学してきた学生の既修得単位に関しては、出身校で履修した単位を、60単位を超えない範囲内で認定し、学生の負荷を軽減している。

【大学院人間生活学研究科】

修了要件は、当該課程に2年以上在学し、大学院学則第8条に定められた授業科目等について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文、修士作品又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならないと定めている。

進級要件は設けず、在学セメスターを満たせば 2 年次へと進級するシステムである。また、職業を持つ学生(その他研究科長が認めた場合を含む)が長期履修を希望する場合には、それぞれのケースによって総年数 5 年から 6 年をかけて履修することができる。 [東京家政学院大学大学院長期履修学生規則](資料編 F-3)

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つたの工夫 が行われているか。

【現代生活学部/家政学部/人文学部】

・年間履修登録単位数の上限

44 単位と定め、それぞれの学年において深く学習できるよう、また各学年で偏りが 生じぬよう配慮している。ただし、卒業要件単位に含めない資格科目の履修単位は これに含めない。

•成績評価

科目担当教員が、定期試験、レポートの成績、出席状況や授業への参画等を総合して行う。また、出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2に満たない場合は、当該科目の受験資格を失う。成績評価の方法、評価項目及びその比率については、科目ごとに「シラバス」に明記している。

成績評価の表記、評点、評点基準、グレードポイントは、表 3-2-1 のとおりである。

	表記	評点	評点基準	グレードポイント
\mathbf{S}	(秀)		特に優秀な成績	4
Α	(優)		すぐれた成績	3
В	(良)		要求を満たす成績	2
\mathbf{C}	(可)	60~69点	合格と認められる最低の成績	1
D	(不合格)	59点以下	不合格	0
		99派54	実習、実験、演習のうち一部の科目における不合格	U
P	(合格)		実習、実験、演習のうち一部の科目における合格	2
N	(認定)		単位認定(他大学・短大等で取得した科目)	算定対象外
K	(欠席)		試験に欠席	0
X	(受験資格なし)		出席日数不足により受験資格がない場合	0
\mathbf{F}	(不正行為)		試験において不正行為を行った場合	0

表 3-2-1 成績評価

成績評価のグレードポイントは次の方式によりグレードポイントアベレージ (GPA: Grade Point Average) を算出し、学業成績の指標として活用するとともに、個々の学生の指導に役立てている。

グレードポイントアベレージ (GPA) = $(4.0 \times S)$ の修得単位数 $+3.0 \times A$ の修得単位数 $+2.0 \times (B+P)$ の修得単位数 $+1.0 \times C$ の修得単位数) / 総履修登録単位数

【大学院人間生活学研究科】

・年間履修登録単位数の上限

年間履修登録単位数は、定めていない。

• 成績評価

「優」、「良」、「可」、「不可」の4段階とし、学士課程で導入しているGPA制度については、大学院においても有効であるかどうかを目下検討中である。なお修士論文、修士作品又は特定の課題についての研究成果の評価は、「合」、「否」によって判定する。評価方法は、「大学院要覧」中の「授業計画(シラバス)」(資料編3-3·27~48

頁) に記載している。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

【現代生活学部 / 家政学部 / 人文学部】

各学部いずれの学科も、講義だけではなく、実験・実習や学内外における実習・演習に力を入れている。また、平成 22(2010)年度入学生より本学及び所属学科への帰属意識を育てるとともに、教職員、上級生との交流を図り今後の学生生活の不安をなくし楽しく充実した大学生活の第一歩を踏み出すことを目的とした「新入生オリエンテーションキャンプ」を実施している。

その他の教育活動として、以下のようなプログラムを展開している。

• 産学連携

産学協同を目標に掲げ、平成 19(2007)年 7月に西武信用金庫と本学が包括的な連携協定を締結した。これに伴い、同信用金庫の取引先中小企業関係者と本学教職員・学生たちの交流会を平成 19(2007)年以降、年1回開催している。(資料編 3-6)企業との連携による新しい研究テーマの進行状況を学生が発表するなど、製品化につながる開発経験は学生にとって極めて大きな教育効果がある。

・地域貢献への学生の参加

本学では、食品開発、外部機関との住宅設計等、産学協同の一環として、学生に社会とのつながりを実感させる経験を重視している。毎年、新宿で開催される「東京発!物産・逸品見本市」、「ビジネスフェア from TAMA」等(資料編 3-6)に学生を積極的に参加させ、社会的活動を計画・実践できる人材の育成を目指している。

・地域連携による特設科目及び単位互換制度

本学を含む 23 大学が連携している八王子学園都市大学に、本学から科目を提供している。同大に開設する場合と本学において開放し、受講生が本学で受講する場合とがある。本学開講の場合は、女性受講生に限られている。

単位互換制度は、先にあげた八王子学園都市大学に加盟する 9 大学・短期大学とで単位互換協定を締結した「大学コンソーシアム八王子」に加えて、「社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩(以下「ネットワーク多摩」と称する)」がある。ネットワーク多摩では、大学提供科目のほか産学連携事業科目として、朝日新聞社、読売新聞社、NHK 等との提携講座や NPO・企業オムニバス講座を本学学生が受講することが可能となる。

・大学特別公開授業、客員教授による特別授業

本学では、例年公開授業として学外から著名人を招き、学生と地域の人とともに授業を受けることを企画している。また、本学では客員教授による特別授業も実施している。本学の卒業生であり NHK きょうの料理の講師であった城戸崎愛氏による料理デモンストレーションと講演などを行っている。特に卒業生が社会で活躍していることで、学生たちの励みとなり、目標ともなることで教育効果は大きい。

・インターンシップ

企業・団体における実習による経験は、社会の仕組み、職業意識に関する感覚を身 につけ、将来の進路を定め、勉学のモチベーションを高めるためにも重要なものとし

て取り入れ、実習後には報告書を作成し、企業者を招いて報告会を開催している。

【大学院人間生活学研究科】

主に社会人が長期にわたり計画的に教育課程を履修できるよう、履修期間を 3 年又は 4 年に延長できる長期履修学生制度を実施している。

40人以上の教員が「生活形成論」、「健康形成論」、「環境形成論」及び「生活文化論」 の4つの大講座を構成し、学生は授業科目の構成の異なる6つの「履修コース」から 選択履修し、教育研究において専門性と総合性との両立を図っている。

講義科目と演習科目が対をなし、講義だけではなく、演習・実習を行い、実践的体験 学習ができるよう配慮している。

教員の指導により、学生の研究課題にあわせ必修科目を自由に設定できる「人間生活学総合コース」が設置されており、これにより極めて学際性の高い研究を実施することができる。

TA(Teaching Assistant)制度(資料編 5-6)により、学部学生の教育補助業務に携わることにより、自身の研究課題に沿った実践的スキルを身につけることができる。

指導教員の指導のもと、学士課程の科目を履修することができるため、研究課題に 関連する基礎学力をつけることができる。

それぞれ指定された授業科目について 24 単位以上修得すると、中学校・高等学校教諭 1 種免許状 (家庭) を有する学生は、中学校・高等学校教諭専修免許状を、管理栄養士免許証及び栄養教諭 1 種免許状を有する学生は、栄養教諭専修免許状を取得することができる。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、 添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して 行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学ではいずれも通信教育を行っていない。

(2) 3-2 の自己評価

【現代生活学部/家政学部/人文学部】

教育課程の編成方針の基本として大学設置基準の要件を満たしている。教育課程の編成方針に即して編成された教育課程は、建学の精神、大学の使命・目的を踏まえ、各学科の目的・目標、教育課程の編成方針に則して体系的に編成されており、それに沿って授業科目・内容が設定され、適切に運営している。年間学事予定、授業期間、更に単位の認定、卒業・修了の要件は大学設置基準を遵守して定められ、公開されたうえで厳正に適用している。また単位制度の実質を保つため、履修登録単位数の上限を設定し、GPA評価を活用している。各学科では教育内容・方法に独自の工夫をこらし、特色のある授業を展開している。

【大学院人間生活学研究科】

教育課程は、大学院の教育課程の編成方針に則して、学生の学習と研究が円滑に進行できるよう体系的に編成されている。それぞれの学生の所属する履修コースにより、

必修科目と選択科目を組み合わせる形態で、専門性と総合性の両立を図っており、概 ね適切に運用されていると評価できる。特定の分野における専門性をより高めるため、 必要な選択科目の開設に向け、カリキュラムの精査が課題である。

受講者数は多くても 3~5 人程度で、文字通り少人数教育を実践している。そのため 学生が積極的に授業に参加し、活発な意見交換による高い学習効果は評価できる。学 際性の高い研究課題に対応できるよう「人間生活学総合コース」が設置されているが、 このコースに所属する学生の修士論文は、家政・人文両系の教員による共同の指導か らなるため、より学際的研究課題となり、適切に運用されている。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

【現代生活学部/家政学部/人文学部】

- ・教育課程の編成及び教育方法については、今後も常に教育課程の編成方針及び社会 の状況や学生のニーズを確認しながら、教育内容、教育方法の改善を継続する。
- ・学生の特性に応じた才能の開発及び能力の向上を図るための学習支援体制を整備する。

【大学院人間生活学研究科】

- ・教育課程の編成及び教育方法の改善は、引き続き行う。
- ・平成 18(2006)年度から FD(Faculty Development)の一環として実施している意見聴取を、教育・研究指導方法の改善を促進する一助として継続するため、少人数(1、2人)の授業における授業評価の方法を確立する。
- ・留学生、社会人等の増加に伴い多様化している学生の要求に応えるためのカリキュ ラム改革を実施する。
- ・入学を希望する社会人の通学利便性を考慮し、千代田三番町キャンパスでの開講を 実現する。このため、学内 LAN を用いた町田・千代田三番町キャンパス間で双方向 授業を積極的に進める。
- 3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 事実の説明(現状)

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の 企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための 努力が行われているか。

学生の学習状況は、履修登録・成績・単位修得等の情報を教務課がコンピュータ管理しており、必要に応じていつでも参考にできる状態にある。学習の達成度を測るうえで重要な要素である成績は、シラバスに記載されている成績評価基準に則って厳正に評価されており、その結果と FD の一環として実施されているアンケート調査結果とを比較・検討することで、教育目標達成状況を客観的に把握できるようになっている。

平成 21(2009)年度は前期・後期に各 1 回、アンケート調査が実施され、386 科目について結果が提出された。調査科目について履修学生の学習達成度が評価できるような結果を教員にフィードバックしている。また、学生にはホームページ(学内限定)

で公開している。

一方、学部ではクラス担任やゼミ・卒業研究担当者、また、大学院では研究指導教員が、個々の学生の学習状況の把握に努めており、必要に応じて個人面談などを通じての個別指導を行っている。

資格取得、就職状況の調査については、各学生に「進路登録カード」の提出を義務づけ、クラス担任やゼミ・卒業研究担当者の協力を得て、就職課が情報収集と記載・提出の指導を行っている。また、平成 21(2009)年度からは「連絡システムに就職情報を統合した双方向ネット就職支援システム」の運用を始めている。運用開始段階でまだその機能は十分に活かされてはいないが、在学生からの状況情報の取得が効率的に進められるようになってきている。

これら以外に、卒業時に、授業内容、学習支援、就職・資格取得指導など 25 項目についてアンケート調査を行っており、平成 21(2009)年度卒業生については、全 8 学科、大学院あわせて 368 人より回答を得ている。その結果、学習支援については、全体の38.9%が「満足」「やや満足」と回答し、「普通」までを加えると 92.1%の評価を得ている。また、就職・資格取得指導については、全体の55.4%が「満足」「やや満足」と回答し、「普通」までを加えると 89.1%の評価を得ている。なお、これらの支援・指導の結果としての、具体的な国家試験結果、資格取得状況、就職先、業種別データ等は、教授会に報告されている。

また、インターンシップ先、卒業生の就職先、共同研究を実施している企業など本 学が連携している自治体、企業、各種団体を招いて毎年度開催している地域交流会は、 本学学生、卒業生の状況を聞く機会となっている。

(2) 3-3 の自己評価

集められた情報が、学生指導に役立てられているが、授業評価アンケートの解析に時間がかかることから、結果が教員に届くのが遅れ、授業への反映が効果的に行われていない側面がある。また、その結果への対応についても、教職員、学科間などで意識差などがあり、組織としての取り組みを均質にすることが課題である。

クラス担任やゼミ・卒業研究担当者による指導は、学生からも高評価を得ており、 本学の強みの1つである。

就職・資格取得状況調査は、就職課のみならず上記のクラス担任やゼミ・卒業研究担当者を通じて行われており、状況の把握については努力を続けている。結果として、全体を把握するのには十分な情報を集めているが、就職・資格取得支援を効果的に受けていない学生をどうするかが問題であり、このような学生からの状況収集が課題である。

学習支援、就職支援、資格取得支援の状況は、卒業時にアンケートを実施して把握に努めている。その結果、一定の評価を得ており、現在の方針を基本に進めていくこととするが、今後、学生ニーズに配慮し指導体制の一層の整備を図ることが課題である。

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・教育目的の達成状況を把握するための情報収集を継続する。
- ・教育目的の達成状況は、学生一人ひとりの学習成果が集約されたものであり、その 点検・評価に当たりそれぞれの学生に着目することができるよう、今後、ポートフ オリオ等を作成・活用する。
- ・学生とのコミュニケーションを一層強化するとともに、教職員、学科間などでの意識差を解消するため、オフィスアワーの見直し、学習支援センターの整備・強化など、学生のニーズに配慮した具体的施策を講じていく。

【基準3の自己評価】

本学では、「KVA 精神」に基づいて、教養教育に力を入れつつ、実践的な実験・実習・演習・フィールドワークを重視してきた。学科によって、国家資格を取得して社会で活躍する専門家を育成するための教育課程が体系的に編成され、編成方針に沿った授業を展開している。総合性と専門性を共に高めてきた成果は、資格試験の合格率(資料編 3-7)や、学生による授業評価や教員間での授業評価の結果等によって明らかである。また、学外機関との連携科目が増加しており、国内・外の大学、地域、企業、自治体と連携し、キャリアに結びつく専門教育が充実できている。しかし、改組・改革によるカリキュラム移行期には、現代生活学部、家政学部、人文学部の 3 学部が併存するため、それに伴う不測の事態が生じないように、時間割作成など具体的な課題に細心の注意を払う必要がある。それに加えて、平成 23(2011)年度には、現代家政学科と健康栄養学科の 2 学科が千代田三番町キャンパスに移転するため、2 キャンパス制の弊害が出ないよう、念入りな準備が不可欠である。

【基準3の改善・向上方策 (将来計画)】

教育課程の編成方針に即してより体系的な教育課程を設定するため、次の 3 点に絞って集中的に取り組む。

- ①2 キャンパス化に向けて、それぞれのキャンパスの教育が円滑に行われるよう、学務 部会及び基礎教育部会においてカリキュラム、時間割を再編成する。特に、外国語 教育や情報教育が一層効果的に行われるように留意する。
- ②平成 22(2010)年度の学生募集で定員を充足できなかった現代家政学科と人間福祉学科について、魅力的な履修モデルを提示する。
- ③大学院研究科の教育について、社会人対象の新しい教育課程を準備し、千代田三番 町キャンパスでの展開を図る。

基準 4. 学生

- 4-1 アドミッションポリシー(受入れ方針・入学者選抜方針)が明確にされ、適切に 運用されていること。
- (1) 事実の説明(現状)

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

アドミッションポリシーは大学ホームページの入試のトップに掲げ、各学科の求める人物像は大学案内の入試ガイド中の「AO入試ポイント・課題」で周知している。

【現代生活学部】

激動する現代社会の再構築に取り組むことのできる、また、情報化、グローバル化等が進む新しい時代にふさわしい健全な社会人・家庭人としての女性を育てることを目指す。そのため、広く深い教養を土台に、高度な専門教育を受け、応用力に富み実践力を備えた人材を育成するという目標の実現に向けて、アドミッションポリシーとして、次のような人物の入学を期待する。

- (1) 専門職業人として社会で活躍したいという目標と情熱を持つ人
- (2) 個人・家庭・地域地球社会の真に豊かな生活の実現に貢献したいという強い意志を持つ人
- (3) 生活者の視点に立って、さまざまな立場の人と誠実かつ協調的にかかわり合える人

このアドミッションポリシーに基づいて、各学科が「求める人物像」を示している。

<現代家政学科>

食文化、リビング、ファッション、生活ビジネスと密接にかかわることに興味を持ち、学内はもとより学外での体験的・実践的演習や実習を通して、幅広く国内外の「暮らし」の問題や実社会について学びたいという、好奇心のある人物。

<健康栄養学科>

心身ともに健全で、忍耐強く意欲があり、管理栄養士として社会に役立ちたいと真剣に考えている人物。

<生活デザイン学科>

「衣」・「食」・「住」と、これを支える「もの」について、基礎から専門まで実習や 実験、演習や制作などを通じ、実践的にしっかり学びたい人物。

<児童学科>

「保育所・幼稚園・小学校などで子どもたちの健やかな成長のために役立ちたい」 などの、誠実で意欲的な人物。

<人間福祉学科>

「心理・精神保健分野で活躍したい」、「子ども・家庭分野で活躍したい」、「福祉ビジネス分野で活躍したい」などの特性ある福祉のエキスパートを目指す人物。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されている か。

本学ではアドミッションポリシーに基づいて志願者を募集、入学者選抜を実施して

いる。

具体的な選抜方法は以下のとおりである。

<アドミッションオフィス入試 (AO(Admissions Office)入試) >

平成 13(2001)年度に導入した選抜方法で、「エントリーシート」と「自己紹介文」及び面談内容、更に学科によっては提出された課題に基づいて能力・適性・意欲を総合的に評価して出願許可を与え、選抜を行う。

<推薦入試>

公募制推薦(一般推薦)入試と指定校推薦入試とがあり、平成 22(2010)年度入試では A、B 日程を実施し、A 日程で試験成績上位者から特待生を選抜した。

·公募制推薦(一般推薦)入試

出身高等学校長が責任を持って推薦できる女子で、小論文、面接、出願書類を総合 的に判定し、選抜する。

· 指定校推薦入試

本学が指定した募集人員・学科に基づいて高等学校長が責任を持って推薦できる女子で、面接、出願書類を総合的に判定し、選抜する。

<地区入試>

平成 19(2007)年度入試から導入し、全国複数か所に試験会場を設け、実施している。 選抜は学力試験の成績と出願書類によって総合的に判定する。平成 22(2010)年度入試 では、東京(千代田三番町キャンパス)、仙台、新潟、宇都宮、甲府、長野、静岡、那 覇の8会場で実施し、試験成績上位者から特待生を選抜した。

<一般入試>

学力試験の成績と出願書類により選抜する。A、B日程は学力試験と出願書類、C日程は作文・面接による総合力試験の成績と出願書類によって総合的に判定する。平成22(2010)年度入試では、A日程で試験成績上位者から特待生を選抜した。

<センター試験利用入試>

大学入学者選抜大学入試センター試験の成績及び出願書類の総合判定により選抜する。平成22(2010)年度入試ではA、B及びC日程を設けた。

<社会人特別選抜試験>

4年以上の社会経験(職業の有無は不問)を持つ女子に対し、小論文、面接、出願書類の総合判定により選抜する。平成22(2010)年度入試ではA、B日程を設けた。

<海外帰国子女特別選抜試験>

日本国籍を有し、外国の高等学校に最終学年を含め 2 年以上在籍した女子(外国で中・高等学校を通じて継続して 2 年以上教育を受け、日本の高等学校の 2 年次以上に転入学した女子を含む)、あるいは外国のバカロレア資格等を有し、日本語の講義を理解できる女子を、小論文、面接、出願書類の総合判定により選抜する。平成 22(2010) 年度入試では A、B 日程を設けた。

<私費外国人留学生試験>

外国の国籍を有し、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した女子(外国において学校教育における中等教育の過程を修了したうえで、日本国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了した女子を含む)、あるいは外国のバカロレア資

格等を有し、日本留学試験を受験している女子を、小論文、面接、日本留学試験の成績及び出願書類の総合判定により選抜する。平成 22(2010)年度入試では A、B 日程を設けた。

<編入学試験>

大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業し又は大学に2年以上在籍し62単位以上を修得した女子(専修学校で所定の基準を修了した女子を含む)を、小論文、面接、出願書類の総合判定により選抜する。また、日本国籍を有せず、在留資格「留学」を取得でき日本の短期大学、大学に相応する外国の学校を修了している場合は、日本語能力試験又は日本留学試験を受験している女子。平成22(2010)年度入試はA、B及びC日程を設けた。また、平成22(2010)年度入試では初めて中国の提携校(吉林華橋外国語学院)での現地編入学試験を実施した。

<学士入学試験>

4年制大学を卒業又は学士の学位を授与された女子を、面接、出願書類の総合判定により選抜する。平成22(2010)年度入試ではA、B日程を設けた。

· 入学者選抜

学長が最高責任者となり、「東京家政学院大学入学者選抜委員会」(規則集 1025 頁)によって決められた実施計画に基づいて全学的な体制で行われている。具体的な入試業務は各学部の「学部入試部会(以下「入試部会」と称する)」と入試広報課が緊密な連携をとって実施している。試験問題は「入試問題作成等検討部会」が入試広報課と緊密な連携をとって作成し、任命された委員が採点を行った後、複数の担当者が点検・確認後、合否判定資料としている。入学試験当日は、入学者選抜委員長である学長を最高責任者とした入試本部を設置し、試験会場、採点会場を設置して入試の適正な実施を行っている。

合否判定は、入試部会が作成する基準に基づいて合否判定案を「東京家政学院大学 現代生活学部教授会」、「東京家政学院大学家政学部教授会」、「東京家政学院大学人文 学部教授会」(以下それぞれ「教授会」と称する)に示し、合否判定を行う。

「アドミッションオフィス入試(以下「AO入試」と称する)」は、入試部会が出願許可判定を行い、入試部会による出願者の合否判定に基づき教授会が合否を承認する。 試験問題の管理、出願書類の受付、入試本部の設営、合否判定資料の作成と管理、 受験者への合否通知等の入試に関る事務は入試広報課が担当している。

大学院は、研究科長のもと、入学者選抜の実施計画案の策定から合否判定案まで「大学院入試委員会」が行い、「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科会議」が決定する。選抜は学内推薦と一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜とがあり、共に前期及び後期を設けている。その他、平成 21(2009)年度より 9 月入学生向けに秋期入学制度を設けた。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並 びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

募集定員、入学者数はデータ編表 4-1 から表 4-4 に示すとおりである。平成 21(2009)

年度に家政学科管理栄養士専攻を健康栄養学科に改組し、定員を50人から105人とし、住居学科が定員を110人から80人に、児童学科が定員を50人から80人に、日本文化学科が定員を80人から50人に、工芸文化学科が定員を60人から50人に、文化情報学科が定員80人から50人に変更している。

この間、平成 18(2006)年度の入学者が定員の 67.8%、平成 19(2007)年度が 72.4%、平成 20(2008)年度が 55.4%、平成 21(2009)年度が 65.7%と推移し、うち家政学部が平成 18(2006)年度 93.1%、平成 19(2007)年度 95.0%、平成 20(2008)年度 83.4%、平成 21(2009)年度 89.9%であったのに対して、人文学部は平成 18(2006)年度 41.6%、平成 19(2007)年度 49.0%、平成 20(2008)年度 26.5%、平成 21(2009)年度 27.9%となり、人文学部の厳しい状況が際立っていた。(データ編表 $4\cdot2\cdot72$ 、77、78 頁)

平成 22(2010)年度に、家政学部 4 学科、人文学部 4 学科を現代生活学部の現代家政学科 (定員 120 人)、健康栄養学科 (105 人)、生活デザイン学科 (120 人)、児童学科 (80 人)、人間福祉学科 (80 人)の 5 学科に改組し、現代生活学部の定員を 505 人とした。平成 22 (2010)年度の入学者は 460 人で、定員 505 人に対し 91.1%となった。

内訳は、現代家政学科が 68 人(定員の 56.7%)、健康栄養学科が 137 人(130.5%)、 生活デザイン学科が 129 人(107.5%)、児童学科が 103 人(128.8%)、人間福祉学科が 23 人(28.8%)となり、学科間の差異が極めて大きい。資格者養成施設として定員の維持・確保を厳しく管理するよう求められている健康栄養学科(管理栄養士)が 130.5%、児童学科(保育士)が同じく 128.8%と大幅に定員を超過し、逆に人間福祉学科(社会福祉士)は定員の 28.8%にとどまった。

また、家政系学科でも現代家政学科が定員の 56.7%にとどまった一方、生活デザイン学科が 107.5%と差が見られる。(データ編表 $4-2\cdot61\sim66$ 頁)

健康栄養学科の試験種別ごとの定員に対する入学者数は、一般入試が+13人、センター試験利用入試が-8人、AO入試が+3人、附属校・指定校・一般公募の推薦入試が+21人で、一般入試及び推薦入試が定員超過の主因である。

児童学科の試験種別ごとの定員に対する入学者数は、一般入試が-2人、センター試験利用入試が-1人、AO 入試が+14人、附属校・指定校・一般公募の推薦入試が+12人でAO 入試及び推薦入試が定員超過の主因である。

平成 22(2010)年度入試の推薦入試 A 日程及び地区入試、一般入試 A 日程に導入した特待生入試では、推薦入試 A 日程で認定した 19人が入学し、地区入試では認定した 3人中 2人が入学し、一般入試 A 日程では認定した 8人中 2人が入学し、30人の特待生枠に対し 23人 (76.7%) が入学した。

大学院は入学定員 10 人に対して平成 20(2008)年度が 6 人、平成 21(2009)年度が 9 人、平成 22(2010)年度が 7 人 (9 月入学を含まない) と推移している。 (データ編表 4-4)

平成 22(2010)年度入試による入学者は全学(現代生活学部)で 460 人となり、平成 20(2008)年度の 349 人を底として 2 年連続上昇し、平成 19(2007)年度の 456 人の水準に戻った。平成 21(2009)年度に開始した「KVA ルネサンス」による改組が入学者数に反映してきたと考えられる。特に平成 22(2010)年度の改組により、現代生活学部 1 学部に再編成し、学科の特徴を明確にして総定員を 615 人から 505 人に圧縮したこと、

平成 21(2009)年に募集停止した短期大学を統合して、平成 23(2011)年度から町田及び 千代田三番町の 2 キャンパス体制で運営することを主眼として周知を図ったことが、 改革を進める東京家政学院大学として認識されつつある。

平成 18(2006)年度から平成 22(2010)年度の試験種別による入学者の比率では、一般入試が平成 18(2006)年度の 38.9%がピークで、平成 21(2009)年度の 19.6%から平成 22(2010)年度の 25.0%へと持ち直しつつある。センター試験利用入試は平成 18(2006)年度の 10.1%以後は 10%に満たない。AO 入試は平成 18(2006)年度以降 15.2%から 24.3%の範囲にある。推薦入試は指定校が平成 18(2006)年度の 20.8%を除き 29.2%から 34.1%を推移しているが、併設校は 0.2%から 2.3%で推移している。(表 $4\cdot1\cdot2$)

平成 22(2010)年度、志願者の出身地域は関東が 41.2%、同一都道府県が 36.7%、甲信越が 9.4%、東海が 2.6%であり、入学者では 41.5%が関東、同一都道府県が 38.5%、甲信越が 8.0%、東海が 2.6%である。(データ編表 4-3)

また、在籍学生数はデータ編表 F-4 に示すとおりであり、授業を行う学生数について、各学科では教育目的を達成するために各授業科目においてその許容量を大きく超えることがないよう運営している。特に実験・実習授業においては学生数の増減に応じてクラスを増やすなどの対応で、教育環境の維持に務めている。

(2) 4-1 の自己評価

新学部設置を機に、全体のアドミッションポリシーは明確に示され、その周知が図られ、学生募集に大きな成果を見せている。ただし、AO入試以外の入試ごとのアドミッションポリシーについては、確立されていない。表 4-1-1 に示したように、平成22(2010)年度の入学定員充足率は91.1%であったが、現代生活学部を新設し家政学部及び人文学部の募集停止と505人への定員変更の効果が現れ、入学者数が2年連続で対前年比+50人を得、定員充足率も大幅に向上した。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
家政定員	320	320	320	375	_
志願	1050	1123	891	723	_
入学	298	304	267	337	
充足率	93.1%	95.0%	83.4%	89.9%	_
人文定員	310	310	310	240	_
志願	380	343	187	129	_
入学	129	152	82	67	-
充足率	41.6%	49.0%	26.5%	27.9%	_
全学定員	630	630	630	615	505
志願	1430	1466	1078	852	1032
入学	427	456	349	404	460
充足率	67.8%	72.4%	55.4%	65.7%	91.1%

表 4-1-1 充足率推移

表 4-1-2 試験種別入学者推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般入試	166	130	84	79	115
入学者比率	38.9%	28.5%	24.1%	19.6%	25.0%
センター入試	43	42	28	36	32
入学者比率	10.1%	9.2%	8.0%	8.9%	7.0%
AO入試	65	96	74	98	101
入学者比率	15.2%	21.1%	21.2%	24.3%	22.0%
併設校推薦	9	10	8	1	7
入学者比率	2.1%	2.2%	2.3%	0.2%	1.5%
指定校推薦	89	133	119	131	146
入学者比率	20.8%	29.2%	34.1%	32.4%	31.7%
公募推薦入試	38	30	28	48	44
入学者比率	8.9%	6.6%	8.0%	11.9%	9.6%
その他	17	15	8	11	15
入学者比率	4.0%	3.3%	2.3%	2.7%	3.3%
入学者合計	427	456	349	404	460

表 4-1-3 平成 22 年度試験種別入学率

	一般	センター 入試	AO	併設校 推薦	指定校 推薦	公募 推薦	その他	計
募集定員	168	51	97		189			505
募集比率	33.3%	10.1%	19.2%		37.4%			100.0%
入 学 者	115	32	101	7	146	44	15	460
対総定員入 学率	22.8%	6.3%	20.0%		39.0%		3.0%	
対日程定員入学率	68.5%	62.7%	104.1%		104.2%			91.1%
過不足数	-53	-19	4		8		15	-45

<試験種別>

表 4-1-2 の試験種別入学者推移を見ると、一般入試入学者は 25.0%と若干増加した。 センター試験利用入試は平成 18(2006)年度の 10.1%以降低下をたどっている。表 4-1-3 で試験種別ごとの定員と入学者を見ると、一般入試とセンター試験利用入試が大きく 定員に満たず、AO 入試と推薦入試が定員を若干超過した。

指定校推薦が 146 人と大幅に増加している。社会人特別選抜試験、海外帰国子女特別選抜試験、私費外国人留学生試験、編入学試験、学士入学試験では、志願者そのものが少ない。このうち私費外国人留学生試験は日本語学校訪問が緒についたところである。

<学科>

- ・現代家政学科は、定員充足率が 56.7%にとどまった。試験種別ごとの入学者比率では全学(現代生活学部)のそれと大きな差異はない。平成 23(2011)年度から千代田三番町キャンパスで展開することとあわせ、学科の学びを浸透しきれなかった。
- ・健康栄養学科は、定員を 30.5%超過し、試験日程ごとの定員設定・管理と入学手続き後の辞退者数予測精度が課題として明確になった。
- ・生活デザイン学科は、指定校を主とする推薦入試と AO 入試をあわせて 81.4%であり、一般入試、センター試験利用入試とのバランスが悪く、試験種別定員の設定と

種別ごとの入学者確保が課題である。

- ・児童学科は、入学者が定員を 28.8%超過し、試験日程ごとの定員設定・管理と入学 手続き後の辞退者数予測の精度確保が課題として明確になった。
- ・人間福祉学科は、平成 18(2006)年度の 81.1%から急速に低下し、平成 22(2010)年度 は 28.8%となった。この間、募集単位を専攻から学科としたが、定員充足率の改善 には至っていない。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・アドミッションポリシーの一層の周知・徹底を図ることとし、まず、平成 23(2011) 年度入試に向けて、明確な目標の設定とその達成に向けての広報、学生募集活動を 展開し、充足率の向上を定員確保に全学をあげて取り組む。
- ・各学科が設定する試験種別ごとの定員を目標値として、目標達成への過程と結果の 分析を短いスパンで行い、次に実施する試験種別・日程で最終入学者=定員確保に 向けて目標値に修正・変更を加えての管理・分析精度を更にあげる。そのため、実 務的なマネジメントサイクルを確実に実行する。
- ・併設高校からの入学者数の拡大を組織的に進める。特に、平成 23(2011)年度から現代家政学科と健康栄養学科が併設高校と同じ千代田三番町キャンパスで展開するメリットを活かし、高大連携をより一層強化する。
- ・私費外国人留学生の入学確保のため、平成 22(2010)年度開始した提携校からの編入 の拡大にあわせて、外国人留学生へのサポート充実を図る。北京及び釜山に開設す る事務所での広報活動の充実ととともに、国内外の日本語学校へのより積極的な働 きかけを行い、アドミッションポリシーの周知、学生確保を強力に推し進める。
- ・平成 23(2011)年度にスタートする 2 キャンパス体制に向け、それぞれのキャンパスと学科の特徴を明確にした情報提供による入学者獲得を進める。特に、千代田三番町キャンパスは、大きく東に拡大する通学圏を視野に入れ、東京都東部、千葉県、茨城県、埼玉県への広報・学生募集活動を強化する。一方、町田キャンパスは従来の広報活動に加えて、町田市、八王子市、相模原市等の地域との連携強化を図るため、具体的な地域活動を継続し、大学の存在価値を着実に高めていく。
- ・本学では、中国提携校からの入学確保のため現地説明会を実施するほか、中国・韓国・台湾、ベトナムで開催される独立行政法人日本学生支援機構主催の説明会(日本留学フェア)に参加し、積極的な情報提供を進める。なお、留学生の便宜に配慮し、海外での現地入試を実施し、渡日前の入学選抜を実施する。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

・クラス担任制度

大学設置時から導入されており、学生 40 人程度を単位としている。担任はクラス(又はコース) ごとに専任教員が担当しており、入学時オリエンテーションのクラスミ

ーティング、「新入生オリエンテーションキャンプ」、学生生活全般についての相談窓口の役割を担い助言・指導を行っている。特に退学等の学生異動に関する相談は主に担任が行っている。退学希望者には複数回クラス担任が面談し、意思の確認と指導を行っている。また最終的には保護者との面談、確認を経て退学願に押印している。また、卒業延期者には、卒業論文指導教員と密接な連携のもと、次年度の9月に卒業できるよう指導している。

・オフィスアワー

シラバスにオフィスアワー (研究室に確実に在室している時間帯)を設定し、授業に関する質問等に対応している。

・学習支援センター

全学組織として学習支援センターを設置している。これまでのクラス担任制度による学生指導を基本とするが、新たに学習支援アドバイザー制度を導入し、学習支援体制を整備する「東京家政学院大学学習支援センター要項」(資料編 4-6)を定めた。クラス担任連絡会を開催し、直面している状況や問題点を情報交換して、学生への助言・指導の改善・工夫の参考としている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学では、現時点で通信教育は行っていない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備 されているか。

学生の意見、希望を把握するため、次のような仕組みを整えている。

・クラス担任

クラス担任は、それぞれのクラスに合った方法(例えば、クラス会の開催、個人面談、互いの了解のもとでのメールアドレスの交換等)により学生の意見等を聞き、その内容次第では、学科会議に報告し、必要であれば各種委員会に検討を依頼することとしている。また、担当学生数に応じた厚生補導費を交付しており、これを利用してのクラスミーティング、懇談会等を行うことで、学生からの意見等を汲み上げる機会を増やしている。

• 学生部事務窓口

学生が相談・提案等で事務窓口に来た場合に、その部署独自の判断で解決できる問題であれば、速やかな対応をしている。他部署との協議が必要な事項や全学的に検討が必要な事項については、関連の課や委員会と協議・検討を行ったうえで回答している。いずれの場合も、窓口において情報収集された問題点は、学生委員会、学務部会など関連組織に遺漏なく報告、整理し、今後の対応に備えることとしている。

・学生による授業評価

FD 委員会により、各学期終了時に学生による授業評価を実施し、その結果は、授業担当教員にフィードバックして担当科目の工夫・改善に役立てている。授業評価と

並行して、教員による授業参観を実施しており、学生からの評価内容と比較検討することでより、学生からの意見・要望を具現化できるよう的確に対応している。

(2) 4-2 の自己評価

クラス担任制度は、近年の多様化した学生をきめ細かく指導するうえで極めて有効 に機能している。また、学科によりクラスの運営を担任の裁量に任せていたことを改 め、組織的な対応を目指してクラス担任連絡会を開催するなど指導の改善が図られた。

学生部の窓口対応は、状況に応じて適切に対応しており、また、学生による授業評価は、評価結果を学生及び授業担当教員にフィードバックすることにより、授業の改善・工夫に活かされている。評価について、組織的な対応を求める意見があった場合は、FD 委員会で検討し、改善を図るなどの仕組みを整備することが必要である。

なお、各学部の学務部会は、専門教育の主体として位置づけられ、さまざまな学務 にかかわる問題を常時、検討し、合理的かつ効果的な対応が立案できる組織として有 効に機能している。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・クラス担任の役割は、これまで以上に重要になってくる。学生の授業出席状況、学 習状況等を把握して、必要な場合に相談・指導・勧告を行い、退学、除籍、卒業延 期等に至らないように、卒業成長値の向上を目指して学生支援を継続する。
- ・担任の役割や業務について共通理解を得られるよう、クラス担任連絡会の機能を強 化するとともに、学習支援センターの組織運営を強化拡充する。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

厚生補導組織として、学生委員会を設置し、以下の事項について審議している。

- ①学生の厚生補導に関する基本的な事項
- ②学生の厚生補導の実施に関する重要な事項
- ③学生相談センターの運営に関する重要な事項
- ④食堂の円滑適正な運営に関する事項
- ⑤その他学長の諮問する事項

平成 21(2009)年度の学生委員会では、各種奨学金受給者の選考、経済的に修学困難な学生の授業料等の減免措置学生の選考、「大江賞」受賞学生の選考のほか、次のことを審議、実施した。

- ①学生の福利厚生として、食堂の営業時間外や休日などに軽食程度の食事を提供するため、冷凍食品自動販売機と電子レンジを設置した。
- ②カルト宗教対策として、注意喚起の掲示を行うとともに、「学内における宗教・政治活動の禁止」を「学生通則」(資料編 4-7) に制定した。
- ③学生の通学安全確保のため、自転車通学の学生に対して学外で交通安全指導を行った。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生に対する経済的支援として、次のとおり体制を整えている。

· 入学金免除制度

厳しい経済状況に対処し、本学への入学を希望しながらも経済的理由により受験をあきらめざるを得ない学生を支援するため、平成 21(2009)年度入試より「東京家政学院大学 KVA 特別経済支援」が新設された。学生の希望に応じ、「入学金免除」と「学納金分割納入」を受けることができる制度である。

• 学費減免制度

平成 18(2006)年度より「学校法人東京家政学院経済的に修学困難な学生の授業料等の減免措置」を導入した。勉学に強い意志を持ちながらも経済的事情により修学が困難な学生のための学費減免制度である。

・本学独自の奨学金制度(支給)

学業成績優秀者を対象に支給される「学校法人東京家政学院奨学金」、「学校法人東京家政学院創立 80 周年記念光塩会奨学金」、同窓会から支給される「光塩会奨学金」がある。これらの奨学金受給者は、本学の「学校法人東京家政学院奨学金規則」(規則集 801 頁)、「学校法人東京家政学院創立 80 周年記念光塩会奨学金規則」(規則集 802 頁)により学生委員会で選考し、教授会の議を経て決定し、奨学金及び表彰状を授与する。

【平成 21(2009)年度実績】

学校法人東京家政学院奨学金(50,000円/人)6人

入学試験の成績優秀者(1年次生)対象

学校法人東京家政学院創立80周年記念光塩会奨学金(50,000円/人)26人

学業・人物ともに優秀な学生(2年次生以上)対象

光塩会奨学金(50,000円/人)6人

学業・人物ともに優秀な学生(2年次生以上)対象

・その他

「日本学生支援機構奨学金(貸与)」(表 4-3-1) や地方公共団体の各種奨学金制度を紹介している。また、経済的に困難をきたしている学生に対し、学内の図書館でのアルバイト業務を提供し、希望者を雇用して経済支援の一助としている。大学院生には TA 制度があり、毎年希望者があって採用している。

公 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
種 別	対 象	受給額/月	受給人数				
(大学院) 二種	_	130,000円	1				
(大学)一種	自宅通学者	30,000円	2				
(大学)一種	自宅通学者	54,000円	118				
(大学)一種	自宅外通学者	64,000円	47				
(大学)二種	_	30,000円	19				
(大学)二種	_	50,000円	109				
(大学)二種	_	80,000円	78				
(大学)二種	_	100,000円	82				
(大学)二種	_	120.000円	15				

表 4-3-1 平成 21 年度日本学生支援機構奨学金受給者数

• 私費外国人留学生

「学校法人東京家政学院私費外国人留学生授業料等減免に関する規則」(規則集 758 頁)により、在留資格「留学」を有する者は、授業料、施設設備資金の半額を減免する措置を講じている。平成 21(2009)年度の対象留学生は 55 人である。

その他に、財団法人守谷育英会(10 万円/月)1 人、独立行政法人日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費給付制度(大学院)(65,000円/月)2人、独立行政法人 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費給付制度(大学)(48,000円/月)21 人が受給した。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学友会は、在学生全員によって組織され、「学生通則」、「東京家政学院学友会会則」、「クラブ連合会規約」、「KVA 祭実行委員会規約」(資料編 4-7)に則り、自主的に運営されている。

• 学友会組織

学友会は図 4-3-1 のとおり組織され、学友会役員会が中心となり自主的に活動を行っている。主な活動内容は、4月に新入生歓迎会、7月に七夕、10月にハロウイン、11月に「KVA 祭」、12月にスポーツ大会やクリスマスイルミネーション等の行事を企画・運営している。

「クラブ連合会」には、文化系サークル 20 団体と体育会系サークル 12 団体が所属し、各々自主的に運営している。中でも、体育会系に所属しているテコンドー部(平成 13(2001)年創部)の活躍は目覚しく、現在まで国内で行われた数々の大会の個人戦及び団体戦で優勝している。特に、平成 16(2004)年に韓国で開催された「第 13 回 IFT 世界テコンドー選手権大会」では、本学の 2 人の学生が団体型の日本代表メンバーとなり、優勝した。また、世界一に輝き、大会 MVP に選ばれた団体日本代表 6 人中 5 人が本学の在学生又は卒業生である。

学友会費は、学友会の活動(七夕、クリスマスイルミネーション企画など)や「KVA祭」の運営費、公認クラブ・同好会への援助金、卒業生への記念品代等に配分し、活動資金の援助を行っている。また、法人からも「KVA祭」の運営に対して活動資金の援助を行っている。年度末には、学友会費の収支決算を学生委員会へ報告している。



図 4-3-1 学友会組織図

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

・保健管理センター

センター所長のもと看護師職員 1 人、非常勤学校医 1 人、看護師臨時職員 1 人を置いて、保健管理に関する業務及び学生が臨地実習を行う際に相手先に提出する「感染症に関する証明書」等の発行業務を行い、学生及び教職員の健康の保持増進及び修学の支援に当たっている。平成 21(2009)年度入学生からは、新たに入学時における健康状態や事前に大学に伝えておきたい身体の状況及び各種予防接種の接種歴等を記入する「保健調査票」を事前に提出させ、入学後の、早い段階で学生の健康状態を把握することができている。近年、メンタル面の不調で最初に保健管理センターを訪れる学生が増加している。これらの学生を支援するために、学生相談センター、内部・外部カウンセラー及びクラス担任と連携しながら対応に当たっている。毎年、全学生・教職員を対象に定期健康診断を実施している。

学生の定期健康診断受診状況及び保健管理センター利用状況は表 4-3-2 及び表 4-3-3 のとおりである。

		, = , , , , , , , , , , , , , , , , ,	.,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
	在籍者数	1,925	1,730	1,604
大	受診者数	1,860	1,682	1,568
学	受診率(%)	96.6	97.2	97.8
	未受診者数	65	48	36
1	在籍者数	20	17	15
学	受診者数	19	16	11
院	受診率(%)	95.0	94.1	73.3
196	未受診者数	1	1	4

表 4-3-2 学生の定期健康診断受診状況 (単位:人)

表 4-3-3 保健管理センター年間利用者数 (単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
町田キャンパス	939	897	953

・学生相談センター

センターの相談員は、内部カウンセラーと外部カウンセラーで構成されている。現在 12 人の教員が内部カウンセラーとして学生支援をしている。内部カウンセラーの相談は主として学生の履修問題や学生生活上での指導や助言であり、常に心理学専門の教員を一定数配置し、心理相談に対応できるようにしている。外部カウンセラーは精神的な悩みや心身の問題、教員との問題等に対してカウンセリングに当たり、精神科医師 1 人が月 1 回、臨床心理士 2 人が週 2 回の割合で来校し相談に当たっている。センターの利用状況は、外部からの専門職が支援していなかった平成 11(1999)年までは、相談学生数が学生総数の 1%程度にとどまっていたが、外部カウンセラーを含めた相談体制を始めた平成 12(2000)年以降、来談学生は増え学生総数の 3%前後の学生が相談室を利用し、平成 21(2009)年は 4%を超える利用者率であった。学年ごとの学生センター利用者数、利用率、及び相談内容は下記の表 4-3-4、表 4-3-5、図 4-3-2 のとおりである。

表 4-3-4 学年ごとの学生相談センター利用者数(単位:人)

	1年次	2年次	3年次	4年次	学年不明	合計
平成19年度	7	10	16	17	2	52
平成20年度	14	22	8	11	4	59
平成21年度	14	14	14	22	2	66

表 4-3-5 学生相談センター利用率 (単位:人)

	在籍者数	来談学生数	相談室利用率
平成19年度	1,925	52	2.7%
平成20年度	1,730	59	3.4%
平成21年度	1,604	66	4.1%

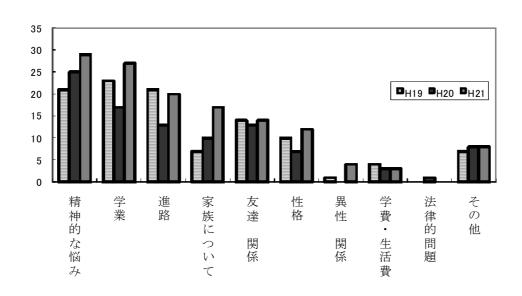


図 4-3-2 相談内容 (複数回答) (単位:人)

・国際交流センター

センター員として教員11人と職員2人(嘱託員含む)で構成されている。

支援内容は、留学生のビザ延長申請書類の作成、東京入国管理局への届け出、各種留学生奨学金の申請手続き、保証人のいない留学生に対するアパート等の賃貸借契約に伴う保証人制度の申請手続き及び学生生活の中で困っていることなどの相談対応を行っている。また、授業履修支援として「科目チューター制度」を実施し、同じ科目を履修している学生をチューターとして配置して支援している。外国の大学との連携は、国際交流協定の締結に関する要項及び協定書、学業面でのサポート体制及び生活面でのサポート体制について、国際交流センター会議で審議している。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

クラス担任教員や卒業研究指導教員との対話や学生課、教務課の窓口対応の中で直接意見や要望を聞くほか、学生からの意見・要望は2カ所の食堂入口に「目安箱」を

設置し、汲み上げている。また、毎年卒業式後に卒業生及び出席した保護者にアンケート調査を実施し、学生や保護者の満足度等について調査している。膨大なデータは 分析されて教職員に伝えられており、学生サービス改善に役立てている。

(2) 4-3 の自己評価

学生支援・厚生補導等の学生サービスを行う組織として学生委員会が設置されており、年間 6~7 回開催されている。定例会のほか、緊急を要する事案については、臨時に委員会を開催し、迅速に対応できる体制となっている。

経済支援は、平成 21(2009)年度より新入生に対する「入学金減免制度」及び「学納金分割納入制度」が導入され、平成 18(2006)年度から始まった修学困難な学生の授業料等の減免に加えて、経済的に困難な状況にある学生の支援が始まり、より効果的な支援が実現できた。

学生の課外活動支援は、クラブ・サークル活動への援助が、学友会費の中から配分される、学生課のサポートで、各団体が年間計画を立てて活動している。

保健管理センターは、学生のフィジカル面の問題に加えて、メンタル面の問題についても学生相談センターの内部・外部カウンセラー及びクラス担任と連携をとり、学生の抱えるさまざまな問題の解決に機動的に対応している。また、平成 21(2009)年度より導入した「保健調査票」の提出は、入学時の学生の身体状況を把握するのに非常に有効に活用されており、学生の定期健康診断の受診率が 98%との高い割合になっている。

学生相談センターの相談内容は、近年、進路指導や友人関係、家族との問題等に加え、心身の不調、精神科受診歴のある学生、また教師との関係等、多層化した問題を抱えた相談が増えてきている。センターのカウンセラー会議では、緊急時に迅速に対応するための危機管理マニュアルとして「自殺企図の学生へのマニュアル」、「心身の状態が顕著に不安定な学生へのマニュアル」(資料編 11-6)を作成し、内部・外部カウンセラーに配付した。その他に「学生相談報告書(2006~2008)」(資料編 4-8)を刊行、全教職員に配布し、学生相談の状況などの情報を共有し、連携を図りすばやく対応できる体制を整えている。

国際交流センターは、平成 18(2006)年 4 月に設立された。センター構成員を中心に、各学科やクラス担任の教員と協力して留学生の修学上の支援や生活上の支援を行うとともに、国際交流に関する各種イベント等を企画・実施している。地域住民に対して留学生による中国語講座を行うなど、大学の枠を超えた地域の人たちとの交流活動は評価できる。更に、海外の大学との協定の締結や、締結大学との教員・学生の交流を進めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

・経済的に修学困難な学生への支援として、「学費等減免制度」、「KVA 特別経済支援」、 「日本学生支援機構奨学金(貸与)」への申請を行っているが、学生の希望に十分対 応できないのが現状である。現在本学が独自に持っている奨学金制度は給付型であ るが、貸与型の奨学金を含めて新たな緊急支援制度を拡充する。また、学内のアル

バイト業務については、図書館での業務支援に加えて国際交流センターや学習支援 センターなど受け入れ部署を拡大する。

- ・学友会は自治活動を主体としているが、より一層サークル活動等の活動状況について一層の把握に努め、活動の活性化に協力する。また、優秀な成績を収めたサークルや積極的に社会に貢献している団体は「学長賞」を授与し、モチベーションの向上を図る。
- ・保健管理センターと学生相談センターは、学生生活支援のうえで密に連携すること で、相乗的で効果ある支援を行う。
- ・留学生の心身の健康についての問題を解決するため、国際交流センターを窓口に、 学生相談センターの内部・外部カウンセラーによる専門的なカウンセリングを受け る体制を整える。
- ・学生部長及び学生課長が大学を代表して学友会の会議に出席し、学生の意見を直接 聞いているが、その後、学生の意見を検討し反映された状況を掲示、資料配布の形 で回答する仕組みを整える。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

大学の進路支援と進路把握

4年次生の進路希望調査を実施し、その希望を把握しつつ支援活動を進めてきた。ここ2年は、1年次から4年次まで、前・後期の履修登録時に就職課のガイダンスを30分程度行っている。また、2年次の「キャリアデザイン」と3年次の「インターンシップ」の授業履修を勧め、就職課が実施している2年次の「コミュニケーション講座」、主に3年次の「各種資格対策」と「公務員・教員試験対策講座」などの講座紹介も行っている。3・4年次は前期からアンケート調査し進路把握を行っており、3年次後期に全員が「進路登録カード」に自分の進路希望を記入し提出するよう働きかけている。

大学卒業後の進学支援

進学について、教員が指導するとともに、大学院や専門学校の入学願書や資料を、 入試広報課・就職課の協力を得て教務課がまとめ、進学に当たっての必要な情報の 支援を行っている。

大学の就職支援

データ編表 4-13、表 4-14 に示される就職実績については、就職希望者の約 9 割、卒業生の約 8 割が就職している。

就職委員会が毎年 2、3 回開催され、就職支援活動の方針について、相談・助言を含め計画立案している。また、各学科・専攻の就職委員が中心となり、年数回の就職懇談会を開催し、先輩の就職活動経験者と在学生の間で、就職活動に関する情報交換の場を設け活動を支援している。また、企業説明会を開催し、企業から業界説明や就職活動に対する助言を得る機会を提供している。説明会ごとに外部相談員の協力を得て、就職相談を同時に行い、業種・職種決定や面接対策など広範囲な相談に

対応し説明会とあわせた就職支援活動としている。別途公務員説明会も 1 回開催した。

支援活動の中心となる就職講座には対象となる学生の約75%が参加し、その他の就職試験対策や企業研究等の活動をあわせると、延べ参加人数は4,000人以上、就職希望学生の約10倍となっている。一般企業向け就職支援のほかに、公務員や教員の支援講座も実施している。データ編表4-9に就職相談の現状を示す。就職課職員が学生の履歴書や推薦書等の書類に関する相談から、企業への連絡方法や内定辞退などの手続きについても相談・指導している。また、社団法人首都圏産業活性化協会との協力体制ができてから隔週の外部相談員による就職相談も取り入れ、平成19(2007)年度からは就職支援講座を担当する業者の協力を得て、講座と連動した就職相談も開始した。

平成 21(2009)年度、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラムに採択され、その補助金を活用し、インターネットを利用した外部相談員の就職相談を開始した。また、「ネット就職支援システム」を構築し、従来の求人情報のインターネット活用のほかに、教員や卒業生・外部就職相談者などの進路や就職に関する情報をコミュニティ広場に掲載し、進路選択の支援としている。また、ネット就職相談を準備し、自宅から相談できる仕組みを開始した。

・大学院の就職・進学支援

大学院では、就職・進路について指導担当教員が支援しているほか、就職資料室の 求人情報や、各種企業説明会の情報掲示などの情報提供を行っている。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

キャリア教育/インターンシップ

平成 18(2006)年度から「キャリアデザイン講座」を 2 年次に導入し、平成 19(2007)年度に 153 人が YES プログラムの「コミュニケーション能力」の修了証書を受けることができた。その後、平成 20(2008)年度に「キャリアデザイン」という授業科目でカリキュラムに取り入れた。

「インターンシップ」は、平成 19(2007)年度にカリキュラムに取り入れられた。学務委員会の下に設置した「インターンシップ専門部会」の教員が、企業訪問時のマナー、インターンシップ希望企業に提出する履歴書の作成支援から活動経験報告までの体系立った支援を行っている。インターンシップ先の企業の担当者も参加する報告会には、2・3 年次含め多くの学生が参加している。

現在、導入教育の「基礎ゼミ」を 1 年次に開講し、2 年次の「キャリアデザイン」では自分の将来にかかわる職業を考えるきっかけを学び、3 年次の「インターンシップ」は企業などの現場における実務体験を通して、将来の職業選択・キャリア形成に資することを狙いとするカリキュラム構成になっている。

資格支援講座は、資格取得が可能な学科・専攻では管理栄養士、建築士、社会福祉士等の資格教育の一環として、対策講座を実施し、高い合格率を残している。また、宅地建物取引責任者、ファイナンシャルプランナー、販売士等の資格試験対策講座を、希望者に対して開講している。

(2) 4-4 の自己評価

4年次に、就職、進学の進路調査を行い、その結果を卒業指導教員及びクラス担任に 進路情報として報告し、進路指導に役立てられている。

就職支援は、就職相談を中心的活動として体制整備を行ってきており、適切に整備されている。4年次では、求人の確保と就職相談の支援を中心に行っており、学生の弱点の分析と対策支援の強化が課題である。

インターンシップはカリキュラムに取り込まれ、授業の中で企業研修の準備教育が行われ、結果報告まで仕組みができており、十分活用されている。資格対策講座、公務員や教員の試験対策講座は、希望者に対し毎年実施され、多数ではないがそれぞれ合格者が出ていることは評価できる。あわせて平成 18(2006)年度から 2 年次に「キャリアデザイン講座」が導入され、3 年次の就職対策講座参加者数の増加や、就職活動意識の向上に効果をあげている。

進学希望者は、学部・大学院ともに少数であるが、指導担当教員及び教務課を中心 に適切に指導している。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

- ・就職、進学につながる卒業に至る支援を拡充するため、退学・留年などの学習上の 問題について相談できる学習支援センターの機能を強化し、効果的な運用を図る。
- ・就職支援は、学生が利用しやすい相談体制を築くため、教職員の相談支援技術の向上を図る。就職活動に消極的な学生あるいは活動状況が把握できない学生には、進路調査を充実させて進路を明確に把握するとともに、卒業指導やクラス担任の教員と連携を強めて支援の強化を図る。また、4年次の「就職支援講座」を計画し、学生ごとに弱点分析し、対策支援と適性に合った企業探しの支援を、従来に増して行う。
- ・インターンシップや資格取得支援等のキャリア教育を進めるため、社会人基礎力診断(1、3年次)、2年次のキャリアデザイン教育前に実施する進路意識を高める講座(1年次)、就職活動に向けた筆記試験対策(1、2年次)の実施や学生の相談、助言、指導に当たるキャリアコンサルタント、メンタルアドバイザーの増強など就業力育成体制を整備する。
- ・進学支援は、学生一人ひとりに即した指導を継続して進学者の増を図り、より高度 な専門職業人及び家政学研究者の育成、本学の教員の確保に資することとする。

【基準4の自己評価】

本学のアドミッションポリシーは明確に設定されており、それに沿った入学者の選抜・受け入れが行われている。平成22(2010)年度入試の選抜方法はAO入試(6回、健康栄養学科のみ3回)、推薦入試(2回)、地区入試(1回)、一般入試(3回)、センター試験利用入試(3回)、社会人特別選抜試験(2回)、海外帰国子女特別選抜試験(2回)、私費外国人留学生試験(2回)、編入学試験(3回)、海外提携校からの現地編入学試験(1回)、学士入学試験(2回)を実施し、試験の種別、内容を多岐にして受験生の便宜を図り、多様な学生の確保に努めている。AO入試は本学独自の選抜方法をとり、特に志望する学科との整合性について成果をあげている。

推薦入試として公募制推薦入試及び指定校推薦入試を実施し、学部及び学科の特色 に合った入学者を受け入れている。

地区入試は平成 19(2007)年度から実施している。一般入試とセンター試験利用入試での入学者が全体の 29.1%にとどまっている。本学は女子大学としては積極的に外国人留学生に門戸を開いている。近年、留学生数は減少傾向にあったが、中国の提携校 1校(吉林華橋外国語学院)で平成 22(2010)年度現地編入学試験を実施し、8人の留学生が入学した。

大学院入試は2回実施している。大学院は、平成19(2007)年度から男子にも門戸を 開いているが、平成22(2010)年度初めて2人学生を受け入れた。

平成 21(2009)年度の構造改革「KVA ルネサンス」により、平成 21(2009)年度の短期大学の募集停止、平成 22(2010)年度の家政学部・人文学部全学科募集停止、そして、現代生活学部として現代家政学科、健康栄養学科、生活デザイン学科、児童学科、人間福祉学科として募集したが、現代家政学科と人間福祉学科は定員割れとなった。早急に、新しい履修のモデルなどカリキュラムの構成について検討する必要がある。

学生サービスは、学習支援、生活支援、就職支援を行う部署が組織されており、機能している。授業料免除の「特待生制度」とは別に、「KVA 特別経済支援制度」が新設されて入学金免除と学納金の分割納入制度が導入され、平成 21(2009)年度は双方で74人の入学生が認められた。最近、経済的な問題とともに、学生のメンタルヘルスの問題が生じており、精神面でのケア、サポートの重要性が増している。本学においては、クラス担任制度が設けられてきめ細かな個人指導が行われており、教員のカウンセラーも置かれている。また学生相談センターには非常勤の臨床心理士及び精神科医師が勤務している。保健管理センターには常勤の看護師が勤務しており学生の健康面でのケアに当たっている。

留学生については、国際交流センターが生活、学業、アルバイト等全般にわたって きめ細かな個人対応に当たっている。

以上のように、生活支援体制は適切に運用されている。

学習支援は、基礎学力の不足の補完、専門の勉強についていけない学生や資格試験 に合格できない学生の把握と指導など、学習面でのケアが今後の課題である。

キャリア教育は、年々カリキュラム上で充実してきている。企業でのインターンシップは主として家政学科や住居学科、人文学部の各学科の学生が参加している。健康栄養学科は病院や施設、食品企業での臨地実習が、児童学科では保育所、幼稚園、小学校での教育実習が、そして、人間福祉学科では各種社会福祉施設における実習授業がインターンシップとして成果を収めている。

【基準4の改善・向上方策(将来計画)】

- ・構造改革「KVA ルネサンス」を確実に進め、受験生、学生にとって魅力のある大学づくりを推進する。
- ・平成 22(2010)年度、入学定員を確保できなかった現代家政学科と人間福祉学科については、平成 23(2011)年度に向けて次のような改善を実行する。

○現代家政学科

履修モデル(「食文化」、「ファッション」、「リビング」、「生活ビジネス」の 4 モデル) を用意

○人間福祉学科

履修モデル(「心理・精神保健」、「子ども・家庭」、「福祉ビジネス」の3モデル)を用意

- ・人間福祉学科については、学生募集の状況を見極め、他学科と一体となった学生募 集方法や定員の見直しを行う。
- ・千代田三番町キャンパスに移転する現代家政学科と健康栄養学科は地理的条件から 東京都東部、千葉県、茨城県、埼玉県、更に神奈川県東部を中心市場とし高校訪問 や説明会開催、地域集中的な広報により、その存在を PR する。都心に立地すると いうメリットを活かした千代田区との地域連携、企業連携、国際連携(留学生の受 け入れ)、併設高校との連携等により学生の確保を図る。
- ・就職・進学の支援を強化するため、就業力育成ワーキンググループを立ち上げる。
- ・平成 23(2011)年度より 2 キャンパス化となるため、学生支援のための組織を再編成する。
- ・「全ては学生のために」という観点から教職員の意識改革を図り、学生の確保、教育 課程・教育方法の改善、ポートフォリオを活用した個別指導の徹底を図る。

基準 5. 教員

- 5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- (1) 事実の説明(現状)

<u>5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置</u> されているか。

本学の教育課程を運営する教員組織は、データ編表 F-6 に示すとおりである。平成 22(2010)年度に家政学部及び人文学部の学生募集を停止し、現代生活学部を開設したため、現代生活学部に全教員を配属している。平成 22(2010)年度の専任教員数は 88 人 (内教授 51 人) で、設置基準上必要な専任教員数である 68 人 (内教授 34 人) を満たしている。

また、学生募集を停止している家政学部、人文学部の在学生のための教員組織は維持され、教授会、学科会議等も従来通り定期的に開催される。

教員の適切な役割分担と責任体制を明確にするため、本学には、副学長を置き、各学部の学部長の下、各学科長を責任者として配置している。教員の職位は、教授、准教授、講師であり、現在、助教の職位設置について準備を進めている。

必修科目等は、改組に当たっても教員の専門分野を十分に考慮して原則専任教員が 担当するよう、全教員を各学科に配置している。

大学院人間生活学研究科では研究科長を置き、学部の教授 39 人及び准教授 5 人(研究指導教員 42 人、研究指導補助教員 2 人)が授業を兼担し、必要な専任教員数、教授数が配置されている。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

授業担当者の専任・兼任比率を見ると、授業の 78.3%を専任教員が担当している。 家政学部・人文学部及び短期大学に所属していた教員が現代生活学部所属となり、主 要必修科目等は専任教員が担当できる体制が整ったことにより、兼任担当授業数が大 幅に減少した。現在、兼任教員は、専任教員では対応できない科目に限定して担当し ている。その採用に当たって実務経験等を十分に検討している。

専任教員を職階別に見ると、教授 58.0%、准教授 33.0%、講師 9.0%で、教授が占める比率が高い。

年齢構成は、 $61\sim70$ 歳が 36.4%、 $51\sim60$ 歳が 36.4%と高年齢層が高く、50 歳以下は 27.2%と、低年齢層の教員が相対的に少ない現状である。中でも $61\sim65$ 歳の教授の数が 21 人で、全教員の 23.9%を占めている。(データ編表 $5\cdot2$)

全学の女性教員の割合は 42.0%である。各職階別に女性教員の割合を見ると、教授 31.4%、准教授 58.6%、講師 50.0%となっている。(データ編表 5-1)

現代生活学部では各学科の教育研究内容に応じて、必要な専門分野の教員が採用されている。また、現代生活学部には、家政学部、人文学部、短期大学の全ての教員を、各教員の専門を考慮し、学科に配置している。教員の専門分野が多岐であることを反映し、教養教育・基礎教育を担う教員は充実している。

(2) 5-1 の自己評価

本学の平成 22(2010)年度の専任教員数は 88 人であり、大学設置基準で必要とされる 68 人に対し、充足率は 129%である。うち教授数は 51 人であり、同じく必要とされる 34 人に対し、充足率は 150%となり、大学全体での大学設置基準上の必要教員数及び必要教授数は満たしており、本学の教育課程を遂行するために必要な教員は適切に配置されている。

家政学部と人文学部を統合し、現代生活学部の1学部体制になったことで教養教育・基礎教育の充実と同時に、専任教員が従来の研究分野を基礎に対応可能な専門領域を拡大して現代生活学部の授業科目を担当することにより、兼任教員数を必要最小限にまで引き下げることができた。学生への教育効果に配慮して、開設科目の78.3%を専任教員が担当している。

年齢構成は、61~65歳の教授が全教員の23.9%を占め、若手教員が少ないという構造になっている。更に、平成23(2011)年度からの2キャンパス制実施に向け、カリキュラムを適切に運営するため、高齢に偏った教員構成の是正や基礎科目の複数開講への対応などの解決すべき課題がある。本学は女性教員の比率が42.0%で、学長、学部長は全て女性教員となっている。更に、保健管理センター、学生相談センター、国際交流センターの長に女性教員がついているなど、女性高等教育機関として望ましい状況を示している。

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・教員の年齢構成をバランスある状況に改善するとともに、2 キャンパスの特色を活か した教育課程を編成・運用するため、中・長期的なビジョンを持って新規採用、退 職者補充などを含む教員配置計画を立て、適切な教員配置を進める。
- ・現代社会の要請に応え得るよう大学院の開設授業科目の整理を行うとともに、博士 課程の構想実現に向けて、大学院担当教員の資質向上、確保に努める。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明(現状)

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

「KVA ルネサンス」として大学経営の理念が示され、大学改革の方針に沿って、教員の採用・昇任人事が実施されていることが学内外に浸透しつつある。

・教員の採用・昇任

「東京家政学院大学教員選考基準」(規則集 1261 頁)、「東京家政学院大学教員選考 基準の実施に関する内規」(規則集 1071 頁) に従い、研究業績、教育業績、実社会に おける業績、人物について総合的に審査し(論文の査読や、採用人事の際の面接を含 む)、採用あるいは昇任を行っている。

・募集制度

原則として公募制を採用し、広く人材を募っている。

• 助教制度

喫緊の課題となっている助教制度においては、若手教員が本学に職を求め、その資

質能力を十分に発揮する職位の設置を目指して、選考基準、業績評価基準などの検 討を進めている。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されて いるか。

教員の採用・昇任は、「東京家政学院大学教員選考規則」(規則集 1255 頁)、「東京家政学院大学教員選考委員会の運営に関する内規」(規則集 1078 頁) に定められ、適切に運用されている。

・教員の採用

各学科会議や各学部学務部会、基礎教育部会の要請に基づき、学部長が「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学運営委員会(以下「運営委員会」と称する)」に採用枠を申請し、承認を得た後、公募を行う。応募者の業績・人物審査は、応募者の面接も含めて、各学部教授会で選出された選考委員が「選考委員会」を開いて行う。審査結果は、「教員選考会議」(教授職の選考の場合は教授会の教授メンバーで構成、准教授職の選考の場合は教授会の教授・准教授メンバーで構成、講師職の選考の場合は教授会の全メンバーで構成)で審議される。構成員の3分の2以上の出席で会議が開かれ、出席構成員の3分の2以上の同意により議決され、審議結果は教授会に報告し了承を得る。

・教員の昇任

学部長が運営委員会に昇任枠の申請を行い、承認を得た後、学部教授会で選出されたメンバーで構成する選考委員会で、研究業績・教育実績・人物について審査される。審査結果は、採用人事の場合と同様に、教員選考会議で審議され、採決される。 採決結果は教授会に報告し、了承を得る。

(2) 5-2 の自己評価

専門分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者を採用するために、採用、昇任人事とも規定に則り、公正・適切に行われている。また、現代生活学部の1学部体制となり、採用・昇任のプロセスが一元化され、評価についても客観性が高まっている。学部教授会で選考委員会を選出するに当たっては、複数の学科から教員が選出され、選考対象となる専門分野以外の教員も含まれて審査が行われており、各専門分野の特色に関する教員の相互理解促進につながっている。

更に、研究業績に加えて、教育業績・社会貢献・学内貢献などの評価体制を明確化し、「KVA ルネサンス」に示された大学改革の方針にあった採用・昇任の方法が構築されつつある。

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・現代生活学部の教員の選考基準、昇任基準を定め、大学改革の方針に沿った教員の 採用・昇任の方向と評価基準の周知、理解を推進する。具体的には、研究業績に加 え、教育業績・社会貢献・学内貢献などを評価の対象とし、本学における業績にあ わせ実社会での実績を加味する。分野ごとの業績が持つ重みが異なるので、総合判

断に当たっての分野別比重を具体的に示し、客観性を確保する。

- ・「KVA ルネサンス」の一環として、中・長期的な視点から新規採用、退職者補充などの教員配置計画にあわせて、教員の採用、昇任の明確な基準を作成・提示する。これにより、若手の優秀で意欲的な教員が本学に職を求め、あるいは現職教員がその資質能力の向上、教育研究、大学運営への貢献等のライフプランの設計に主体的に取り組むなど、教員の意識改革を図る。
- ・平成 22(2010)年度中に助教制度を導入し、平成 23(2011)年度中に施行する。そのための、選定基準、業績評価基準を作成・提示し、助教の選考、任用、担当授業科目の配当など具体的な準備を進める。
- 5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。
- (1) 事実の説明(現状)
 - 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- •授業開講時間

原則月曜から土曜までの5時限としており、1授業時間(90分)を半期15週行った場合に、1コマとしている。担当授業時間の現状はデータ編表5-3のとおりである。

•授業担当時間

平成 22(2010)年度の平均は、教授 17.2 時間、准教授 14.1 時間、講師 18.2 時間である。担当時間は概ね適切に配置されているものの、資格取得に関連し、また「KVA精神」に基づく教育方針によって、実験・実習に伴う時間数の増加傾向がある。まず資格に関連して、管理栄養士養成課程の資格必修の実験・実習科目の授業では担当教員、クラス編成等について厚生労働省令による指定基準による制限があるため、定員増に伴い授業を複数のクラスに分割して担当せざる得ない事情があり担当時間が多くなっている。保育士、社会福祉士、介護福祉士も厚生労働省令の指定基準がある。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校など教員免許取得のための教育実習及び管理栄養士、保育士、社会福祉士の資格取得に当たっても、学外施設との対応を伴い、結果として実習指導のための担当時間が多くなっている。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。

教員の教育研究活動の支援は助手、補助員、TAによって担われている。学部所属の助手には、教育支援を行う担当学科が決められている。現代家政学科 3 人、健康栄養学科 8 人、生活デザイン学科 5 人、児童学科 1 人、人間福祉学科 2 人の計 19 人の助手がきめ細かい学生対応を実施している。また助手が研究指導教員を定めて指導を受ける体制も整えられている。補助員は、実験実習や演習に必要な教育活動を支援している。前期 18 人、後期 17 人の補助員が、助手と連携して、授業展開や教育研究活動を支援している。

TA 制度は、本学大学院研究科の学生に教育活動を体験させる目的もあって導入され

た。対象学部に制限を設けてはいないが、大学院生の研究領域と一致する分野を中心に機能している。RA制度はまだ導入されていない。

<u>5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されてい</u>るか。

研究費は、専任の教授・准教授・講師には一律 30 万円、助手 10 万円が支給されており、研究資料の購入や学会出張旅費等に当てられている。専任教員に配分される研究費は、データ編表 5-6、表 5-7 のとおりである。研究費が当てられる旅費の中心は国内旅費であり、国外での研究は外部からの資金で実施している教員が多い。

専任教員 88 人全てが個室の研究室を持ち、個々の教員にできる限り等しく教育研究環境を整え、資源を配分するように配慮されている。個室の面積は $12.96~\text{m}^2\sim62.95~\text{m}^2$ である。

また、産学官連携による研究活動の件数が増加しており、平成 21(2009)年度新規の受託研究が 6 件、継続の受託研究が 1 件、継続の共同研究が 2 件で、計 9 件の産学官連携の研究活動が活発に行われ、学部教育の内容活性化にもよい影響を与えている。

科学研究費の申請件数と採択件数は、平成 19(2007)年度は申請 17件で採択 3件、平成 20(2008)年度は申請 8件で採択 0件、平成 21(2009)年度は申請 9件で採択 1件であった(データ編表 5-9)。平成 <math>18(2006)年度より、科学研究費の申請手続きについての講習会を実施し、申請件数の増に向けての努力をしている。

(2) 5-3 の自己評価

教員の教育担当時間については、概ね適切であるが、一部の教員の担当時間が多くなっている。特に若手教員の負担が重くなっていることは、将来の教育研究の担い手育成の視点から改善が課題である。

持ちコマ数の配分に当たって、オムニバス方式などが可能な科目については、兼任 教員を依頼する等の方法で教員の負担を平準化する必要がある。

平成 23(2011)年度から 2 キャンパスへ移行に関連して、2 キャンパスでの開講が必要となる基礎科目や学部共通科目について、時間割の編成、担当教員の配置を効率的に実施することが課題である。

外部から獲得した資金の一部を活用した若手教員への支援は、若手教員の研究意欲を喚起するうえで効果をあげつつあるが、なお改善の必要がある。また、研究の活性化のためにRAの導入・活用が必要である。

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・教育研究活動の支援は、現在、助手、補助員、TA によって担われているが、今後、教員への支援を拡充するため、RA 制度、助教制度の導入を図る。特に助教については、平成 22(2010)年度内に制度を確立し、平成 23(2011)年度から助教の活動を開始する。
- ・産学官連携による研究活動・地域連携を一層推進し、教育活動支援と研究活動支援 を活性化するため、外部資金の導入を目指し組織としての取り組みを強化する。個

別の教員の努力に任せることなく、全学をあげて資金獲得策を戦略的に展開する。

- 5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。
- (1) 事実の説明(現状)

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされている か。

·FD 委員会 (規則集 1236 頁)

各学部長、大学院研究科長、各学科及び大学院の専任教員各 1 人、学生部長並びに大学事務局長で組織され、教員が主体的に行う授業改善に資することを目的に、教育方法の研究、工夫を積極的に推進するための活動を行っている。主として「学生による授業評価」、「公開授業の参観」、「学科ごとの研究会」、「FD・SD(Staff Development)講演会」を実施するなど組織的な取り組みを適切に行っている。平成 21(2009)年度は外部講師を招き、「FD・SD 講演会」を 3 回実施した。(資料編5-9)

・学生による授業評価

年2回各学期終了時に、担当科目の中から 1~2 科目を選択して実施している。集計結果と自由記述欄のコピーを担当教員にフィードバックして、授業の計画や改善・工夫に役立てている。また、学生への授業評価アンケートの結果はホームページ(学内限定)に掲載している。

教員相互で授業公開・授業参観

参観者は FD 委員会を通じて授業実施者に「授業参観記録」を提出すると、授業実施者は FD 委員会を通じて参観者に「授業参観記録へのコメント」を送るという仕組みである。他の教員の授業を参観することで得るものも多く、好評である。

・各学科の研究会

年内に少なくとも1つのテーマを設定して研究会の機会を設け、報告書を提出する。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用 されているか。

研究活動を活性化させるため、大学院において研究懇談会を実施している。また、5-4-①にあるように「公開授業」を介して、授業の評価を行い、研究会を開催している。また、本学の教育・研究水準の向上を期して教員の意欲を高めることを目的とし「東京家政学院大学教員外国留学規則」(規則集 1101 頁)及び「東京家政学院大学国内留学規則」(規則集 1111 頁)を整備している。

若手研究者の育成を主たる目的とした若手研究者研究費助成制度が設けられている。若手研究者が独創性に富んだ研究課題に取り組むことにより、本学の教育研究活動を活性化させ、あわせて、科学研究費の申請件数増につながることを目指したものである。その目的から、対象を 40 歳以下の助手を含む全教員(ただし、教授は対象外)を対象として、翌年度の科学研究費補助金に申請することを条件としている。助成金は、当該年度の科学研究費補助金間接経費を当てることにしている。このように科学研究費の申請を可能とする研究実績の確保を、大学において教育研究を始めた初期段階か

ら達成できるような対策を行っている。

(2) 5-4 の自己評価

現代生活学部設置に向けて、専任教員が従来の研究分野を基礎に実践性を高めた内容に専門を拡大して授業を担当している。その教育について、学生評価やピア・レヴューなどを参考にして FD 委員会で教育内容・教育方法の評価、改善に取り組んでおり、教育活動は着実に活性化している。産学連携・地域連携の取り組みも着実に効果をあげている。

FD 委員会の評価に基づく教員の努力は、各教員の授業評価や学内貢献評価に効果をあげているが、今後、全学に及ぶダイナミックな研究活動活性化の動きに結びつけてくことが課題である。また、産学連携・地域連携の推進は、取り組みに熱心な担当者の負担を増加させ、研究活動を行う時間的余裕を奪う恐れもあり、協力体制の再整備など負担の均衡化を図ることが必要である。

科学研究費の採択件数をあげるため申請方法の研修などの試みを始めたことは評価できる。今後、教育と研究を一体化させ、大学全体の研究の活性化に結びつく成果をあげるため、科学研究費の採択増など外部資金の確保に努め、研究活動の活性化を図ることが課題である。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・教育研究活動を活性化するため、大学院の研究懇談会の活動を活発化させ、教員の協力関係を推進し、情報の共有化を図るとともに、科学研究費の申請を増やし、採 択増につなげて研究資金を確保する。
- ・助教制度の導入に関連し、教授、准教授を含む新たな業績評価基準を策定・公開し、 各教員の教育研究の目標作成に資するとともに、若手研究者の負担を軽減して、教 育内容改善から教育研究活動の活性化へと着実にレベルアップできるよう、業務分 担の見直し・均等化、教員の適正配置、業績評価体制の確立を図る。
- ・若手研究者への研究助成について、資金確保、助成審査の客観化などの体制を整備 する。

【基準5の自己評価】

専任教員数は大学設置基準で定める必要数を満たしており、各学科に適切に配置されている。新学部の完成年度まで、従来の 2 学部の教員組織も維持しており、学生の教育に支障が生じないよう配慮されている。専任教員が主要科目の担当として配置され、教養教育・基礎教育を担う教員も充実している。

年齢構成上は、教員全体で 61 歳以上が全体の 36.4%を占めるなど、高年齢層への偏りが認められる。一方で、女性教員の割合は全体で 42.0%と、他大学と比較し、高水準を維持している。

教員の採用・昇任は、その全ての過程が開示され、教授会で選挙によって選ばれた 委員による委員会で審議されるので、極めて公平性の高い状態と評価できる。昇任の 基準については、多様な分野を抱える現代生活学部における分野間の差が生じないよ

う、現在、より多面的な評価ができるような点数評価基準を平成 23(2011)年度実施に 向けて策定中である。

助教制度は、平成 22(2010)年度中の制度の確立を目指して検討が進められている。 助教は、今後の学部教育における重要な戦力として、また、次代を担うことが期待される教員として、本学における教育研究が円滑に進められるよう、職務内容、選考基準を定める。

教員の教育担当時間は、やや講師に負担の増加が認められる。特に本学で力を入れている実験・実習科目は、教員の担当コマ数の増加につながっている。また、学外の実習は出先機関との連絡調整という授業以外の業務が担当教員の負担増につながっている。

FDは、学生からのフィードバックの収集、授業公開・参観といった内容の活動が定着し、教員からも好評を得ており、一定段階の評価はできる。講演会についても年に複数回の実施を確保しており、教職員は積極的に参加している。

研究費・研究室については各教員に適切に配分されており、基本的な研究環境は維持されている。また、外部資金の獲得を促すため、本学独自に運営している若手研究 者研究助成制度は、若手教員の活性化に効果をあげていると評価できる。

【基準5の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・今後、教員の世代交代を円滑に進めていくため、教育研究分野の継承が不断なく進められるよう、教員人事計画を策定する。すなわち、年齢の偏りが少なくなるよう、中・長期的な教員採用、昇任の計画をまとめ、教育力の補強がより必要な分野について重点的な配置を進めるなど、現代生活学部の中でバランスのとれた教員構成を構築する。
- ・女性教員の占める割合は、教授 31.4%、准教授 58.6%、講師 50.0%であるが、准教授、講師の教育研究、地域貢献、学内委員会での活用など業績の積み重ねを支援するなど、教授への昇任を促進する。
- ・助教制度は、平成 22(2010)年度中に制度を確立する。助教制度の導入に伴い、助手から助教に昇任することにより、当該教員の教育研究活動に問題が生じないよう、また、学科等の教育力が低下しないよう、十分配慮した制度とする。
- ・教員の教育担当時間については、教員間の平等化を進め、研究時間の確保も実現できるよう、分担化や補助員等の配置など対応を進める。特に、研究時間については、 今後も週に平日1日の研修日を確保する前提で、授業等の担当時間を調整する。
- ・FD 活動については、授業評価・参観といった第一段階は定着しつつあるが、それらの結果をもとに学科単位での議論の活性化を図り、教育活動における改善・工夫を 促進する。
- ・研究費は、全学的に外部資金の獲得を拡大するよう、今まで以上に学内説明会を開催するなど、外部資金獲得に向けた支援体制の構築を図る。地域企業との連携・共同研究や受託研究などについては、企業との交渉・進行管理などの協力が体系的にできるよう、事務局を含めた組織として地域交流センターを立ち上げるために、平成22(2010)年度「地域連携推進準備委員会」を設置する。

基準 6. 職員

- 6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。
- (1) 事実の説明(現状)

<u>6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されてい</u> るか。

本学の設置法人である「学校法人東京家政学院(以下「学院」と称する)」全体の事務組織及びその人員構成は図 6-1-1 に示すとおりである。学院は、教育機関としての業務を合理的・効率的に遂行する必要があることを踏まえて事務組織を構成している。

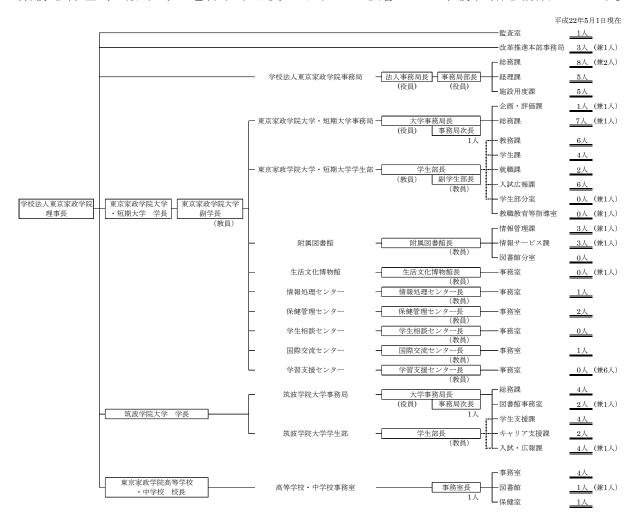


図 6-1-1 組織別職員配置図

学院は、東京家政学院大学、筑波学院大学、東京家政学院短期大学(平成 21(2009) 年度学生募集停止)及び併設の高等学校・中学校を設置しているところから、その共通する総務・経理・施設設備等の事務は、学院の事務局において一括して処理している。

【事務組織】

事務局に、事務局長及び事務局次長を置き、そのもとに、企画・評価課及び総務課

を配置し、学生部に教務課、学生課、就職課、入試広報課、学生部分室及び教職教育等指導室を配置している。附属図書館事務部には、情報管理課、情報サービス課を配置している。このほか、東京家政学院生活文化博物館、情報処理センター、保健管理センター、学生相談センター、国際交流センター、学習支援センターを設け、その事務を処理している。事務局と学生部は組織上並立の形をとっているが、日常的な業務の遂行については事務局長が双方を一体的に運営管理している。学生部長(教員)は、基本的な事項について学生部各課に指揮命令を行うが、大学事務局長及び次長と常時調整を行っている。

・企画・評価課

大学の将来計画を検討・推進する中核組織であり、理事会のもとに組織された改革 推進本部の事務局と常時連携して、「KVA ルネサンス」を先導する役割を担ってい る。この一環として、自己評価、第三者評価の事務統括を担当するとともに、大学 の部局長会議事務局機能並びに秘書業務を担っている。

• 総務課

大学に関する公文書の接受・管理、学則をはじめ諸規則の制定・改廃、大学配付予算に関する収入・支出・給与・厚生関連事務、校地・校舎等施設・設備の維持管理、機器・備品・消耗品等の調達・管理、その他大学事務に関する連絡・調整・統括を行っている。このほか、地域連携・企業連携等を積極的に推進するため、社団法人首都圏産業活性化協会から地域連携コーディネーター1人を非常勤で受け入れている。

• 教務課

教育課程及び授業計画に関する事務、学生の学籍・履修・成績管理、授業・試験の連絡調整等の教務に関する事務を統括している。特に、教授会事務局をはじめ、教員との連絡調整に重要な役割を担っている。更に、平成 23(2011)年度から現代生活学部の 5 学科のうち現代家政学科と健康栄養学科が千代田三番町キャンパスに移転する準備に当たっている。

・学生課(国際交流センターを含む)

学生の生活相談、学友会の支援、課外活動・学生行事の支援、宿舎及びアルバイトの斡旋、奨学金、保健衛生その他学生活動の諸支援など幅広い事務を担当している。 特に、中国・韓国からの留学生確保及び国際交流の推進のため、国際交流センターの機能充実に努めている。

・就職課

企業等の求人情報を幅広く収集するとともに、就職活動の進め方・面接についての 指導など就職支援に関する事務全般を担当している。

• 入試広報課

学生募集に関する企画・広報、学生募集要項の作成、高等学校等への訪問、出願・ 入学試験の運営管理等の学生募集に関する事務を担当している。特に、学生の出身 校との連携を密にし、信頼関係の維持・強化に努めている。

· 図書館事務部情報管理課

図書館の予算・決算、図書館資料の発注・分類、図書管理システムの運営管理のほ

か図書館広報や各種の調査・統計に関する事務を担当している。更に、本学の貴重な資料である大江文庫の整備充実に当たっている。

・図書館事務部情報サービス課

図書館資料の貸し出し・返却管理、学生の閲覧支援、紀要の取りまとめなどの利用サービスを担当している。なお、窓口対応には、学生アルバイトを活用し、学生に職務経験の場を提供している。また、図書館の市民開放を通して地域連携の一翼を担っている。

図書館の事務組織は、平成 23(2011)年度、現代生活学部の 2 学科が千代田三番町キャンパスへ移転することに伴い、図書館の運営体制も抜本的に見直すこととしている。

・生活文化博物館、情報処理センター、保健管理センター、学生相談センター及び学 習支援センター

事務担当者として、それぞれの長(教員)のもと、職員若干名を配置(併任を含む) している。これにより、教学組織との連携を緊密にし、きめ細かい学生サービスの 向上を図っている。

また、大学事務局においては、事務合理化の観点から課の統合を行った。これにより分掌する範囲は広範となったが、業務の繁閑を考慮した要員を臨機応変に配置し、また、部課間の相互支援を進めている。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

・職員の採用

採用計画をまず理事会で審議して、構造改革の進捗と財政状況を勘案しながら、将来を担う新規学卒者などの人材を計画的に採用している。また、教務・修学相談・財務・広報・情報システム等の分野で、即戦力となる専門的能力を有する人材を確保する必要が生じたときは、適時適切な方法で中途採用を行うことも視野に入れている。そのニーズが臨時的・一時的なときはアルバイト・派遣職員の活用等を検討する。ただし、当面は人件費縮減に配慮した抑制運営を旨としているため、専任職員の採用予定はない。

・職員の昇任

職員の適性・能力、勤務実績、研修実績等を考慮して、法人事務局長と大学事務局 長が協議・調整のうえ、学長、理事長の了解を得て実施している。近年、職員の年 齢が年々上昇する中で、処遇する上位のポストが不足する傾向にあるが、職員の専 門性と適応力、事務処理能力に配慮し、公平で納得性のある昇任に努めている。

・学院全体の異動

職員の適性・能力、勤務実績、希望、居住地等を勘案して、法人事務局長と大学事務局長・次長と協議・調整のうえ実施することとしている。協議・調整が難航したときの裁定は専務理事が行う。学院は、キャンパス及び法人事務局が千代田区三番町、町田市、つくば市に分かれており、転居を伴う異動が行いにくいため、これまでキャンパス間異動は比較的少なかった。現在、職員の視野を広げ、公共性や柔軟性

を身につけるため、原則として 5 年以内の異動及び複数のキャンパス勤務を経験させるとの基本方針のもと異動を実施することとし、このことを職員に周知している。一方、大学事務局内における異動については、適宜法人事務局長と協議をしつつ、大学事務局長の判断で、より柔軟に行えるように配慮している。大学の事務は広範にわたり、関係する部局の緊密な連携を求められる。また、活発な相互交流により、変化する学生ニーズに、臨機に対応できる人材を育成している。

・昇任、異動についての希望の把握

毎年度、職員全員から身上調書を徴している。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用 されているか。

・職員の採用・昇任・異動の方針

「職員人事基本計画―人材の育成と適正配置―」(資料編 6-2) を理事会で定め、これを全職員に周知している。具体的な運用については法人事務局長と大学事務局長が協議・調整のうえ実施する。

・職員の採用

臨時的な場合を除き、人件費縮減の観点から、現在実施していない。

・職員の昇任及び異動

勤務年数、同一級への在職年数等に基づいたガイドラインを基本に運用している。 経験年数に加えて、職員の持つスキル・判断力・熱意及びこれまでの業績等を総合 的に判断するため、大学事務局長は関係する部課長の意見を徴したうえで、法人事 務局長との協議・調整を行っている。

・その他

現在、職員のモチベーション高揚を促し、将来を担う人材を育成するために、「事務職員の採用及び昇任等に関する取扱要領」について、関係者での協議を始めた。なお、人事評価制度の導入については、応分の時間をかけて協議・調整を重ねていく。

(2) 6-1 の自己評価

職員の採用・昇任・異動は、職員人事基本計画に基づき、公平で納得性のある運用をしている。人件費の縮減を図るため、採用は控えている。同一ポストに長期在任しているケースがあるが、昇任・異動は、職員のモチベーション高揚とスキルアップにつながっている。

また、現代生活学部及び家政学部、人文学部の3学部が併存し、事務局が繁忙であるため、職員相互の連携を緊密にし、切磋琢磨して相互のスキル向上が必要である。

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・職員の新規採用を抑制する中で構造改革を進めるため、人事基本計画をもとに職員 の採用及び昇任等に関する取り扱い要領を策定し、計画的な職員の昇任、異動を実 施する。
- ・部門間、業務間の連携を強化し、グループ化など弾力的な組織編制、組織運営を図

る。

- ・「KVA ルネサンス」の推進や喫緊の課題に対処するために必要な人材については、 理事会ほか関係部署と十分な協議・調整のもと、特定分野の専門職員を採用するほか、嘱託員・補助員の活用や業務委託等を念頭に組織編制を進める。
- 6-2 職員の資質・能力の向上のための取り組み (SD等) がなされていること。
- (1) 事実の説明(現状)

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD 等の取り組みが適切になされているか。

職員の資質・能力向上のため、その適性・能力、希望等に応じ、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、社団法人私学経営研究会、社団法人日本能率協会など関係団体の協力を得て、研修の機会を設けている。また、各職場においては、日常業務を効率的・効果的に遂行するために、OJT(On the Job Training)を中心に人材を養成している。

更に、職員全体の資質向上を目指して、SD(Staff Development)研修や集合研修を定期的に開催している。平成20(2008)年から、夏季休暇期間中に、学院の構造改革「KVAルネサンス」を理解し、期待される職員の役割を周知するため、理事長、専務理事、外部講師により職員集合研修を開催している。この集合研修は、学院・大学の現状理解や知識の習得のみならず、グループ討論による職員の相互交流と啓発に効果をあげている。

また、本学においては、SD 研修を FD(Faculty Development)研修と合同で実施している。平成 21(2009)年度は、「意識改革により全員出動で改革の推進を」のテーマで SD·FD 講演会を実施した。

(2) 6-2 の自己評価

外部研修及び学内で実施する OJT 訓練、集合研修、SD、FD 等は、資質・能力の向上に有効な成果をあげている。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・教育内容や学生ニーズの多様化に対応する大学の活動について、学生、その保護者の理解を得、また、社会的認知度を向上させるため、職員のコミュニケーション能力、状況把握能力、判断力などのスキルを向上させる。そのため、外部研修の積極的な活用や集合研修による相互啓発、SD、FDの開催など研修機会の充実を図る。
- 6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。
- (1) 事実の説明(現状)
 - 6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教務課では、教育研究を支援するため、カリキュラム編成、シラバスの整理、授業・ 実習・試験等の遂行支援、履修・学業成績管理、学生の履修相談(資格科目を含む) 等の事務を担当している。また、学習支援センターでは、教務課職員が「学習支援ア

ドバイザー」として、教員の活動を補佐している。そして、国際交流センターに専任 の事務担当者 2 人を置いて、留学生の履修支援や学生生活全般の指導・相談に当たっ ている。

このほか、教員の教育研究活動及び学科の事務をサポートするため、補助員 20 人を 配置している。特に、実験実習の準備・遂行の面での地道な支援を行っている。

科学研究費補助金の適切な取り扱いを確保するための事務は、総務課の職員が担当 している。物品調達や旅費・人件費支出(アルバイト等)等については、教員の負担 を少なくするため、研究室の助手及び総務課担当者が、発注・納品管理・代金支払・ 勤務管理等の事務を処理している。

また、総務課は、町田市、八王子市及び同地域におけるさまざまな団体との連携を推進することにより、地域における大学の存在感を高める役割を、教員と一体となって果たしている。例えば、町田市では、「介護予防サポーター養成講座」事業委託により講座の運営を行い、八王子市では、「大学コンソーシアム八王子」学生委員会主催の「学生天国」イベントでファッションショーの開催など、大学のもつ衣・食・住・福祉に関する知的ノウハウを提供している。

産学連携の一例として、西武信用金庫との「包括的連携・協力に関する協定書」を 平成 19(2007)年に締結し、また、平成 19(2007)年社団法人首都圏産業活性化協会に加 盟した。これにより、同協会が主催する地場産業フェア等の各種イベントに、総務課 等の職員が参加し、健康栄養学科・現代家政学科・生活デザイン学科教員の活動を支 えている。特に、例年新宿駅西口イベント広場で開催される「東京発!物産・逸品見本 市」では、食品開発や食育等に関する企画展示を継続実施し、好評を得ている。(資料 編 3-6)

(2) 6-3 の自己評価

職員は、カリキュラム編成、履修相談、留学生支援、地域連携など教育研究支援を、 教員と連携して的確に行っている。更に、教育研究の実施に必要な物品調達、旅費の 支給等の事務を職員が担当し、教員の負担軽減、教育研究活動の推進を支えるなど、 事務体制は適切に機能している。

また、課・係の統合をはじめとする事務局(学生部を含む)の連携体制は、教員との連携を緊密にするなど成果をあげている。今後、2キャンパス体制における教育支援体制の確立が課題である。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・2 キャンパスになることに伴い、事務局組織の再編を実施する。人事、庶務、経理、 予算、用度等の総務系の事務と、教務、生活支援、就職、入試等の学務系の事務を グループ化し、2 キャンパスに再配置するなど、教員と職員とが相互に連携できる体 制を構築する。
- ・教育研究支援機能を強化するため、SD、FDの組織的な取り組みを進める。

【基準6の自己評価】

大学を運営していくうえでの事務組織の編成、組織を構成する職員の処遇(昇進、 異動)について十分に配慮されており、適切に遂行されている。新規採用の抑制方針 を補完するため、職員個々の資質・能力を向上させるための OJT、集合研修、SD、 FD 活動の更なる拡充、事務体制の再編が課題である。

【基準6の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・職員人事基本計画を具現化するため、「事務職員の採用及び昇任等に関する取扱要領」 等を作成し、周知する。
- ・2 キャンパス体制に対処するため、グループ化を主軸とする事務組織の再編、職員の 異動・再配置を実行する。これに関連し、定型的な事務及び図書館等の専門業務の 外部委託を進める。

基準 7. 管理運営

- 7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。
- (1) 事実の説明(現状)

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備 され、適切に機能しているか。

本学の管理運営の方針は、「学校法人東京家政学院寄附行為(以下「寄附行為」と称する)」第3条(規則集51頁)に掲げているとおり、「KVA精神」に基づき、心身ともに健全な良き社会人・家庭人を育成することを目的とした教育・研究活動を担保することを基本としている。

そのため、理事会、評議員会等と教学組織とが連携・協同し、大学としての社会的 責任を果たし得る的確な意思決定ができるよう、かつ、近年の急激な社会情勢の変化 に迅速に対応できるよう、管理運営全般の体制強化を図っている。

本学では、上記のような基本方針に基づき、管理運営体制及びその運営方法に関する方針を、規則等において以下のとおり定め、運営している。

【学校法人の管理運営体制】

寄附行為に基づき、理事会、評議員会を設置するほか、理事会のもとに「学校法人 東京家政学院改革推進本部(以下「改革推進本部」と称する)」、「学校法人東京家政学 院将来計画検討委員会(以下「将来計画検討委員会」と称する)」を設置している。

<理事会>

理事会は 11 人以上 14 人以内の理事からなり、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会付議事項の整理や、理事長、学長、校長が業務を遂行するうえで必要な連絡調整を図る機関として「常勤役員会」を設置し、業務執行に資する情報提供、意見交換、調整を行っている。構成員は理事長、専務理事、東京家政学院大学・東京家政学院短期大学学長、筑波学院大学学長、東京家政学院高等学校・中学校校長及び理事長の指名する理事である。

<評議員会>

評議員は27人以上30人以内の評議員からなり、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に応え又は役員から報告を徴することができる。」と寄附行為第20条(規則集54頁)に定めている諮問機関である。

また、理事長はあらかじめ、以下の諮問事項について評議員会の意見を聞かなければならないと寄附行為第19条(規則集54頁)に定めている。

- (1)予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。) 並びに基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業計画
- (4) 寄附行為の変更

- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

<監事>

監事は法人の業務と財産の状況を監査する機関である。監事は、毎会計年度、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出するとともに、学校法人の業務に不正並びに寄附行為違反を発見した場合は、これを文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告する義務を負っている。

<改革推進本部>

改革推進本部は理事会のもと「東京家政学院構造改革」の基本方針、同基本計画及 び改革実行計画を策定し、その周知を図り、本法人の改革を推進する組織である。

改革推進本部は「学校法人東京家政学院改革推進本部規則(以下「改革推進本部規則」と称する)」第2条3項及び4項(規則集231頁)で掲げているとおり、改革実行計画等の策定に当たっては、あらかじめ関係する学校の教授会等に諮るとともに、教職員の意見を徴し、審議のうえ、理事会に報告を行っている。

また、改革推進本部のもとに、改革の基本方針等の案を作成する「改革推進委員会」、 改革を進めるための課題ごとの「特別委員会」を設置している。なお、平成 21(2009) 年度より、上記の常勤役員会と改革推進本部(会議)を原則同時開催とし、常勤役員 の意思疎通・意思決定を迅速かつ円滑に行う体制としている。

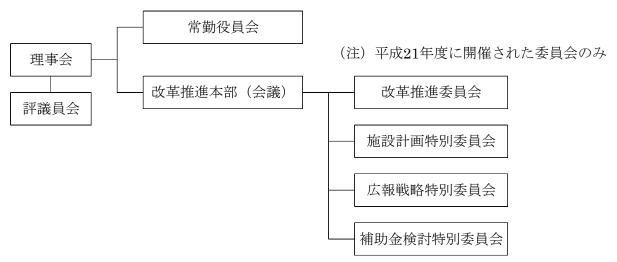


図 7-1-1 改革推進本部概念図

<将来計画検討委員会>

将来計画検討委員会は学校法人の将来計画に関する重要事項を検討するため設置している組織であるが、改革推進本部の設置に伴い現在は活動を休止している。

【大学の管理運営体制】

本学及び大学院の教育・研究に関する管理運営は、東京家政学院大学学則第 12 条(規則集 1202 頁)及び東京家政学院大学大学院学則第 26 条(規則集 1404 頁)に基づき、「東

京家政学院大学現代生活学部教授会」、「東京家政学院大学家政学部教授会」、「東京家 政学院大学人文学部教授会」(以下それぞれ「教授会」と称する)、「東京家政学院大学 合同教授会(以下「合同教授会」と称する)」、「東京家政学院大学大学院人間生活学研 究科会議」で審議、決定している。

教授会は、原則として 1 ヶ月に一度開催し、その他必要な審議事項がある場合には、 適宜開催している。また、各学部に共通する事項及び合同で審議することが適当と認 められる事項等については、学部を超えた合同教授会を開催し、審議している。

なお、課題分野別に「東京家政学院大学学務委員会」(規則集 1231 頁)、「東京家政学院大学入学者選抜委員会」(規則集 1025 頁)、「東京家政学院大学学生委員会」(規則集 1035 頁)等を管理運営の補助機関として設置しており、教育内容、入学試験及び学生生活等にかかわるそれぞれの事項について審議し、教授会に諮っている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されている か。

法人の役員は、理事 11 人以上 14 人以内、監事 2 人である。このうち理事は、(1) 東京家政学院大学学長、筑波学院大学学長、東京家政学院高等学校校長、(2) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 4 人以上 7 人以内、(3) 評議員のうちから、評議員会において選任された者 4 人からなる。また、1 人を理事長、1 人を専務理事とし、理事会において選任することになっている。本学からは、学識経験者 1 人(図書館長)、評議員会において選任された者 1 人(研究科長)が理事になっている。監事は、本法人の理事、評議員又は職員(学校、校長、教員その他の職員を含む。)以外のものであって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意の議決を得て、理事長が選任することになっている。

これら理事、監事の選任、任期、補充、解任については、寄附行為第7条から第12条(規則集52頁)で規定している。

また、理事会の諮問機関である評議員会の評議員は27人以上30人以内で、その構成員は(1) 寄附行為第7条第1項第1号及び第2号の理事7人以上10人以内、(2) 本法人職員(学長、校長を除く。)のうちから、互選によって選出され、理事会において選任された者11人、(3)本法人の設置する学校を卒業した年齢25歳以上の者のうちから、同窓会の推薦を受け、理事会において選任された者5人、(4)本法人の功労者又は学識経験者(職員及び本法人の設置する学校の卒業者を除く。)のうちから、理事会において選任された者4人からなり、評議員の選任、準用規定、任期については、寄附行為第21条から第23条(規則集55頁)で規定している。

現在、東京家政学院短期大学から選出される理事(評議員兼務)が平成22(2010)年3月31日に退職したため1人欠員となっている。しかし、同短期大学は、改組の一環として平成21(2009)年度より募集停止措置をとっており、在学生も若干名を残すのみとなっていることにより、運営上の支障はない。この後任取り扱いについては、理事長のもとに置かれる「寄附行為検討委員会」に委ねられている。

また、理事である学長の選考においては「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学学長選考規則」(規則集 1061 頁)において、任期については「東京家政学院大学・東

京家政学院短期大学学長の任期に関する規則」(規則集 1064 頁)において、それぞれ規 定している。

(2) 7-1 の自己評価

本学の寄附行為には「理事長は学校法人を代表し、その業務を総理し、専務理事、学長、校長は理事長を補佐し、学校法人の業務を分掌する」旨、明記されている。

これに則り、「専務理事及び学長、校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務についての定め」が制定されており、さまざまな課題に対して主体的、機動的に対応していく体制を整備している。また、「改革推進本部規則」と関連して、改革担当理事・広報戦略担当理事等の特命担当理事を置くことにより、チームとしての機能分担と責任体制を構築している。その一方で私立大学の経営環境が厳しさを増す中、役員体制等について、専務理事体制、理事の役割分担、理事の任期、理事及び評議員の選任方法等の検討課題がある。

(3) 7-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・理事長を中心とする理事会の指導性を確立し、学校法人全体の中・長期計画を策定 し、各学校に対する司令塔として役割を担うと同時に、各学校の経営の現状と課題 を恒常的に点検する機関を整備する。役割体制等の課題については、寄附行為検討 委員会等で審議のうえ、必要な改善を図る。同時に、常勤役員会の位置づけを明確 にし、改革の中核を担っている改革推進本部との関係を明確にするため、寄附行為 の改正を行う。
- ・2 キャンパス化における教育研究を円滑に進めるため、教授会及び各種委員会について、代議員制の導入や委員会の統合など、より機能的、機動的に運用できる体制を整える。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明(現状)

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

東京家政学院大学、東京家政学院短期大学(平成 21(2009)年度学生募集停止)における重要事項を審議し、学校法人との連絡調整を図る機関として、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学運営委員会(以下「運営委員会」と称する)」(規則集 1001 頁)を設置している。

• 運営委員会

学長、専務理事、副学長、現代生活学部長、家政学部長、人文学部長、大学院研究 科長、短期大学学科長、附属図書館長、学生部長、学校法人事務局長、東京家政学 院大学事務局長を構成員とし、原則として毎月 1 回の定例会を開催するほか、必要 に応じて臨時会を開催している。

運営委員会では、理事会の審議状況を逐次報告し、全構成員が法人の動きを共通理解することにより、法人事務局、大学事務・教学組織等が連携・協同して教育・研究活動と学生支援体制の拡充を図ることを可能とする意思決定体制を構築している。

理事会の状況は、各部局長を通じて、教職員に周知されている。

• 部局長会議

大学の運営改善を図ることを目的に、学長を補佐する機関として設置され、学長、 副学長、学部長、研究科長、図書館長、事務局長により構成され、運営委員会に諮 る主要議題の学内調整を行っている。

• 拡大部局長会議

部局長会議の構成員に学科長を加えて構成されたものであり、大学運営の経常的な 事項についての学科間の連絡調整を行う機関として機能している。

拡大部局長会議は、原則として毎月 1 回定例会を開催し、部局長会議は必要に応じて開催している。

(2) 7-2 の自己評価

運営委員会、部局長会議及び拡大部局長会議は、関連規則に即して運営されており、 管理部門と教学部門の連携は適切になされている。今後、2 キャンパス体制になること に伴い、これらの会議の重要性は一層高まる。

また、現在事務局長は、専務理事(法人事務局長兼務)が兼務しており、管理及び 教学面を把握できる立場にあり、両者の連携が十分に図られている。

(3) 7-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・平成 23(2011)年度からの 2 キャンパス体制で、上記 3 会議の効率的運営を進め、管理部門と教学部門の更なる連携体制の強化を図る。また、連携強化の一環として、両キャンパス間の連絡・意思疎通をより円滑にするため、テレビ会議等の各種の IT やメディアの有効活用を進める。
- 7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。
- (1) 事実の説明(現状)
 - 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 自己点検・評価組織

平成 5(1993)年に「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院・東京家政学院短期 大学自己評価委員会(以下「自己評価委員会」と称する)」を設置した。自己評価委 員会は、副学長、学部長、研究科長、学生部長、事務局長など各部局長及び各学科 長等で組織した。(副学長職は、平成 18(2006)年 4 月 1 日より設置)

・改正自己点検・評価組織

その後、平成 19(2007)年に学校法人全体の自己点検・評価組織の見直しを行い、「学校法人東京家政学院自己点検・評価運営委員会」(規則集 185 頁)を設置するとともに、認証評価の受審に備えた組織として「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院自己点検・評価委員会(以下「自己点検・評価委員会」と称する)」(規則集 1003 頁)を設置した。学長を委員長にし、従来の教学の部局長委員のほかに事務組織の責

任者を加える等、実行的な自己点検・評価組織を編成した。

この改正においては、自己点検・評価委員会のもとに自己点検・評価実施組織を構成し、各種委員会及び事務組織(各課・室等)の責任者(委員長及び課長等)を自己点検・評価実施責任者に指定した。責任者には、各年度にそれぞれの活動、業務の自己点検・評価を行い、年度終了後に自己点検・評価委員会に報告するように義務づけた。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検・評価委員会は、学部長、学科長、各センター長及び事務局各課の責任者で構成され、全体会は年度内に 2~4回開催し、大学運営の全体にかかわる事項について協議している。通常は、自己点検・評価委員会構成員の教学部門の責任者を構成員とする拡大部局長会議及び事務部門の責任者を構成員とする町田校舎部課長会議を月1回開催して、大学運営の協議を行っており、その協議の中で大学運営の改善・向上が図られるなど適切に機能している。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

平成 14(2002)年には「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学自己評価報告書」 を刊行した。

平成 19(2007)年に「平成 19 年度東京家政学院大学自己評価報告書」(資料編 7-6)を 作成し、大学ホームページで公開している。

(2) 7-3 の自己評価

平成18(2006)年度までの自己点検・評価においては、各種委員会や各責任者が恒常的に自己点検を実施する体制が十分確立していなかったが、平成19(2007)年の改正によりそれぞれの責任者を設け自己点検・評価についての責任の所在が明確になった。このことにより、組織的な自己点検・評価体制の確立に向けての第一歩を踏み出した。また、自己点検・評価の実施及び自己評価報告書の公表により、本学の管理、教学の全体にわたる現状及び課題が明確になり、教職員が問題意識を共有する効果があった。

(3) 7-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・自己点検・評価活動は、日常的な点検と改善活動を維持するため、委員会の組織的 活動と各教職員の問題意識を継続的に喚起し、教育内容の充実及び教育方法の改善 に資する。
- ・今回の自己点検・評価は、認証評価機関による評価を受けるために全学の教職員が 一致協力して組織的な体制をとることができた。これを契機に、よりしっかりとし た自己点検・評価体制を整備するとともに、この評価が今後の大学運営にいかに反 映されたかを検証する体制を整える。

【基準7の自己評価】

本学を設置する学校法人東京家政学院は中小規模の学校法人であるにもかかわらず、短期大学(平成21(2009)年度学生募集停止)を含めると5つの学校を複数のキャンパスに設置する学校法人である。必然的に人件費削減が難しく、教員・職員1人当たりの学生・生徒数(ST・SS比)が低くなりやすい体質である。また、定員割れ学部を何年も放置しておくなど、私学経営の根幹である、学生・生徒の定員数確保に対する認識の甘さがあったことも否めない。

更に以下の点から経営改善に向けた対応が後手となった。

- 少子化の影響を的確に読み取っていなかった
- 伝統的女子大の有り様に胡坐をかいていた
- 厳しくなる周辺環境を把握しきれず、志願者激減への対応が不十分であった
- 各設置学校内にとどまった議論に終始しがちで、法人全体の視点に立った改革方 針を提起し得なかった

こうした反省に鑑み、改革推進本部を組織し「KVA ルネサンス」(詳細は「IV. 特記事項」参照)に着手した。

同時に大学の目的を達成するための大学及びその設置者の管理運営体制及び管理運営にかかわる諸規定の整備、管理部門と教学部門の連携、自己点検・評価の仕組みを整備した。

【基準7の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・平成 23(2011)年度から 2 キャンパス化に備えて、教授会のもとに代議員制度を導入するなど教授会をより機能的に運営できる体制に改めるとともに、本学の管理部門と教学部門の連携を強化する。更に、構造改革基本方針及び経営改善計画に基づき、筑波学院大学及び東京家政学院高等学校・中学校との連携を図るため、法人の管理運営体制を整える。
- ・自己点検・評価の結果を大学の運営改善に反映させ、また、その結果を検証する仕組 みを整備する。

基準 8. 財務

- 8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。
- (1) 事実の説明(現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入 と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

平成 11(1999)年度から人文学部の一部の学科で定員を充足できない事態が生じたが、 平成 16(2004)年度までは、帰属収支は収入超過の状態で推移した。

しかし、平成 18(2006)年度から家政学部の一部の学科においても定員を充足ができない状態になり、更に、法人が設置する筑波学院大学及び東京家政学院短期大学(平成 21(2009)年度学生募集停止)、東京家政学院高等学校・中学校の定員充足率の低下傾向も加わって、法人の自己資金(内部留保資金)の取り崩しが始まった。

平成 10(1998)年度末時点で、法人は約 54 億円の自己資金を有し、それが、法人設置の各学校の教育水準を有していくうえでの裏付け保障となっていたが、学生・生徒の確保が不十分であったこと等により、法人全体として年度ごとの収支がバランスを欠くようになり、平成 19(2007)年度末の現金預金は約 33 億円になった。

なお、学校法人会計基準第 29 条に定める「基本金」は、財政上の収支バランスを考慮し、近年本法人は、同基準第 31 条に定める基本金の取り崩し、基本金組入れは行っていない。

こうした厳しい財務状況を改善し、法人の経営を再建するため、平成 14(2002)年度、 法人に「学校法人東京家政学院将来計画検討委員会」を設置、更に抜本的な改革を実 行するため、平成 19(2007)年 10 月、理事長を本部長とする「学校法人東京家政学院 改革推進本部」を設置し、平成 20(2008)年 3 月、「構造改革基本方針」を理事会で決定 した。

この基本方針に基づき、本学においては、学部改組による学生定員確保を軸とした安定的な収入確保、人件費削減計画の進捗などにより、財務構造の改革を計画的に進めている。

平成 21(2009)年度、文部科学省の未来経営戦略事業に採択され、更に、財務改善計画を確実に進めるため、「日本私立学校振興・共済事業団」のアドバイスを受けながら、上記「構造改革基本方針」をベースとする「経営改善計画」を平成 22(2010)年 3 月の理事会において取りまとめた。この「経営改善計画」は、毎年度の業務管理表に基づき進捗状況をチェックし、必要な改善策を講じる厳格な計画とした。

以上のような「構造改革基本方針」及び「経営改善計画」は、社会の要請に応え、 学生にとっての魅力ある教育・研究の場を確立し、有為な社会人を育成するため、学 院全体で改革・再編を目指す学部改組を推し進めるとともに、施設整備計画、人件費 削減計画にまで及ぶ内容としている。

予算編成においては、法人全体で収入と支出のバランスを保つよう、平成 19(2007) 年度から「キャップ・シーリング方式」を採用している。

こうした取り組みにより、本学の財務は、キャッシュフローベースの資金収支は改

善に転じ、平成 24 年(2012)年には収支の均衡の見込みが立ち、平成 25(2013)年度には帰属収支の均衡を図る計画であり、教育研究目的を達成するための財政基盤は確実なものとなる。

表 8-1-1 学生生徒等納付金と教育研究経費等の推移 (大学)

単位:百万円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学生生徒等納 付 金	2,408	2,251	2,167	1,924	1,792
教育研究経費	642	667	667	615	574
人 件 費	1,953	1,955	1,812	1,934	1,641
現金・預金 (法 人)	5,766	5,228	5,090	4,718	4,413

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学の会計処理は、法人の会計処理に準拠し、学校法人会計基準及び「学校法人東京家政学院経理規則」(規則集 661 頁)、「経理規則施行細則」(規則集 671 頁)、「学校法人東京家政学院固定資産及び物品調達規則」(規則集 711 頁)の諸規定により行っている。会計処理上の問題点については、随時、公認会計士に確認し、適切な処理を行っている。

予算は、毎年度、理事会で決定された予算編成基本方針に基づき、法人と協議しながら 10 月から編成作業を行い、法人全体としてまとめられた予算案を事業計画とともに 3 月開催の評議員会、理事会に諮り決定している。また、入学生の確定等を待って、5 月開催の評議員会、理事会で補正することとしている。更に、決算額が予算額と乖離している場合には、決算に先立って補正予算を編成している。

学内においては、部局長を中心に構成される「東京家政学院大学予算委員会」(規則 集 1223 頁) において、予算配分案を策定し、教授会で審議、決定している。

予算の執行に当たり、予定価格が 1,000 万円を超える建物、建物附属設備、構築物の整備、装置、設備等については、「施設設備選定委員会要領」(規則集 751 頁) により同委員会の審議を経て、その都度、理事長の承認を得ている。

予算の執行状況については、適宜、拡大部局長会議に報告し、予算の効果的・効率的な執行に全学で取り組んでいる。

決算は、本学を含め各学校からの結果を法人でまとめ、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書を作成し、公認会計士(監査法人)による監査と監事による監査を受け、5 月開催の評議員会、理事会の承認を得ている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

法人においては、私立学校振興助成法に基づく公認会計士(監査法人)による監査が、期中、決算時にあわせて延べ330時間行われ、現物実査、元帳・帳票書類の照合など計算書類全般にわたり行われる。更に、公認会計士は、法人の経営状況、財務状況、教学の概要、将来計画等について、通常の監査とは別の機会を設け、理事長、専務理事、監事等と意見交換している。

監事による監査は原則として月1回法人で実施されるほか、年2回の大学への現地 視察を実施している。法人で実施される監事監査においては、毎回、理事長、専務理 事、法人事務局長等との面談を実施している。その他、公認会計士と監事との打ち合 わせが年1回行われている。理事会、評議員会に毎回出席して、学校法人の業務状況 及び財務状況の管理・執行が適正に行われているかを監査し、決算を審議する評議員 会及び理事会に監査報告を行っている。

また、平成20(2008)年4月、法人に監査室を設け、監査機能を強化した。

(2) 8-1 の自己評価

会計処理及び会計監査等は、私立学校会計基準に準拠し適切に処理されている。公認会計士及び監事からは、経営状況及び財務状態が適正に表示されているとの監査報告書を受けている。

しかし、本学の財務状況は、財務関係比率表に示すとおり、学納金収入が減少する中、教育研究経費や人件費は増加し、支出が収入を上回る厳しい状況が続いている。全国大学法人(消費収支計算書)と比較すると、財務関係比率表のとおり、平均より厳しい財務比率となっている。平成 20(2008)年度、教育研究経費比率は、全国平均値31.0%に対し本学は27.6%と低い一方で、人件費比率は全国平均52.8%に対し本学は77.6%、人件費依存率は全国平均が72.3%に対し本学は107.5%と極めて高くなっている。

また、消費支出比率、消費収支比率とも 100%超と平均値を大きく上回り、収支バランスを欠いている。このことは、本法人が平成 21(2009)年度においても、僅少ながら基本金の取り崩し額が組入れ額を上回っていることにも示されている。

このような財務内容は、学納金収入減少による帰属収入の減少が続いている中で、 大学設置基準を上回る教職員配置の見直しを行わず人件費が高止まっていることによ る。財務内容の改善のためには、構造改革基本方針及び経営改善計画を確実に実行し、 学生確保による学納金収入の増加を図るとともに、平成 22(2010)年度設置の新学部(現 代生活学部)で図った学生定員減にあわせ、今後大学設置基準に見合う教員数にする など人件費削減に取り組む。

この取り組みは、本学にとどまらず、法人全体として推し進めるべき重要な課題である。教育研究経費比率を維持しつつ、人件費比率、人件費依存率を全国平均に低減するための改革に着手した。

(3) 8-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・改革推進本部が策定し、平成 20(2008)年 3 月理事会決定した「構造改革基本方針」 に基づき、具体的な学部・学科の改組及び戦略的な広報、人件費をはじめとする経 費削減施策など本学及び法人全体の構造改革を推進する。
- ・本学が構造改革に当たって描く基本的な考え方は、教育力の強化、学生サービスの 向上を基本に据えた改革を基本として、安定した財務運営を実現することにある。
- ・法人全体として、減価償却費を含めた帰属収支の均衡の実現の目途を、平成 26(2014) 年度とする。そのため、貨幣性資産の減少を伴わない資金収支の均衡を、法人とし

て平成 25(2013)年度に達成する (本学関係の収支均衡は平成 24(2012)年を目標とする。)。

- ・今後本学の新たな展開を図るため、学生数の約半数を占める 2 学科が移転する千代 田三番町キャンパスを整備・再開発する。このため、千代田三番町キャンパスの改 修整備に必要な資金について、法人の施設拡充引当特定資産など自己資金の投入に あわせて、補助金等を確保しつつ、平成 22(2010)年度、整備事業を実施する。
- ・2 学科が移転した後の町田キャンパスの活用方策を策定する。
- 8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。
- (1) 事実の説明(現状)

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

本学では、私立学校法第 47 条に基づく本法人寄附行為第 32 条(財産目録等の備え付け及び閲覧)第 2 項によって、事務局内に財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書及び監査報告書を備えており、本学に在籍する学生、教職員及びその他の利害関係者から閲覧請求があった場合に開示している。

また、教職員には、財産目録、貸借対照表、収支計算書を掲載した「学報」(資料編8-4)を毎年6月に作成し、また、事業報告書、監事監査報告書を配布し周知している。

(2) 8-2 の自己評価

教職員に対しては、「学報」を通して、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録の正確なデータを提供している。その他、閲覧希望者には必要な情報を開示している。

また、大学の経営情報に関する公開性を保つため、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等の財務諸表を法人のホームページに掲載するなど、閲覧希望者の立場に立った情報公開を行っている。

(3) 8-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・大学の経営情報に関する公開性を保つために、学生、生徒、その保護者への説明責任を果たすと同時に、本学入学希望者への判断材料を提供する方針の下、すでに、本学のホームページには、財務諸表を掲載している。
- ・今後、本学の広報誌「学院だより」に財務諸表の概要を掲載し、また、ホームページ上に入学者数、在学者数を掲示することとする。
- 8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。
- (1) 事実の説明(現状)
 - 8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各 種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力 がなされているか。

教育研究活動を充実させるための外部資金として、本学では、補助金収入、寄付金収入、資産運用収入、科学研究費補助金、受託研究、収益事業などがある。

本学では、これまで寄付金活動をほとんど実施しておらず、今後、卒業生や関係企業等の協力を得て、教育研究活動推進のため、計画的な募金活動に着手する。

資産運用収入は、現在の低金利状態の中で受取利息は低く、短期的に外部資金の増収を見込むことは困難である。資産運用については安全性を第一にしているが、今後、金利の動向を見ながら、余裕資金について少しでも運用収入の増収を図るべく、国債などへの投資を計画している。

補助金収入については、国庫補助金の大学経常費補助金が大半を占めているが、特別補助における補助金の採択は、教育研究内容が高く評価された結果でもあることから、教員に対して教育研究活動の更なる推進を促すとともに、積極的な応募を薦めている。

科学研究費補助金及び受託研究費についても積極的な申請を奨励しており、申請教 員数は増加傾向にある。

また、外部資金獲得に向けて、公募状況の周知や、各種説明会に教職員が参加し、 積極的な情報提供に努めている。その結果、平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援 推進事業」学生支援推進プログラム(平成 23(2011)年度までの予定)に採択された。

収益事業収入は、東京電力㈱への変電所賃貸事業(千歳船橋、三番町)で毎期2億7 千万円の賃貸料収入があり、そのうち1億8千万円を学校会計に繰り入れている。

現在、本件以外の収益事業はないが、将来的に学院キャンパス再編成、特に 2 学科 が移転した後の町田キャンパスの活用方法の検討を開始した。

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
科学研究費補助金	9件	12,500	9件	11,300	9件	10,876
受託研究等	1件	1,050	3件	2,055	4件	4,000
各種GP等	0件	0	0件	0	0件	0
計	10件	13,550	12件	13,355	13件	14,876

表 8-3-1 外部資金の導入状況 単位:千円

	平成20年度		平成21年度	
科学研究費補助金	9件	3,808	9件	5,330
受託研究等	10件	8,401	10件	6,861
各種GP等	0件	0	2件	11,500
計	19件	12,209	21件	23,691

(2) 8-3 の自己評価

資産運用収入については、「学校法人東京家政学院資金運用に関する取扱要領」(規 則集651頁)に則り、限られた資金を安全に運用するよう努めている。

科学研究費補助金、受託研究は、毎年一定の採択を受けている。

(3) 8-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・大学の財務基盤強化を図るため、学生を確保し、学納金収入の増加を図るとともに、 その他の収入を獲得する。
- ・資産運用については、資金運用方法の多様化を進め、現在の大口定期預金主体の運

用から、利回りが高く、かつ安全・確実な国債、政府債などへの運用を増やし、教育研究活動の充実を図っていく。

- ・教員による科学研究費補助金獲得のほか、公的機関の大型外部資金獲得を目指す。 研究成果が期待できる教員に対しては、研究費を増額するなど弾力的な運営を図る。
- ・教育研究施設・設備の整備を図るため、募金額 2 億円を目標とする東京家政学院創立 90 周年記念募金を実施する。

【基準8の自己評価】

予算編成においては、平成 19(2007)年度から支出削減に向けて「キャップ・シーリング方式」を導入し、効率的な資金配分を行っている。予算の執行及び決算処理については、公認会計士及び監事による定期的な監査を通して、学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。しかし、18歳人口の急減に起因する志願者、入学者の減少は、法人全体としての学生生徒等納付金、補助金で占められる帰属収入の減少をもたらし、内部留保資金の取り崩しが始まっていることから、本学としても定員に沿った学生確保が急務である。

あわせて、外部資金獲得への更なる努力が必要である。

全体的には、「学校法人会計基準」の根本精神である永続的な学校運営を期すための 日常の財務運営をしっかりと踏まえなければならない。

【基準8の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・学校法人の継続性を維持し、本学の教育研究の発展を目指し、「東京家政学院の構造 改革基本方針(KVAルネサンス)」を基本に、「経営改善計画」を遅滞なく実施する。 貨幣性資産の減少を伴わない収支均衡の状態を一日も早く図り、また、平成 26(2014) 年度を目途に減価償却費を含めた帰属収支の均衡を実現し、財務収支バランスを整 え、基本金組入れ金を計画的に確保する。
- ・収支均衡を保つためには、安定した入学者の受け入れが前提となるが、教育活動を 充実したものとするために、資金運用の多様化、外部資金の導入等について速やか に計画を策定し、実行に移す。平成 22(2010)年 6 月から、東京家政学院創立 90 周 年記念募金を実施する。
- ・財務状況の公開についてはこれまでのホームページへの掲載などの開示状況に加えて、今後、閲覧希望者の立場に立って開示する内容、開示方法等を改善する。

基準 9. 教育研究環境

- 9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス(校地、運動場、校舎等の施設設備)が整備され、適切に維持、運営されていること。
- (1) 事実の説明(現状)
 - 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有 効に活用されているか。

・キャンパス

校地等面積 13 万 7,805 ㎡を有しており、大学設置基準上必要な 24,600 ㎡を上回っている。内訳は、校舎敷地面積が 12 万 2,024 ㎡、グランド用地 10,670 ㎡、その他 5,111 ㎡からなっている。大学院を含めた在籍学生数は 1,660 人である。(データ編表 9-1)

・講義・演習室

10人から 360人まで収容数の異なる教室合計 25室を備えており、語学教育を主目的とする 60人収容の LL 教室が 2室ある。教育設備の面では、近年は授業方法の多様化に伴い、各種画像コンテンツを授業で利用できるよう、63人教室には可動式のモニタ・ビデオ再生装置、150人から 300人を収容する 4 講義室にはビデオ・OHP・DVD 等の AV 機器と大型プロジェクターを設置している。また、可動式の AV 機器・携帯プロジェクターを用意し、講義・演習等に有効活用している。講義室等も多様化され、教員が準備したパソコンや DVD を接続しての授業に対応可能な設備を標準装備している。

・グランド

避難場所としても利用している。テニスコートには夜間照明が設置されラクロス、 テニス等のクラブ活動など多数の学生が利用している。また、平成 18(2006)年に町 田市と協定を締結し、平成 20(2008)年度よりテニスコートを市民に開放している。

【図書館】

面積 2,421 ㎡、閲覧席 332 席 (閲覧室、学習室含む)、図書所蔵数約 29 万 3,000 冊、雑誌 3,493 種類、視聴覚資料数 6,947 点、入館者数は、年間約 42,000 人 (平成 21(2009)年度) である。(データ編表 9-6、表 9-7) 蔵書構成は、既存の家政学部と人文学部のカリキュラムをカバーするように配慮されてきたが、平成 22(2010)年度から新設された現代生活学部にあわせ、蔵書構成の見直し作業を行った。

館内には、グループスタディールーム、個人キャレル、PC 利用コーナー、AV コーナーを設け、閲覧席には情報コンセントを装備している。また、大江文庫の保管・利用のため、貴重書庫、貴重書閲覧室を設置している。

開館時間は、平日 $9:00\sim19:25$ 、休業中 $9:00\sim17:00$ (資料編 $9\cdot3$)また、時間外は学内 LAN 経由で、図書館が提供しているオンラインデータベースや電子ジャーナル等が学生の自宅から利用可能である。データベースとしては、Magazineplus、JapanKnowledge、D1-Low.com、食品. LEAD が導入されており、更に、新聞 3 紙の記事検索が可能である。電子ジャーナルは 2,000 種以上が利用できる。

【生活文化博物館】

生活文化博物館は、展示室、収蔵庫、事務室など総面積 338 m を有している。(データ編表 9-9)

平成 3(1991)年に博物館法における「博物館に相当する施設」となり、学芸員資格を取得するために必要な「博物館実習」を行う場としても活用している。特に展示実習では、企画案作成から資料収集、チラシ作成、展示準備など一貫した実習を行っており、その成果を企画展として公開している。また、在学生・教職員だけでなく一般市民に無料開放され、年間開館日数は平成 21(2009)年度 206 日であった。常設展のほかに企画展、特別展を開催しており、平成 21(2009)年度は 6 回実施した。特別展に関しては、隣接地域(町田市、相模原市、八王子市など)の一般市民から企画・展示の参加・協力を募るなど、地域連携の役割も担っている。

【情報処理センター】

情報処理教育用のコンピュータ演習室は、町田キャンパスに第 1 パソコン室(学生用端末設置数 66 台)、第 2 パソコン室(同 52 台)、第 3 パソコン室(同 41 台)を設置している。

更に、基幹サーバー室1室及び学内LAN通信網(バックボーン1Gbps、支線100Mbps)を設置、インターネット接続回線は1Gbpsのシェアタイプ、WAN接続回線は専用線の3Mbpsタイプを使用し、WAN回線を利用してのTV会議システムも運用している。これらの環境は、情報処理センターが管理・運営している。キャンパス全域に情報コンセントを設置しており、全ての講義・演習室で端末利用が可能である。

また、全エリアをカバーする商用高速公衆無線 LAN のアクセスポイントを利用して ユビキタスネットワーク環境を整備している。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備の日常の維持・管理等は、総務課で行っている。総務課では、建物・設備等の委託業者を総括管理しながら、日常及び定期的維持・管理、法定点検、保守を行っている。講義、演習、実習のための教室使用の状況把握は、教務課が責任を持って行っている。日常の施設設備の管理等は専門業者に委託し、学内清掃業務、学内警備業務、植栽の維持管理業務、電気設備・ボイラー等設備管理業務は学内に常駐体制をとり、常時総務課と連携し維持管理に当たっている。また、防火・防災設備関係、エレベーター設備関係、衛生設備関係の保守点検についても、専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し、危機管理及び安全管理に努めている。

【図書館】

運営組織は、「東京家政学院大学附属図書館運営委員会(以下「図書館運営委員会」と称する)」(規則集 1604 頁)及び「東京家政学院大学附属図書館図書選定委員会(以下「図書選定委員会」と称する)」(規則集 1605 頁)で構成している。図書館運営委員会は運営に関する統括する組織で、図書選定委員会は資料の選定・除籍について管轄している。

資料の配架は日本十進分類法を採用し、ほとんどの資料を開架しており、OPAC 検

索による配架場所の指示など、適正な維持・運営を行っている。

また、資料の増加に伴い書架の増設、利用頻度の低い資料の集密書架への移動等、 適正な利用維持に努めている。

【生活文化博物館】

「東京家政学院生活文化博物館運営委員会」(規則集 1623 頁)において年間展示計画等の審議を行い、適切に管理、運営している。

また、展示室内における展示環境は、紫外線除去蛍光灯の管理、温度・湿度のモニタで適切に維持している。また虫害・カビについては、博物館職員が目視観察でチェックしており、年 $1回(6\sim8$ 月頃)に業者による展示環境の調査(虫害、カビの調査)を実施している。

【情報処理センター】

「東京家政学院大学情報処理センター運営委員会」(規則集 1631 頁) は、情報処理 システムの利用計画、運用等の審議を行い、適切に管理、運営している。

IT 技術の急速な進歩に対応して、各附属設備の定期的な更新を実施しており、常に最新のハードウェア、ソフトウェア環境を提供している。また、Google Apps で各種クラウドサービスも利用できる環境にある。

情報通信設備の稼働状況は、情報処理センター専従教職員及びメーカーの双方によって、常時監視している。

Web メールは、Gmail を利用することにより、迷惑メール対策、ウィルス駆除対策 等に万全を期し、常に安定した通信環境を実現している。

授業で利用するほか、授業で利用しない時間帯は自由に利用可能であり、附属設備は全ユーザに対して原則、年間を通じて常時開放している。

(2) 9-1 の自己評価

校地、校舎とも教育を行うに必要な基準環境を備えており、良好な状態に整備されている。教室は教育研究活動のための基準を満たしており、良好な状態に整備されている。施設設備についても、適切な維持管理及び改修等により、研究目的を達成するための環境は整っている。

【図書館】

活字離れの傾向に配慮して、読書推進費を設け、学生が希望する作家及び作品のアンケートを行い文庫本を購入した。その結果、図書の貸出数増加につながった。

図書館予算の多くを占める定期購読雑誌、有料契約データベースは、学部・学科の 改組にあわせ、図書館運営委員会、図書選定委員会で検討し、適正な予算執行に努め ている。

本学の特徴である大江文庫は、錦絵図版目録の刊行によって学内外での活用の広が り、本学の広報に貢献している。

【生活文化博物館】

生活文化博物館は、本学教育理念の普及・教育の場、生活文化に関する情報発信の場、地域交流の場として役割を担っているが、「KVA ルネサンス」にあわせ、体系的な資料収集、整理、展示を進めるとともに、キャンパス全体を博物館として整備する

ため、新たな対応が必要である。

【情報処理センター】

現在、情報関連施設・設備は適切に維持管理されている。情報設備・情報教育の更なる高度化に備え、障害に対する迅速な対応、ユーザに対する指導体制の充実など、外部委託を含む専門スタッフの整備が必要である。

(3) 9-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・校地については、現在の環境を維持し、より一層の利用拡大、有効利用を図る。
- ・校舎については、学部改組にあわせ順次、計画的に整備する。実習関連の施設は、 今後予想される学生増を考慮した改修・整備を進める。特に、教室内の ICT 関連設 備は、この領域の急速な技術進歩に対応するため、計画的な整備を進める。
- ・学生、教職員の要望・意見を聞き、校地・校舎等を、教育研究目的が達成できるよう、更に整備する。

【図書館】

- ・千代田三番町キャンパスに図書館を設置する。図書館施設の有効利用と学生サービスを促進するため、入館システム、管理システムの電子化を図るとともに、その運営の外部委託を進める。
- ・重複資料や利用頻度の少ない資料を積極的に研究室へ貸し出しを進め、収蔵スペースの確保と資料の有効活用につなげる。
- ・大江文庫の有効活用を進めるとともに、大学広報への積極的活用を図る。光塩会と 連携して平成 19(2007)年度から行っている錦絵の絵はがきを作成し、販売・配布を 行っている。(資料編 9-4) 学内の売店や光塩会等との連携により広報活動を拡大す る。
- ・学外の画像利用許諾事業「イメージアーカイブ」(資料編 9-4)(平成 21(2009)年度末に契約)を通して、大江文庫の錦絵図版目録の公開・活用を推進する。

【生活文化博物館】

- ・大江スミの精神・業績を広く社会に伝える拠点としての役割を果たすとともに、生 活文化博物館に対する多様なニーズを把握し、施設の整備・充実を図る。
- ・アメニティスペースの確保、構内の美化を含め、キャンパス全体をミュージアムの 視点から整備する。

【情報処理センター】

・情報設備・情報教育の高度化に伴う、障害に対する迅速な対応、ユーザに対する教育・指導実施体制を整備・拡充する。

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 事実の説明(現状)

9-2-① 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

町田キャンパスの校舎は、昭和 56(1981)年改正された耐震基準をクリアしているが、 千代田三番町キャンパスの校舎は、平成 23(2011)年 4 月を目途に耐震補強の工事中で ある。

本学では、平成 11(1999)年の人間福祉学科開設を機にバリアフリー化を進め、エレベーター、障害者用トイレ、スロープの整備及び建物出入口扉の自動化を行った。

学内の警備は、校地が約14万㎡と広大であるため、安全面のうえから、境界に沿って外柵を構築している。不審者等の対策として、監視カメラを設置し警備員が常駐している管理センターで24時間監視し、また、定時巡回により、防犯対策を強化している。

「災害時の危機管理」として、現在、学内に設置してある上水槽 2 基に緊急遮断弁を設置しており、飲料水の確保、全教職員数の 240%の食料、簡易トイレ、マスクなどを備蓄している。また、本学は「大学コンソーシアム八王子」に加盟し、その取り組みの中で災害時用備蓄等の物資の供給等に関する相互応援協定を締結して、災害時には隣接する他大学と協力することになっている。

【図書館】

ユニバーサルデザイン及びバリアフリー対策として、スロープの確保、車椅子使用者の書架間の通路の確保及びトイレ設備、エレベーターの使用が可能である。

図書館と管理センターとの間にホットライン (管理センターの非常ベルと赤色燈) が設置され、延長開館の時間帯には警備員が定時巡回している。

【生活文化博物館】

博物館は教室棟(1 号棟)の 1 階に設置されており、バリアフリー対策は教室棟と同様に講じている。

また、各種展示ケースの保守管理が必要であり、展示資料を入れ替えるときには博物館担当者が点検し、総務課との連携を実施して安全性を確保している。

【情報処理センター】

情報処理教育施設・設備、基幹サーバー室、学内 LAN 通信網については耐震処置がなされている。

なお、バリアフリー対策は、教室棟と同様に講じている。

(2) 9-2 の自己評価

本学の施設設備の維持・管理は、総務課がその所管している。建物・設備等各分野の委託業者を統括管理しながら、日常及び定期の維持・管理・法定点検保守を行い、 適切な安全管理体制を確立している。

また、図書館、博物館、情報処理センターは所管部署において、適切に維持・管理 されており、安全性は確保されている。また、必要なバリアフリー対策を講じている。

(3) 9-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・総務課及び関係部署と委託業者との連携により、引き続き、耐震、バリアフリー対応等、施設設備の安全性を確保する。
- ・今後教職員や学生の意見、要望等を聞きつつ、施設設備の安全性を一層高める。

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 事実の説明(現状)

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

本学の町田キャンパスは自然豊かな立地を活かし、校地内に散策路及び遊歩道を有している。

また、学生同士の憩いの場として、休憩用のベンチ(本学教員、学生が制作)を設置している。その他、学生ラウンジ、国際交流プラザ等教室以外で学生同士の交流を深める場所を提供している。構内の美化に関しては、清掃業務、植栽の維持管理業務等を業者に委託しているほか、ゴミの分別の促進、喫煙マナーの徹底等を行っている。

また、立地の関係上、周辺に店舗がないため、学生食堂2店舗、売店を業者に委託・営業し、学生、教職員に便宜を提供している。また、教職員・学生の宿泊施設として構内に「セミナーハウス」(資料編9-5)を設置しており、ゼミやサークルの合宿をはじめ研究・創作活動の際に利用され、有効活用している。

(2) 9-3 の自己評価

町田キャンパスは、自然環境に恵まれており、構内の緑化、交流スペースの確保などアメニティに配慮した整備が行われており、有効に活用されている。地域住民に対しても、快適な環境の提供に貢献している。

(3) 9-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・引き続き、アメニティに配慮した教育環境の維持・充実を進める。教育研究で使用 した食材を肥料として加工し、学内の緑化・美化に活用することとする。
- ・町田キャンパスでは、裏山の整備・活用を含め、キャンパス全体をミュージアムとして計画的に整備する。
- ・2 学科が移転する千代田三番町キャンパスは、省エネルギー・エコ対策を含め、アメニティに配慮したキャンパスとして、平成 22(2010)年度中に、リニューアルを完了する。

【基準9の自己評価】

教育研究目的を達成するために必要な施設・設備は整備されており、適切に維持・ 管理されている。教育環境についても快適性は保たれている。経年により劣化した一 部の施設・設備については、順次更新が必要である。

【基準9の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・現代家政学科及び健康栄養学科の 2 学科が千代田三番町キャンパスに移転すること に伴い、町田キャンパスの学生数は半減するため、現有の施設・設備の有効活用に ついて町田校舎利用検討ワーキンググループの検討結果を踏まえ、現有施設・設備 の有効活用を図る。
- ・千代田三番町キャンパスについては、耐震補強工事を実施するとともに、女子大学 としてより快適で温かい、潤いのあるキャンパスを創造するとのコンセプトで、校 舎のリニューアル及び外部の環境整備をする。

基準 10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物 的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

大学が提供する公開講座は、春夏季・秋冬季の土曜講座、年末に行う特別公開講座がある。その他に地域連携の講座として、八王子市学園都市センター主催の八王子学園都市大学に特設科目として前期・後期に提供している講座と大学の正規科目を履修受講できる講座、相模原・町田大学地域コンソーシアム主催の「さがまちコンソーシアム講座」、相模原市、座間市が共同開講の「市民大学」への提供科目に分けて実施している。平成21(2009)年度に実施開講された公開講座の講座数は表10-1-1に示すとおり、合計13講座、受講者数は年間300人である。

	講座名	開講数	応募者数	受講者数
本学・公開講座	工芸製作講座	1	6	6
	博物館講座	2	21	21
	服飾講座	1	22	22
	住まい講座	1	6	6
	ゴルフ講座	1	43	24
計		6	98	79
八王子学園都市大学 特設科目	子どもの気持ちをどう受けとめればよいか	1	56	56
	山の宗教	1	31	31
	ファッション文化	1	3	3
	民俗芸能を旅する	1	32	32
計		4	122	122
さがまち	だれでもわかるカウンセリング入門	1	39	39
コンソーシアム講座	手軽に美味しく健康主義	1	12	12
計		2	51	51
市民大学	健康講座「長寿と海産物」	1	48	48
計		1	48	48
合 計		13	319	300

表 10-1-1 平成 21 年度公開講座開講科目数と受講者数一覧

本学では、在籍している留学生の大半が中国出身である。留学生を通して地域住民に中国語及び中国文化に触れる機会を提供し、本学が地域の異文化理解に貢献する「地域交流プログラム」の一環として実施している。平成 20(2008)年度は、前期・後期に各期月3回で全18回実施し、10人が受講した。平成21(2009)年度は、前期・後期継続での受講とし、9人が受講した。

東京都市長会による「多摩・島しょ子ども体験塾助成金交付事業」による「八王子子ども体験塾」の一環として、平成 21(2009)年度に本学より 2 つの活動を実施した。一つは、「みなみ野の土を焼いて、ものづくりを楽しもう PartⅢ」で、小学生を対象に大学近隣の八王子市みなみ野シティ開発の過程で入手された粘土を焼いて思い思いの作品づくりを楽しむ陶芸を行った。二つ目は、「夏休みに大学で遊ぼう!学ぼう!」で小学生を対象にアドベンチャーパーク・手話・音楽・工作・サイエンス教室を行った。

なお、平成 22(2010)年度からは「現代生活学セミナー」の一環として、同様の内容で実施を予定している。

大学施設の開放は、平成 18(2006)年 11 月から町田市との間で「町田市と大学との連携に関する協定書」を締結し、地域住民の利便性を高めるよう配慮している。具体的には、平成 20(2008)年 10 月からテニスコートの一部を授業・クラブ活動で使用しない土・日曜日に、市の許可を受けた団体に対し開放している。利用実績は、使用可能コマ数(1 コマ 2 時間)220 コマ中、使用数 93 コマで使用率は 42.3%であった。

また、附属図書館も、地域住民に対して施設開放している。

(2) 10-1 の自己評価

大学の規模から判断すると、毎年コンスタントに講座数を開講していて、実習系の講座にも積極的に携わることができている。受講者へ実施しているアンケート結果を見ても、好意的な評価が得られている。毎年、講座終了後には「東京家政学院大学公開講座委員会(以下「公開講座委員会」と称する)」(規則集 1051 頁)で応募者及び受講者の申し込み内容等のデータを解析報告している。応募者の中では 60 代の女性が最も多い。また、一度応募した者には次回の講座パンフレットをダイレクトメールで案内を郵送し、リピーター数を増やすことで大学の知名度向上に寄与している。

(3) 10-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・公開講座の担当する教員を拡大し、全学の取り組みとして、大学の物的・人的資源 を有効活用し、より魅力ある講座にしていく。
- ・本学の特色である実習、フィールドワーク形式の講座を拡大し、生活に即した興味 ある講座を増やしていく。また、住民のニーズを把握したうえで公開講座を計画し、 地域住民の生涯学習に資するよう改善する。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

本学は、平成 19(2007)年度に社団法人首都圏産業活性化協会(以下「TAMA協会」と称する)に加盟し、同協会が実施する「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」(経済産業省委託事業、平成 18(2006)~平成 20(2008)年度実施)に参画し、地域の中小企業との教育研究を通じた連携を推進した。同事業を通じて、平成 20(2008)年には、企業との共同による食品開発の実習授業を実施し、企業の有する食品素材を用いて学生が新商品を開発提案した。本連携の成果として、株式会社大多摩ハム小林商会においては、同社併設レストランにおいて、本学学生の開発したレシピが、レギュラーメニューとして供されている。

また、平成 19(2007)年、西武信用金庫と「包括的連携・協力に関する協定書」を締結し、同金庫を通じて企業等からの情報を得るとともに、大学の情報を発信している。 具体的には、平成 19(2007)年度以降、毎年同金庫が主催する企業展示会(「東京発!物産逸品見本市」、「ビジネスフェア from TAMA」)に大学のブースを設け、企業からの

相談に対応している。また、同金庫との共催により、平成 19(2007)年度から「企業と大学・学生の交流会」(平成 21(2009)年度より、「地域交流会」に名称変更)を実施している。同交流会では企業等関係者を本学に招き、連携事例の紹介や相談等の対応を行っている。展示会等における相談は、一時的な助言にとどまらず、受託研究などの形で具体的に企業の課題解決をサポートした事例もある。(資料編 3-6)

更に、平成 21(2009)年度からは、TAMA 協会への業務委託により、教育研究を通じた企業等との連携コーディネートを推進している。平成 21(2009)年度は、企業からの受託研究 5 件、サンプル提供や授業を通じた連携 4 件を実施した。連携企業の多くは、食品関連の企業であるが、タオルメーカーや家具メーカー等、食品以外の企業との連携も実施している。また、連携企業はほぼ全て多摩地域に所在する中小企業であり、単に費用を受けて研究を実施するだけでなく、案件ごとに企業の話を聞きながら、課題解決をサポートする形で連携を進めている。

平成 19(2007)年度以降これら連携の推進と実績により、金融機関や自治体を通じて 企業からの相談が随時持ち込まれるようになっている。

TAMA 協会には 35 の大学等教育機関が加盟しており、「町田市との包括連携協定」には、14 大学が参加している。また、「大学コンソーシアム八王子」には、23 大学等が参加している。これらの団体や協定を通じて他大学との協力を進めており、平成20(2008)年度には、TAMA 協会を通じて、本学と東京工科大学と企業の 3 者による共同研究を実施した。

本学が加盟している、八王子学園都市大学では 9 大学と社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩では 28 大学と単位互換協定を結び、その中から現在複数の大学と毎年交流を持っている。

インターンシップは正課の授業として位置づけ、地元企業を中心に、主に夏季休業期間中に実施している。終了後は、実習先の企業を含めて成果報告会を開催し、次年度に向けて検討を重ねている。

(2) 10-2 の自己評価

平成 19(2007)年度以降、金融機関や支援機関、自治体の協力を得て企業との連携を 推進したことにより、受託研究や授業を通じた連携の実績をあげている。現在、金融 機関等のネットワークを活用することにより、効率的に企業情報を得ている。

一方、地域交流会や企業展示会等にブースを出展することにより、大学情報を積極的に発信している。企業との連携に当たっては、大学が有しているリソースについて的確な理解を得ることが重要であり、情報収集と同じく情報発信機能を拡充することが課題である。

連携企業は食品関係が多い。このことは、食品関係の企業のニーズが多く、テーマも対応しやすいものが多いという事情がある一方、本学の食以外の領域に関する情報発信が不足していることによる。食に関しては、西武信用金庫等が主催している「東京発!物産逸品見本市」など、食に特化したイベントで企業に向けた情報発信を通じて、積極的に食関係企業や農業関係団体を築く努力が効果をあげている。情報発信の方法について、今後、学科など関係領域の努力にあわせて、大学として組織的に取り

組み、連携・協力関係を築いていくことが必要である。

企業等との連携を積極的に推進しはじめてから 3 年が経過し、本学ならではの連携スタイルを見出しつつある。すなわち、本学においては、外部からの研究費(外部資金)の獲得に当たって、企業では実施できない先端的な研究を委託又は共同研究により実施するという理工系大学に多く見られる連携スタイルではなく、大学が有するさまざまなリソースを活用して、地域の中小企業の課題解決をサポートするというスタイルが中心となっていることが特徴である。このことは、本学は、大学における研究の担い手である大学院生が少なく先端的な研究には対応しにくい事情があるが、一方で、衣食住を中心とした実践的なテーマを扱っている本学の活動が、地域に根ざした中小企業の課題にフィットしやすいことを示している。今後の連携促進に当たり、この状況を十分反映することが課題である。

大学等教育機関との協力は、コンソーシアムや団体を通じて進めているが、十分な 実績に結びついておらず、個別の大学との連携を含め、教育機関との協力関係構築に 努めていくことが必要である。

(3) 10-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・連携企業の事業領域に偏りがあることを踏まえ、今後は、幅広い領域にわたる情報 受信にあわせて情報発信に力を注ぎ、実績を積み上げていく。また、学内において も、食関連分野の実績を参考に、企業等との連携により教育研究の充実が図られる ことを周知し、教員の積極的な関与を促す。
- ・地域連携の促進の中心的役割を担う組織を整備する。明確な連携方針の学内共通理解と学外広報、本学が有するリソースの確認と周知、開発に当たっての知的財産の処理、地域企業との日常的な関係維持、研究費の総合的な管理、共同研究の品質管理などを担う「地域交流センター」構想をまとめ、協力実績のある TAMA 協会との協力を得て、早急に設置する。これは、研究費獲得を第一義とするのではなく、企業の課題解決を図りつつ、大学の教育研究の向上に結びつくような、双方に価値のある連携を目指し、本学らしい「生活者」を念頭に置いた組織とする。
- ・大学等教育機関とは、コンソーシアムや団体を通じた協力を継続するとともに、個別の大学との協力推進を目指す。特に、分野の異なる近隣の大学との協力により、地域のニーズにマッチした価値やサービスをこれまで以上に提供し、また、大学相互の教育研究活動の活性化に貢献できるよう、良好な関係を積極的に構築していく。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

近隣自治体との連携を図るため、町田市と「大学との連携に関する協定」、相模原市と「地域産業活性化に関する協定」を締結している。具体的な協力の状況を次に示す。

町田市が進めている、市民協働で進める道路環境の改善などの取り組みを行う「町田市アダプト・ア・ロード事業」の一環で、平成 18(2006)年 10 月に JR 相原駅西口広場整備事業の中で、将来の完成図を駅利用者や地域住民にアピールするため、完成図

を描いた掲示板を設置し、あわせてバス利用者の利便性を考え、乗り場までの案内板を制作した。平成 19(2007)年 5 月には大学に隣接する真米トンネル(延長 100m)の落書き防止と環境美化のため、近隣の小学生や大学生の協力を得てトンネル壁面に壁画を描き、地域住民や利用者から好評を得ている。

町田キャンパスは、校地内に一部公道が走っており、塀で仕切るのではなく垣根を多く採用し、地域との一体感を保っている。また、敷地面積の多くが森林で占められており、1年を通して緑豊かな自然環境が保たれている。近隣住民が散歩をし、地元の小学校が課外活動の場として使用している。敷地内施設のゴルフ練習場(パッティンググリーン2面)、テニスコート、図書館も住民に開放している。

地域連携の一環として、地元自治会の自治会館改築に当たり、耐震診断・調査の依頼を受け、本学の担当教員及び学生が授業の一部に組入れ改築の相談に応じた。

平成 15(2003)年から続けている、町田市教育委員会が主催する「地域で支えよう町田っ子の未来探し」(中学 2 年生職場体験事業)では、地元の武蔵岡中学校から毎年 2~4 人の中学生を受け入れ 1 週間、図書館や各課で職場体験を実施している。平成21(2009)年度には隣接している相模原市、八王子市からも「職場体験学習」の依頼があり、各 2 人を受け入れた。

相模原市城山公民館が市内に在住又は在勤の女性を対象に生活や地域課題の解決を 目的に実施されている「城山女性学級」に、平成 19(2007)年度から講座の提供を行っ ている。女子大学で学ぶことに憧れていたという受講者も多く、夢が実現し満足して いるとの声が寄せられるなど、本学への親近感、信頼の醸成に寄与している。

町田市が平成 19(2007)年度から実施している一般市民向けの介護予防に関する養成講座について委託を受け、「介護予防サポーター養成講座」を平成 21(2009)年度人間福祉学科の教員が中心となって開講した。町田市民との交流や地域貢献の観点で、本学を知ってもらうよい機会となっている。

平成 21(2009)年度は、相模原市緑区藤野町地域において、同市の特産品ゆずの利用 法をテーマとしたプロジェクトを実施した。本プロジェクトには、ゆず加工を行う地 元企業(有限会社ふじの)、相模原市、藤野町商工会のほか、近隣の他大学の学生もメ ンバーとして参加し、藤野町のゆずを用いた新商品の提案を行った。

平成 19(2007)年度より大学で実施している交流会は、平成 21(2009)年度から「地域交流会」と名称と内容を変更し、企業との連携だけでなく、広く地域社会と良好な関係を構築に役立っている。また、ネットワーク多摩の大学間連携事業で、加盟大学の学生を加盟自治体の公立小・中学校及び特別支援学校に「学生教育ボランティア」として、授業のサポートやクラブ活動の補助等をしており、学生を派遣している。

また、地域の福祉施設や児童施設の行事・事業の企画・実施に当たり、人間福祉学科、児童学科の学生が自主的な協力・支援を行っている。

(2) 10-3 の自己評価

地域社会との協力関係の構築は、主に地域企業との連携を中心に進めているが、連携分野に偏りがある。特に、本学が有する児童や福祉等の学問分野は、企業のみならず、広く地域社会に価値を提供できる可能性を有しており、今後、こうした分野を中

心に、地域社会との協力関係をいかに構築していくかが課題である。

また、近隣 3 市 (八王子市、相模原市、町田市)とは協定等の締結により、相互に情報交換ができる関係を構築している。協定等をベースとして、本学から自治体サイドに積極的に働きかけを行うことが、更なる連携に必要である。相模原市藤野町地域においては、大学からの働きかけにより、自治体を通じて地域社会と大学の良好な関係構築が進んでおり、こうした事例が今後のモデルケースになる。

(3) 10-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・自治体との関係を維持することにより、地域社会の情報を積極的に収集するとともに、地域交流会等による大学の情報発信を継続、拡大する。相模原市藤野町地域の事例をモデルケースとして、他地域においても大学と地域社会の双方にメリットのある関係構築を展開するほか、福祉や児童等地域社会に貢献できる分野をテーマとした協力関係の構築を図る。
- ・平成 23(2011)年度には、現代家政学科、健康栄養学科の 2 学科が千代田三番町キャンパスに移転するが、これまでの東京家政学院短期大学の実績をもとに、近隣の千代田、中央区、新宿区を中心に東京都東部地域をベースとした地域社会との協力関係を構築していく。

【基準 10 の自己評価】

教育基本法では、大学設置の目的として、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとすると規定しており、大学の持つ物的・人的資源を社会に還元する一環として本学が進めてきた施設の開放、公開講座の実施、自治体・学校・企業等との共同事業など地域社会との連携協力関係の構築についての努力は、大きな成果をあげていると評価できる。

企業との連携や地域社会との協力関係の構築に当たっては、その橋渡しとなる人材の役割が重要であるとの認識により、TAMA協会との連携により、コーディネーターを委託した事業は効果をあげている。他大学等教育機関との連携については、コンソーシアムを中心に相互協力は進めているが、今後、個別大学間での連携により、より身近な地域活動を展開することが課題となっている。

【基準 10 の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・平成23(2011)年度からの2キャンパス化に即応した社会連携方策を展開する。
- ・町田キャンパスでは、これまで培ってきた地域社会・地方自治体との連携や企業との連携を一層充実するために、地域連携、地域貢献の中核となる組織として「地域 交流センター」を整備する。
- ・千代田三番町キャンパスは、都心部に位置することを活かして、東京を「街角ミュージアム」ととらえて、街をフィールドに学びを展開するため、地域企業、自治体、学校、商店会、NPO など地域社会との連携を教育に活かすと同時に、大学の資源を積極的に社会に還元できる体制を整える。その一環として、近隣自治体等との連携に関する協定の計画的に締結していく。

基準 11. 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学では社会的機関として必要な組織倫理を学校法人東京家政学院規則集において、 規定・規則を定め、教職員の法令遵守の徹底に努めている。

・教職員が遵守すべき服務規律

「学校法人東京家政学院就業規則」(規則集 301 頁)に規定しており、第 3 条において「職員は、学院の社会的使命とその公共性を自覚し、この規則に従い、職務に専念しなければならない。」としている。また、「東京家政学院大学学則」(規則集 1201 頁)、「東京家政学院大学大学院学則」(規則集 1401 頁)において、教育研究水準の向上と社会的使命の達成を目的として、教育活動の状況並びに研究について、自ら点検及び評価を行うこととしている。

・研究倫理

「東京家政学院大学教員の倫理規範」(規則集 1291 頁)を定め、本学の学術研究活動に携わる全ての関係者にかかわる倫理的な態度と行動規範について規定している。研究活動、研究費の取り扱いにかかわる不正防止及び不正にかかわった業者の排除等の具体的事項については「東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則」(規則集 1271 頁)、「教育研究費等の執行に関する取り扱い要綱」(資料編 11-4)を定めている。

・ハラスメント防止

「学校法人東京家政学院ハラスメント防止・対策に関する規則(以下「ハラスメント防止・対策に関する規則」と称する)」(規則集 381 頁)に基づき「学校法人東京家政学院における人権の尊重及びハラスメントの防止に関するガイドライン(以下「ハラスメントガイドライン」と称する)」(規則集 371 頁)、を定め、必要な措置及び問題発生時の対応等について規定している。

また、「ハラスメント防止・対策に関する規則」第1条第2項の規定に基づき、大学においては「東京家政学院大学大学院・東京家政学院大学ハラスメント防止・対策に関する規則」(規則集1091頁)を制定し、必要な措置及び問題発生時の対応等に当たっている。

・個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」の施行を受けて、「学校法人東京家政学院個人情報保護規則(以下「個人情報保護規則」と称する)」(規則集 161 頁)を定め、個人情報の適正な管理及び保護等、個人情報の取り扱いの適正化に努めている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

研究倫理は、「東京家政学院大学教員の倫理規範」に定める事項の遵守を促し、不正 行為等に対する措置等に沿った運営を行っている。また、不正行為に関する申し立て

発生時には、学長は「調査委員会」(規則集 1271 頁)を設置し、調査結果報告に基づき適正な措置を行っている。

ハラスメント防止は、前項の規則に基づき必要な体制で運営している。ハラスメン トの防止及び対応に当たる実行組織として大学においては「東京家政学院大学大学 院・東京家政学院大学ハラスメント防止・対策に関する委員会(以下「防止・対策委 員会」と称する)」を設置し、相談窓口として相談員を配置している。問題事案発生時 には防止・対策委員会の判断で設置された「調査委員会」が事実確認を行い、最終的 に防止・対策委員会は、ハラスメントを行ったと認められる者及びそれを受けた者に 対して、適当と認められる措置の実施を学長へ勧告することができる。学長は勧告に 基づき、ハラスメントを行った者に対して、必要に応じて注意又は懲戒の手続きをと る。また、同じく勧告に基づき、ハラスメントを受けた者に対して、適切な措置を講 じるよう関係者に指示しなければならない。ハラスメント防止啓発活動については「ハ ラスメントガイドライン」に基づき運営し、全新入生には、入学時に「ハラスメント 防止のために」(資料編 11-3) の冊子を配布、また在学生向けにはガイドブックとして 配布している「キャンパスガイド」(資料編11-8)にハラスメントに関して記述し、意 識の涵養に努めている。また、大学のホームページにもハラスメント防止対策につい ての情報を載せ、第三者に対しても本学のハラスメントに対する厳格な姿勢を広く周 知している。

個人情報の保護は、前項の規則に基づき「個人情報保護管理者」を配置し、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取り扱うよう指導し、監督するとともに、その取り扱い並びに所管する保有個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。また、個人情報の保護に関する基本方針等を審議し、各学校間の調整を行うため、「東京家政学院個人情報保護委員会」(規則集 161 頁)を設置している。

(2) 11-1 の自己評価

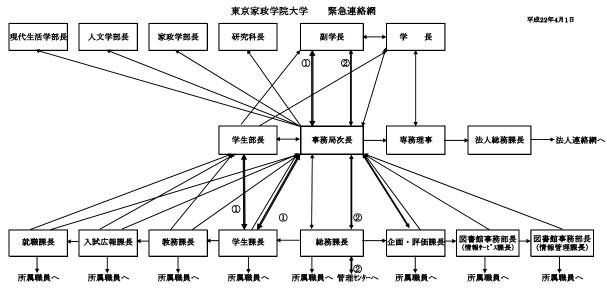
本学では、社会的機関として必要な組織倫理に関する種々の規程や規則、ガイドライン等が定められ、これらの規程等に基づいて業務が行われる体制が整備されており、これらに基づき適切に運用している。

(3) 11-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・組織倫理の確立及び向上のため、その時々の法的基準及び社会的基準・規範を満たすべく規程整備及び管理運営の改善を図ると同時に、教職員への周知徹底を図る。
- 11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。
- (1) 事実の説明(現状)
 - 11-2-① **学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。** 危機管理体制として緊急時の連絡体制は図 11-2-1 のとおりである。

「学校法人東京家政学院防災対策要項」(規則集 851 頁)を定め、学院における危機管理体制の整備を進めている。同規程では「危機管理」を「未然防止のための事前対

策、発生時の対応及び収束時の復旧対策等の総合的な取り組みである」と規定してお り、その実施組織として「防災対策委員会」を設置している。また、危機的事態に全 学的な緊急対応が必要と判断されるときは、「非常災害対策本部」を設置し対応してい る。一例として、新型インフルエンザ発生時には対策マニュアルを策定し、その中で、 対策本部を位置づけ大学としての対応を行った。また、消防法第8条第1項に基づき、 想定される危機的事態への対応策をまとめた「東京家政学院町田校舎消防計画」(規則 集881頁)を定め、災害予防及び対応のための管理体制を整備している。毎年、所轄の 消防署の指導を受け、火災予防訓練を実施し、平成 22(2010)年度は秋に全学を対象と した防災時避難訓練を計画している。防災備蓄については、飲料水として受水槽に地 震発生時に作動する緊急時遮断弁を設置し、約 30,0000を確保すると共に別途 500ml ペットボトル 480 本を備蓄している。災害時トイレ対策として、簡易トイレ 10,000 回 利用分と、折りたたみ便座3台を用意し、食糧は平成22(2010)年度アルファ米他2種 1,500 食の購入を予定している。その他に本学が加盟している大学コンソーシアム八王 子で「災害時用備蓄等の物資の供給等に関する相互応援協定」を締結し、隣接する大 学間を中心に相互応援体制を定めている。また、学生相談に関する危機管理体制とし ては、「心身の状態が顕著に不安定な学生へのマニュアル」と「自殺企図等の学生への マニュアル」(資料編 11-6)を平成 21(2009)年度に整備し、緊急時に迅速に対応できる よう関係教職員に配布し周知している。校門に管理センター(守衛室を兼ねる)を設置し て警備員を配置するとともに監視カメラを備え、カメラでの監視及び平日 6 回、土・ 日・祝日10回の校内巡回を行っている。また、外来者の入校については、総務課及び 管理センターで入校時間等を記入し、当該部局等へ連絡のうえ、入校許可をしている。 その際、外来者には入校証を配布し、着用させている。緊急時の連絡網を整備し、教 職員に周知している。学生に対しては、Gmail の一斉配信で情報を周知している。イ ンフルエンザ発生時には、有効に機能した。



- 1. 教急連絡がある時は、最初に事務局次長へ連絡すること。事務局次長に連絡が取れない時は、総務課長がその任を負う。
- 2. この表(緊急連絡網)は、管理職以上の者が所持すること。 3. 個人情報に関しては、取扱に十分注意すること。 4. 各課において所属職員連絡網を整備し、その連絡網を総務 その連絡網を総務課長へ報告すること。
- 3. 1の緊急は、デ生に関する事故、事件等を想定する。 6. ②の緊急は、町田校舎建物に関する火災、ガス優発、地震による崩滅等を想定する。
- 7. その他は、教職員の死亡、事故、事件等を想定する。

図 11-2-1 緊急事態発生時緊急連絡網

(2) 11-2 の自己評価

防災、防犯及び情報管理等必要とされる基本的な危機管理体制は適切に整備されている。危機が発生した際の具体的な対応方法について、対策のマニュアル化が課題である。

将来発生が予想されるさまざまな事象による危機を未然に防ぎ、本学教職員、学生 及び近隣住民等の安全確保、社会的な責任を果たすため、更なる地元警察、消防及び 自治体等との連携の強化が必要である。

(3) 11-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・整備された体制が適宜、適切・有効に機能するよう、各状況に応じた危機管理マニュアルを作成し、周知徹底と啓発活動の強化を図る。
- ・学生相談に関する危機管理に当たっては、事案発生後のほかの学生に及ぼす心的影響に対するケアについての対策を講じるなど、より一層の体制充実を図る。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明(現状)

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備 されているか。

本学の教育研究成果の学内外への広報活動は、主として研究業績発表機関誌「東京家政学院大学紀要」(資料編 11-9)の出版により実施している。同紀要は、本学における研究分野に対応するため、「人文・社会科学系」、「自然科学・工学系」、の 2 分野に分かれており、各分野とも年 1 回、発行されている。投稿資格、投稿方法及び審査等紀要出版にかかわる必要事項については「東京家政学院大学紀要投稿内規」(資料編11-9)に定められている。紀要は、本学図書館において閲覧が可能であるとともに、他大学、研究所などに配付している。公開許諾された論文は、1 号~42 号までは国立情報学研究所の CiNii で、43 号以降は図書館ホームページで公表している。

本学の広報誌としては、法人改革推進本部事務局で発行する「学院だより」(資料編11·10)と法人総務課で発行する「学報」(資料編11·10)がある。「学院だより」は年3 回発行され、学生の保護者、卒業生にも郵送している。「学報」は各学校の会議状況、人事、行事等を中心として学院全体が共有するため発行している。

また、博物館の活動報告として毎年若しくは2年に1回「東京家政学院生活文化博物館年報」(資料編11-11)を出版している。年度内の各展示会の内容や寄贈及び購入資料の内訳、調査研究論文等を掲載している。来館者・他館へはもちろんのこと、各県教育委員会や新聞社等へ配布し、広く一般の方々の目に触れるように配慮している。

入試広報課では、教育研究にかかわる大学の活動について随時報道機関向けにニュースリリースを発行し、必要に応じて記者発表、インタビュー等の取材に応じている。

(2) 11-3の自己評価

紀要の出版は、「東京家政学院大学紀要委員会」(規則集 1616 頁)に基づき、原稿審

査の実施等適切かつ公正な学内手続きを経て行われている。あわせて、学外関係機関への配付、本学ホームページで公表を行っており、教育研究成果の公表と社会への還元に大いに役立っている。

広報誌の活用、報道機関向けニュースリリースの発行などにより、学外広報として も有効に機能している。

(3) 11-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・本学の教育研究成果は、引き続き適切かつ公平な手続きにより、紀要やホームページ、ニュースリリース等の形で積極的に公表する。
- ・平成 22(2010)年発行の紀要 50 号以降、大学院の修士論文要旨を掲載し、学生に対 する教育研究活動の成果を学外に公表する契機とする。
- ・寄稿奨励による紀要の充実、教育研究成果のデータベース化を進め、本学の存在意 義を広く広報していく。

【基準 11 の自己評価】

組織倫理に関する規定等は整備され、適切な運営がなされている。

基本的な危機管理体制は概ね整備されているが、今後、迅速で円滑、適切な運用を 図るため、各状況に応じた危機管理マニュアルを整備することが必要である。

教育研究成果を広報する多様な手段を開発し、より積極的な活動を展開することが 必要である。

【基準 11 の改善・向上方策 (将来計画)】

- ・組織倫理、危機管理の体制は、社会状況に応じて常に見直すことが求められており 継続的に必要な改善を行う。同時に学生・教職員に対する啓蒙活動を進める。
- ・教育研究成果を広報する手段として、ホームページを積極的に活用する。国際的な 学術交流、学生交流を推進するため、外国語版のホームページなど海外への広報方 法を改善する。その一環として、平成 22(2010)年度に開設する北京事務所、釜山事 務所のホームページを活用した広報活動を展開する。

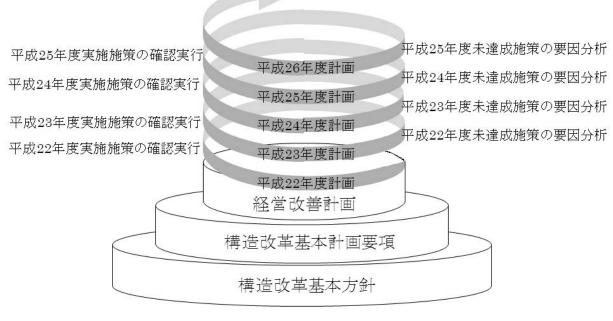
Ⅳ. 特記事項

「KVA ルネサンス」

1.「KVA ルネサンス」の進め方

現在、東京家政学院大学を設置する学校法人東京家政学院について、建学の精神である「KVA 精神」を基本に、千代田三番町、町田、筑波の3つのキャンパスの特徴を活かしつつ、法人全体の構造改革を進めている。この改革を「KVA ルネサンス」と位置づけ、役員、教職員、学生・生徒、卒業生、同窓生など関係者が一体となって改革を、次のように推し進めている。

- ① 平成 20(2008)年 3 月、この改革の基本となる「東京家政学院の構造改革基本方針」が理事会決定され、その後、基本方針に沿った「KVA ルネサンス」が進められてきた。
- ② 平成 22(2010)年 2 月、基本方針及び改革の実施状況を点検・評価し、「東京家政学院の構造改革基本要項」を取りまとめた。
- ③ 平成 22(2010)年3月、基本方針及び基本計画要項を基本資料・指針として、「学校法人東京家政学院経営改善計画 平成22年度~26年度(5ヶ年)」を理事会決定し(同年6月、内容を一部補正)、経営改善に向けた改革に取り組んでいる。
- ④ 平成 22(2010)年度以降の各年度の事業計画及び事業報告は、基本方針、基本計画要項、経営改善計画と連動し、(i)計画の明示、(ii)実施施策の確認、(iii)未達成施策の要因分析と計画変更の検討、といった PDCA サイクルを確認するものとなる。



図IV-1 KVA ルネサンス概念図

この改革の状況については、逐次関係者に周知することとし、平成 19(2007)年 11

月 19 日付で「KVA ルネサンスだより第 1 号」が発刊され、現在第 16 号に至っている。 その第 1 号において、改革推進本部長(理事長)から東京家政学院教職員に対して以下のような呼びかけを行っている。

①厳しい学院の現状

学校法人東京家政学院は、学生数の減少による学納金の減少に伴い、法人経営が困難な状態になる恐れがある。そのような状況を改め、学院の存続を図るためには、今、法人全体の改革が不可欠な時期にあり、一刻の猶予も許されない。このためには、全役員、教職員、学生、そして卒業生、同窓会が一致協力して、汗を流して改革に取り組むことが必要です。

②改革を進めるための体制

平成 19(2007)年 11月 6日に開催された理事会において、法人全体で改革に取り組む「改革推進本部」の設置が決定した。改革推進本部は、改革のための基本方針、基本計画及び改革のための具体的な実施計画を定め、理事会の承認を得て、改革に取り組むことになります。その中核的な組織として「改革推進委員会」が設置されました。また、改革推進委員会のもとに、各大学等の「改革推進専門委員会」が設けられ、改革推進委員会の依頼により、基本方針、基本計画、実施計画の案を策定するに当たり必要な検討を行うことになりました。

③改革に当たっての課題

改革推進本部は、法人全体の経営を健全化し、学院において魅力ある教育・研究を 実施することができるよう、学院全体の視点から、抜本的な改革を遂行することが大 きな任務となります。具体的には、現在の学部・学科構成を全面的に見直し、「知 (Knowledge)、徳(Virtue)、技(Art)」を備えた時代を担う人材を育てていくため、学 部・学科の改組、教育内容・方法の改善を通じて入学生を増やすことが求められてい ます。その一方で、教職員が一致協力して、管理経費、人件費等を節減し支出を抑制 することが必要です。

④改革の基本方針・基本計画の策定

先に将来計画検討委員会が理事会に建議した「構造改革基本方針(骨子)」では、平成 22(2010)年度を当面の大きな改革時期とし、それを実現するため平成 20(2008)年度、平成 21(2009)年度に行うべき事項を整理しています。各大学等においても、この基本方針の基本となる検討が重ねられてきました。改革推進本部においては、これまでの検討結果を十分に活用し、また、本学学生の意見の意見に耳を傾け、社会の要請、受験生のニーズを的確に把握して、まず改革基本方針を策定し、その実現のための基本計画(グランドデザイン)をまとめ上げることとしています。

この改革を、「KVA ルネサンス」と位置づけ、個性輝く学院の将来を目指して、学生本位の学院改革を推進して参りたいと考えています。

2. 構造改革基本方針の概要

平成 19(2007)年 11 月 21 日付で学校法人東京家政学院改革推進委員会主査から東京 家政学院大学改革推進専門委員会に当てた、「構造改革基本方針を策定するに当たり各

大学・短期大学の改革推進専門委員会に検討をお願いする課題」と題する文書に基づき、本学においては、大学改革推進専門委員会が中心となって検討を進めてきた。

以下に、本学の改革の基本となっている「東京家政学院の構造改革基本方針」(平成 20(2008)年3月14日付)のうち、本学に関係する部分を中心に掲載する。なお、下記引用部分における組織名称・数値等の表記は、基本方針発表時のままである。

東京家政学院の構造改革基本方針

はじめに

本学は、大正 12 年に設立された家政研究所の理念を継承発展させ、現代社会における生活の諸問題や地球規模で対応すべき課題に総合的に取り組み、豊かな生活を実現することのできる優れた人材の養成を目的としている。このような人材の備えるべき資質として、創立者大江スミは、K (知識) V (徳性) A (技術) のバランスの取れた人間の養成、即ち徳性に支えられた知識、技術の体現を目指した。これを本学の建学の精神、つまり KVA 精神としたのである。

一方、家政学研究を進める過程で、初期の生活技能の修得を中心としたものに、実践的・科学的なアプローチを積み重ねるとともに、他の学問分野の助けを借り、総合的かつ専門的・実践的な教育・研究体系を構築してきた。反面、その分野を広げたことにともない、統合力が小さくなるという結果にもなった。

キャンパスは、千代田(三番町)から町田、さらにつくばに広がり、学部学科構成も、 家政学に加えて人文科学、情報学の分野に及んだ。

少子化にともなう 18 才人口の減少は、他の多くの大学と同様に、各キャンパスの採算を悪化させ、キャンパスごとの個別的な改善は限界に達した。今や抜本的かつ総合的な構造改革を緊急に実施することが不可避の状況となった。

構造改革を実行するに当たり、われわれは、まず建学の精神に立ち返り、本学院の存在意義そのものに基づいて、基本方針、基本計画及び実施計画を作成し、継続的に改革を推進することとした。

その際、千代田(三番町)、町田、つくばの各キャンパスの特性を十分発揮させることとするが、本学院発祥の地であり、交通至便な千代田(三番町)キャンパス(以下「千代田キャンパス」という。)を本学院のシンボルとして再開発し、家政学に係る教育・研究の中核に相応しい整備を目指すこととする。

いま、KVA ルネサンスの時がきた。KVA ルネサンス活動(運動)に取り組んでいこう。

1. 大学・学部等の改革・再編

- (1) 改革に当たっての基本的な考え方
 - ① 本学院が80有余年の歴史の中で蓄積してきた有形・無形の資産・資源を最大限に活用して魅力ある教育・研究体制を再構築する。

これにともなう人的資源(教職員)の再配置及び物的資源(施設・設備・教材等) の活用について、従来のしがらみにとらわれることなく、目的を実現するために、合理的な計画の立案と実施に当たる。

② 経営の健全化と雇用の確保

本学院の危機は、時代の大きな変革のうねりから生じた新しいニーズを読み解くことができず、学部や学科の開設、教職員の採用、施設の整備、資金の支出などを旧態依然たる姿勢で漫然と行い、また、教育課程の改善や環境整備、広報が十全に実施されなかったり、学院の経営状況が教職員に周知されず危機意識や改革の必要性に対する理解が不十分であったこと等によるものである。ここから財政構造の悪化を招いていることを深く自覚して今後の計画の策定、実行に当たらなければならない。改革の重要な視点は、財政状況の改善と教育力の強化・学生サービスの向上にあり、このことを基本に据えた改革を実現することにより、経営状況を健全化することが求められている。そのため、入学定員を充足し、学生の満足度を高める必要がある。

教職員の雇用については、合理的な雇用の確保を念頭に置き、非常事態とも 言える平成 26 年度を目途とする経営改善の期間、教職員各位に特段の忍耐・ 協力と貢献を求める。

特に、平成 26 年度まで、帰属収支の均衡を確保するため、役員、教職員が協力して、人件費の抑制について、教職員の年齢や特性に配慮した適切かつ 実効性のある仕組みを緊急に導入する。

③ 3キャンパスの統合

学院を合理的に経営するには、3大学を個別に存続させることは困難である。 3キャンパスを計画的に統合し、1大学として経営することを前提に計画を作成し実施することとする。その際、大学名称及び共学の是非について検討する。

④ 改革の基本計画の策定と広報活動の強化

この基本方針に基づき、3月を目途に改革のロードマップとなる基本計画を 策定する。第1の改革は、平成22年度に集中して実施し、さらに改革を継続 して平成26年度には経営改善の実現と新しい大学の確立を目指す。

平成 20 年度、平成 21 年度に可能な改革については、学生の確保や貨幣性 資産の減少を伴わない資金の収支均衡に資する施策を確実に実行する。

同時に、一連の改革の方向を一体のものとして内外に向かって強力かつ継続的に発信することが肝要である。このために、明確な改革の方向を策定し、これに則り、強力な広報活動を行う。特に本学の目指す改革の方向を高校、高校生とその保護者、社会に対して早期に、的確に、かつ継続的に伝達する仕組みを整備する。

⑤ 基本計画に基づく実行計画の策定

大学、学部、学科及び専攻の改組・再編等の実行計画の策定に当たっては、 基本計画を基に、今後の学院全体の財政状況の推移を想定して最終的な判断 を行う。

このため、2~3の改革モデルを策定し、「それぞれの入学者及び学生数の予測」、「人件費抑制プログラムに基づく人件費の推移」、「施設整備費と維持費(耐震改修を含む)等を含むトータルコスト」、「学院として平成25年までに投入できる内部資金及び調達できる外部資金」、「他大学や教育研究機関との連携」な

どを総合的に検討の上、改革モデルの選択を明示しつつ、役員、教職員等の合意のもとに進める。

この場合、再編によるカリキュラムの変更と推移(年次計画)、担当者の配置などについても十分考慮する。必要となる内外にわたる調査を迅速に実施するとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を持続的に支える調査(評価)体制を確立する。

(2) 現状分析と今後の方向

① 東京家政学院大学

児童学科は、平成 17 年度に開設され、その後、幼稚園・小学校教員免許の取得など継続的に進められてきた改革は成功しつつある。平成 22 年度までに(可能であれば平成 21 年度を目指す)、定員の増を実現するとともに、心理系教育の充実が求められる。

管理栄養士専攻は、学科分離し、定員増を平成22年度までに実現する。

家政学専攻は定員充足が極めて厳しい状況にあり、コースの多様化を推し進めているが、短期大学との連携を含め、平成22年度までに専攻内容の整備を図る。

定員割れが恒常化している住居学科、日本文化学科、工芸文化学科及び文化情報学科については統合再編を行い、家政学科及び新学科等に再配置するとともに、共通教育等に責任をもつ組織への再編をすることが必要である。

また、学生増の一つの対策として、キャンパスへのアクセス改善について検 討する。

② 筑波学院大学

(省略)

③ 東京家政学院短期大学

(省略)

(3) 平成 21 年度の改革

上記「(2) 現状分析と今後の方向」を踏まえ、「(4) 平成 22 年度の姿」を確実かつ 円滑に実現するため、平成 21 年度に向けて、次のような取り組みが必要である。 (取り組むことが必要な例)

① 東京家政学院大学

家政学部児童学科及び家政学科管理栄養士専攻の入学定員の増 人文学部人間福祉学科のカリキュラム改革(厚生労働省省令改正への対応) 家政学部住居学科、人文学部日本文化学科・工芸文化学科・文化情報学科のカリキュラムの改善、学科を超えた履修モデルの検討及び入学定員の適正化

② 筑波学院大学

(省略)

③ 東京家政学院短期大学(省略)

(4) 平成 22 年度の姿

上記「(2)現状分析と今後の方向」及び「上記(3)平成 21 年度の改革」を踏まえ、 次のような改革を行う。

(取り組むことが必要な例)

① 東京家政学院大学

家政学部と人文学部を統合し、現代家政学部(仮称)を設置する。 学科は、上記(2)及び卒業生とのつながりを踏まえつつ構成することとする。 共通教育等に責任をもつ組織を整備する。その際、専任教員の配置を考える。

② 筑波学院大学

(省略)

③ 東京家政学院短期大学

(省略)

なお、キャンパス間で共通の授業科目を開設し、選択履修できるシステムの 可能性を検討する。

(5) 平成 26 年度の姿

1大学3学部(短期大学部を含む)の構成とする。今後、学生数が十分確保できない学部・学科については、平成26年度までに改組・再編することとする。各キャンパスについて、例えば、次のような機能を持たせることが考えられる。

① 千代田三番町キャンパス

家政系学部の一部(短期大学部を含む)

大学院研究科

サテライト

高等学校·中学校

教育·研究機構本部

法人本部

KVA 会館

② 町田キャンパス

家政系学部の一部(児童・福祉・芸術など)

大学院研究科

教育,研究機構支部

生活文化博物館

福祉関係施設(保育所、介護施設等)

③ つくばキャンパス

(省略)

2. 教育・研究組織の整備

近年、経験や年齢、興味・関心に応じた多彩なニーズを持った学生が増加し、これを受け入れる大学は、進学の動機、学習の形態、学力の水準などの多様化にいかに対応するかといった多くの課題に直面している。

大学の意義は、今までの「知識」の付与から、「実践的なスキル」、さらには論理的

に考える力(論理的思考力)、他者に伝える力(表現力・コミュニケーション力)、知識を生かす力(知識活用能力・問題解決能力)といった「基礎力」の育成や「徳性」の涵養にシフトしている。

そのため、学生募集、入学者選抜、高大連携、入学前指導、キャリア形成支援、 卒後フォローなど入学前から卒業後までの一貫性を保つとともに、指導に当たって の少人数教育、カリキュラムの再編、学生相談、ハラスメント防止等の学生支援を 行う組織の整備と機能強化を図り、また、学院の教育の基盤となる KVA 精神を身に つけるため、教養教育、基礎教育、新入生教育、導入教育等の共通教育を充実する ことが、特に重要である。

これらの学生サービスの向上により、中途退学者を無くし、全ての学生を有為な人材として社会に送り出すことを目指す。さらに、教育・研究の両面で国際的・地域的な貢献を図る観点から、国際協力・交流(留学生支援を含む)・貢献、地域連携・交流・貢献の推進が求められる。

あわせて、多様化する学生のニーズや社会からの要請に的確に対応し、学生の個性的な才能を伸ばすため、教育・研究を機動的・効果的に実施する体制の整備が不可欠である。

そのため、高等教育が、若年層の多数者を受け入れるマス段階から、学生を広く 受け入れるユニバーサル段階に至ったとの認識のもと、教育・研究を支えるシステム を整備していく。

(1) 「教育·研究支援機構」(KVA ルネサンス・センター) の整備

平成 22 年度を目途に、情報処理センター・学生相談センター・保健管理センター・学習支援センター・国際交流センターなど既存の教育・研究組織を全面的に見直し、学部・学科における教育・研究について、3 つのキャンパスを横断的に支える組織を整備する。

- 教育·研究支援機構の構成(例)
 - →建学の精神である「KVA」の再構築を図り、1本部・2支部で構成する。 その実現のため、以下のような下部組織で運営を行う。
- ① アドミッションセンター
 - →学生募集、入学者選抜、高大連携、入学前教育に責任をもつ組織
- ② 学生支援センター
 - →就学支援、学生相談、保健管理、障害者支援、メンタルヘルスケア等に責任をもつ組織(卒後フォローも含む)
- ③ 共通教育センター
 - →教養教育・基礎教育、導入教育、キャリア形成支援等に責任をもつ組織
- ④ 地域交流・貢献センター
 - →国際交流・国際貢献(留学生支援を含む)や地域連携・地域貢献、共同研究、 生涯学習、卒後フォロー等に責任をもつ組織
- ⑤ 情報センター
 - →情報活用(処理広報)、広報、博物館、図書館等の運営に責任をもつ組織

⑥ KVA 研究センター

→女性学、ジェンダー、児童等に係る研究に責任をもつ組織

(2) 教授会の改革

教授会の機能を重点化し、報告事項等については学科会議等で行うなど効率的な運営を図る。

(3) 既存の各種委員会の見直しと規定化

各種委員会など組織の見直しを行い、「教育・研究支援機構」内に集約・整理し、 法人または大学の組織として再整備・規定化を図る。

(4) FD·SD 運動の積極的な展開と実践

教育・研究に対する情熱と意欲をもつ教職員間の機運を醸成し、教授法や学院管理能力を身につけるため、教職員研修(FD·SD)を計画的に実施する。また、教育には教職員と学習者とのフィードバックが不可欠である。学生による授業評価や成績評価を学生教育にフィードバックする方法等を探求する。

(5) 学生の満足度の向上と教育力の強化策の計画的実施

満足度調査の仕組みの設定(平成 26 年度 80%、それまでの年度目標の設定)、教員の教育力向上の施策(学内 GP、シラバス公開、授業公開、授業評価の公開、業績評価、萌芽的科学研究(理事長裁量経費による助成制度を制定)等の学内助成制度などを行う。

(6) キャンパス間の適正な教職員配置

平成22年度を目途に、(1)の整備にあわせ、キャンパスを超えた適正な教職員配置を図る。

3. 認証・評価体制の整備

大学・短期大学の教育・研究の状況を広く社会に示すため、教職員一人一人の自己 点検・自己評価を実施したうえで公表し、さらに第三者機関による客観的な認証評価 を行うことで、さらなる発展を期することが必要となっている。

(1)自己点検・評価体制の整備

平成 19 年度に、認証評価を受ける機関を念頭に、自己点検・評価を進め、認証評価を受けるための体制及び評価項目に即した資料を整える。

(法人として評価体制の整備、各大学・短期大学における評価資料の整理など)

(2)教職員の自己点検・評価の実施

平成20年度に、全ての教職員による自己点検・評価を実施する。

(3)認証評価機関の決定

平成20年度に、2大学、短期大学が認証評価を受ける認証機関を決定する。

(4) 認証評価機関の申請と認証・評価

平成 21 年度に、2 大学、短期大学は、同年 9 月に認証評価機関に認証申請を 行い、平成 22 年度に認証評価を受ける。

(5) 自己点検・評価及び認証・評価の公表

平成 19 年度作成の「自己点検・評価」及び同 22 年度の第三者機関による「認証評価」は、公表を前提とする。

4. 施設の整備

これまで大学・短期大学への進学の主たる対象であった 18 歳人口の減少が見られ、一方で、人生を通じて継続する生涯学習のニーズが高まっている。また、社会が大きく変化する中で、新たな能力の開発や能力のブラッシュアップが求められる時代になっている。こうした状況を踏まえ、学院全体として、社会人の受入や昼夜開講制の検討が必要な時期に至っている。

学院の構造改革を進めるに当たって、このような状況を踏まえつつ、キャンパスの特色や人々の利便性に配慮した施設環境の整備を進めることとする。また、施設整備に関連し、キャンパスへのアクセスについて配慮する。

このため、以下のような課題(例)に配慮しつつ、施設整備計画の策定・実行に当たる特別委員会を設置することとする。

(1)千代田キャンパスの整備

上記 1、2 を実現するため、学院の発祥の地であり、アクセス上優れた場所にある千代田キャンパスの有効な活用が不可欠である。また、千代田キャンパスの1号館については、耐震診断の結果、耐震補強工事が必要であるとの診断が出されており、それへの対応を念頭に置くこととする。

千代田キャンパスについて、卒業生にとって快適な「ホームカミング」の場となることを目指し、学生、卒業生の協力を得つつ、施設環境の整備を進める。

- ① 1号館耐震補強技術検討委員会の審議をもとに、耐震補強工事の在り方、補 強後の活用方策・利用効率等を総合的に検討し実施に移す。
- ② 千代田キャンパスは、建築面積約 1,900 ㎡、延べ床面積約 5,600 ㎡の余裕がある。これに、KVA 会館及び 1 号館をあわせると約 16,000 ㎡が大学・短期大学・法人の建物として利用することが可能である。この面積は、家政系の学部であれば、1,000 人以上の学生を受け入れることが可能である。

中・高等学校の改革・環境整備を含め、地の利を生かした再開発計画案を策定する。その際、中・高等学校の教育に必要な校地、運動場及び施設等の確保に十分配慮する。

KVA 会館は、再開発後の建物に設置し、同窓会の活動拠点として十分機能するよう整備する。

- ③ 町田、つくばキャンパスの教育を強化する(学習者の利便を高める)方策として、千代田キャンパスに、サテライト機能を持たせる。
 - 以上①、②、③を行う場合のいくつかの青写真を、改革推進本部として示すこととする。
- ④ なお、当面、学生・生徒、卒業生等のニーズを踏まえ、地下ホールの活用、 図書室や学生控え室等の整備を行うなど、快適で魅力あるスペースを整備す ることとする。

また、改革の推進状況に応じ、1号館の法人事務局スペースを、学生の教育 に有効活用する方策を検討する。

(2)町田キャンパス及びつくばキャンパス

町田キャンパス及びつくばキャンパスは、学部・学科・コース等の改組・設置に

あわせた施設・設備の整備を検討し、順次、整備に着手する。

町田キャンパスについては、学科定員の増加に必要な施設を整備するほか、学生の実習にも配慮した介護・福祉関係の施設を併設することの意義について検討する。さらに、キャンパスへのアクセスの改善方策を検討する。

(3)整備に当たっての配慮

各キャンパスとも、自然との共生、地域住民の生涯学習のサポート(学習機会の提供、人材など地域資源の活用)、まちづくりや産業振興への協力など地域との連携・交流や地域貢献に配慮し、個性あるキャンパスづくりを目指す。

(4) 生活文化博物館の整備

生活文化博物館について、大江スミ先生の記念館としての役割を果たすと共に、KVA 精神の普及・教育の場、生活文化に関する情報発信の場、地域交流の場として整備・充実する。また、各キャンパス全体をミュージアムの視点から整備することとする。

(5)施設整備の資金の確保

施設整備には、学院として極めて大きな資金を投下することになる。

学院として投下できる資金の確認を早急に行うとともに、外部資金の導入の 可能性について調査、検討する。

5. 法人の体制の整備等

学院の構造改革を推進するため、理事会のもとに改革推進本部が設けられた。本部の中核となる改革推進委員会が設置され、さらに、そのもとに改革推進専門委員会が各大学・短期大学に設けられた。

今後、学院の構造改革を計画し、円滑・確実な実施を図るため、ガバナンス機能を含めた理事会機能の強化を図り、世の中の動きや受験生・学生のニーズ等に即応できる体制を構築することが不可欠である。

そこで、改革推進本部の活動を支え、理事長や学長のリーダーシップが十全に発揮できる法人の体制を計画的に整備・強化する。

(1)理事会機能の強化

理事を補充するとともに、法人の主要業務を分担する理事を置くなど理事会 機能の活性化を図る。

(2) 学院改革推進本部等の充実

改革を迅速に進めるため、改革推進委員会と連携し、施設整備、予算執行·資金確保、人事制度、広報戦略に関する事項を審議し、実践する特別委員会を設置する。

(3)事務組織体制の見直し

改革を進めるため、事務組織を改編し、重点強化を図る。(以下省略)

(4) 広報活動・戦略の強化

学内の情報共有、学外への説明責任を果たすことができるよう広報体制を整備することとし、そのための特別の委員会を設ける。

また、学院の広報戦略を策定し、これに基づき学院全体として入学者の増加

を図るため、学院の特色を広く的確に周知する。(以下省略)

(5) 卒後フォローの実施

卒業後の進学・就職・転職など生涯にわたって卒業生をフォローしていくこと が必要である(進学・就職・再入学・科目履修・資格取得・スキルアップなど)。

また、多彩な卒業生を、学院の教育・研究に協力(客員教授、非常勤講師、博物館学芸員、各種のボランティアなど)いただける仕組みを検討する。

そのため、光塩会・あづま会との連携・協力関係を強化する。

6. 人事制度の整備

学院の構造改革への参画を希望する教職員全員が、改革を支える人材となるためには、関係する部局・団体と十分協議を重ね、その資質・才能(専門性)を生かした活動機会の拡充を図ることが不可欠である。

教員には、社会ニーズに対応した教育研究の成果を積極的に公表するとともに、 輩出する学生を通して社会に還元することが求められる。

職員は、教員との連携のもとに、学院の教育研究と法人経営を支えていかなければならない。

このため、教職員個々人が既存の専門分野に留まることなく、新たな挑戦を果敢 に行い専門性の拡充を図る機会を準備することが不可欠である。これにより、柔軟 にして強靱なスリム化された組織編成を促す。

これら人事制度につき次のような課題(例)を検討する特別の委員会を設置することとする。

(1) 教員人事

- ① 人事委員会の仕組みを検討し、できる限り早期に人事委員会を設ける。人事委員会は、大学・短期大学の枠を超えて教員の採用、給与その他の勤務条件に関すること等を審議するほか、教員の組織及び人材活用(非常勤講師を含む)について積極的な検討を行う組織とする。
- ② 教育機能を強化するため、助教制度については早期に仕組みを整え、平成 22 年度までに実施できる体制にする。

また、教育研究機能の特色強化のために、任期制·有期雇用など多様な雇用 形態を導入し、人材の厚みと多様性を増すことを企図する。

③ 中長期的には人事考課の仕組みを検討し、学院の発展に尽力・貢献する教員に報いる制度を整える。

(2) 職員人事基本計画

「職員人事基本計画」を平成 19 年度中に策定する。人事基本計画に基づき、職員の採用、研修、異動、人事考課等の要領を定めるとともに、男女共同参画を推進する。また、研修機会に恵まれていない状況を改善し、職場の一層の活性化を図る。

- ① 採用の抑制、人材確保 (省略)
- ② 研修の実施 (省略)
- ③ 適材適所の人事 (省略)

- ④ 人事考課の計画的実施 (省略)
- ⑤ 障害者の雇用促進等 (省略)
- (3) 新たな仕組みの実施

教職員の人事に関する新たな仕組みを検討し、実施する。

① 役員報酬・手当等の見直し

役員報酬、管理職手当を引き下げるとともに、期末手当、入試手当、退職 金の支給率·支給方法等の改定、一定年齢(60歳など)以上の昇級停止等の人件 費削減策を検討する。

② 定年制の見直し

組織の活性化と人件費節減の一環として、役職定年制度、選択定年(早期退職)制度、定年の引き下げ等について検討に着手する。

- ③ 専門性を十分に発揮する機会に恵まれていないと考える教職員、この機に 新たな人生設計や就業機会を求める教職員については、その自主性を尊重し つつ、側面から支援できる仕組みを検討する。
- ④ 協議の場

これらの仕組みについて教職員組合連合等との協議の場を設け、誠実な協議を重ね、改革に伴う苦労を乗り越えて改革の成果を享受できる態勢を整える。

7. 財務の改革

現在、本学院の財政状況は、極めて厳しい状況にあり、早急な改善が求められている。

学生数は平成 5 年度以降減少を続け、学校法人の主たる財務指標である人件費依存率は年々高まっている。具体的には帰属収支の支出超過が続き、また、保有資金が減少している。

この改善のためには、収入面では学生納付金収入増加、支出面では人件費をはじめとする経費の削減を図ることにより、収入・支出のバランスをとることが緊急の課題である。

財政基盤の安定と強化のためには、下記のような対策(例)を実施することとし、その効果ある実行を図るため、特別の委員会を設置する。

(1) 収支均衡の目標

貨幣性資産の減少を伴わない資金の収支(以下「資金の収支」という。)均衡を平成 22 年度、帰属収支の均衡を平成 26 年度に達成することを目標とする。(以下省略)

- (2) 具体策(例)
 - 1)支出の抑制、効果的な予算執行
 - ① 人件費の抑制

本学院の人件費比率(帰属収入に対する人件費の比率)及び人件費依存率(学生納付金に対する人件費の比率)は、私立大学の平均値を大きく上回っており、財政再建のため、第1に改善すべき課題である。

教職員全員の理解と協力を得て、人件費削減策を実行する。

また、外部に委ねることが適当な業務については外部委託を行い、管理部門の人材を他部門の業務に活用する。

② 学生募集費用の重点配分

改革に効果があると認められる対策や手段について、予算の重点配分を実施する。各部門では、学長、校長裁量経費の機動的・効果的な運用を図る。

③ 改革関連の施設整備費用の確保

改組・改革関連で必要となる高額な施設整備費用について、当面、キャップを含む一般予算で対応することとするが、規定予算で対応できない場合には、特別の予算編成を実施する。

なお、千代田(三番町)再開発等の巨額なプロジェクト関連費用は、自己資金 だけで賄うことは不可能であるため、外部資金の導入、民間資金の借入、寄 付金等による調達が必要である。

④ 物件費の節約

消耗品費をはじめ通常の物件費に関しては、節約にさらに努力し限られた 予算の有効活用を図る。

2)収入関係の確保

① 学生納付金の増加

改革を進め、学院の教育力を高めることにより、入学生の増加、退学者の 減少を図り、学生納付金の増加を図る。

② 外部資金の獲得

経常費補助金の補助単価改定等により補助金交付額が減少しているが、今後、学生・生徒の定員確保に努め補助金の減少を最小限にとどめる。

また、研究者個人がそれぞれ競争的補助金、受託研究費などの外部資金の 獲得の努力をする。

③ 資金運用方法の多様化

収入増加策として、資金運用方法の多様化を図る。現在は大口定期主体に運用しているが、今後、利回りが高く安全確実な国債、政府債などへ運用額をシフトする。

④ 寄付金募集

長期的な目的を持った寄付金を、教職員はじめ光塩会、あづま会などから 広く募集することを検討する。寄付が常時可能となるよう、専用口座を設け ることとする。先ず教職員から率先して実行することとする。

8. 地域社会や卒業生等との連携強化

地域社会や卒業生等とのつながりは大学運営の基盤となり、学院が発展するうえで、極めて重要である。教育・研究面での連携はもちろん、学院が有する資源を地域の生涯学習、福祉やまちづくり等の活動に還元・活用する方策を検討する。

(1)生涯学習活動の積極的展開

学生の勉学の意欲を高めつつ、社会人や卒業生の生涯学習に貢献する観点か

ら、公開講座の拡大、授業公開の実施、聴講制度・研究員制度の充実、社会人入学の促進等に努めるとともに、公的資格の取得に役立つコースの設定、「まちづくりスペシャリスト」、「地域学芸員」、「衣食住コーディネーター」など学院独自の資格を付与する仕組みのさらなる充実を図る。これらを進めることにより、学院資格の認知及び学院自体の評価を高めていく。

(2)表彰制度、奨学制度の拡充

平成 21 年度を目途に、学生の積極的な活動を支援するため、卒業生や地域企業等の協力も得つつ、表彰制度、奨学制度を拡充する。

(3)保護者会の組織化と一元化

平成 20 年度を目途に、個人情報の保護に配慮しつつ、学生の状況を的確に保護者に連絡する機会を確保する方策を検討する。(以下省略)

(4) 卒業生・同窓会との連携の強化

学生の卒業後のフォローを継続的に行い、卒業生、同窓会(光塩会・あづま会) との連携・協力関係の一層の緊密化を図る。また、学生の教育や就職支援を進め る上で、卒業生、同窓会の協力を得ることが重要である。(以下省略)

(5) 高大連携の更なる進展

学生の出身高校との関係を維持・強化するため、関係学生の状況(在学中の状況、 卒業後の状況)を、可能な限り連絡し、生徒の進学を促す工夫を行う。また、高 校(教職員)とのネットワークを形成し、授業の協力、進学指導等における高大連 携を進める。

さらに、併設高等学校、中学校と教育面・施設面での協力を積極的に進め、高校生・中学生の理解を深め、本学院が設置する大学、短期大学への入学者を増やす努力が必要である。

(6) 国際交流・国際貢献の推進

教育・研究を通じた国際貢献を進めるとともに、学生確保の観点から、海外の大学等の教育機関、内外の日本語学校との連携を深め、留学生の確保に努める。あわせて、留学生への教育を通して、国際理解・国際協力を推進する。この一環として、海外の大学等との連携協定の締結、9月入学、留学生支援のあり方(入学前の日本語・日本文化教育を含む)について検討する。

(7) 産学官連携及び地域課題に対応する活動の推進

地域社会とのつながりに対応した基盤整備のため、地方公共団体(千代田区・町田市・八王子市・相模原市・つくば市等)及び地元企業、地域団体などとの連携協定等の内容を充実する。

他大学との連携・協力関係を築き、単位互換、転学、授業外の学生交流などの機会を拡大する。また、地域社会との連携を念頭に置きながら、博物館(屋外の環境整備を含む)、図書館等の整備、外部資金の導入による福祉施設(保育所、介護施設等)設置の検討を行う。

おわりに

この基本方針は、これから進める学院の構造改革の方向を明らかにし、今後作成される基本計画及び実行計画を構造改革全体の中に位置づけること目的とするものであ

る。従って、この基本方針は固定不変のものではなく基本計画、実行計画を立案・実施 する中で絶えず見直し、改革の方向を明確に指し示すものとしたい。

また、基本計画の作成を視野に入れると、基本方針を検討する段階で具体的に議論すべき部分もあるが、その論議を効果的に進めるため、この基本方針のなかで、敢えて詳細に係る部分にまで言及しているところもある。基本計画が作成された時点では、基本方針と基本計画で記述する部分の調整・変更を行うこともある。

今後、学院はさまざまな改革と節約の努力を行うとしても、結果として一定期間、厳しい人件費の削減を行わざるを得ない。これは個々の教職員の収入を圧縮し、業務にさらなる負担を強いることが予想される。これは、われわれの生活や今後の生活設計に大きな影響を与えることになると考える。しかし、この改革は東京家政学院を持続的に発展させる土台を築くためには、避けて通ることのできないものである。お互いの利害を超えて団結し、この改革実現のために教職員の積極的な参加と貢献をお願いしたい。

基本方針は、大学・短期大学の改革を中心とする構成となっているが、今後、基本計画や実施計画の策定・実行に当たり、中・高等学校の改革について、必要な検討を行うこととする。

また、この基本方針に基づき構造改革を進めるに当たっては、教職員とともに、卒業生、同窓会、その他関係の方々のご協力が必要になる。みんなが一体となって、建学の精神に基づく KVA ルネサンス改革を推し進めていくこととしたい。

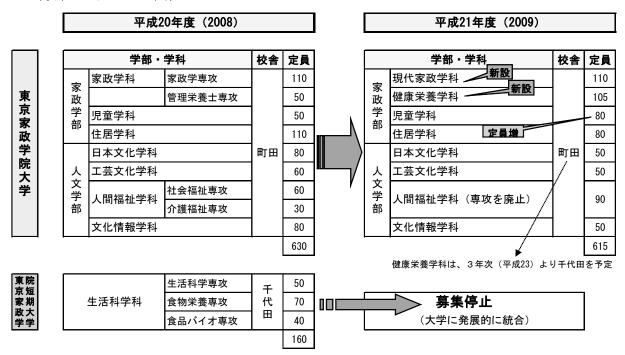
3. 基本方針に基づく本学の取り組み

大学では、これまで構造改革基本方針に基づき種々改革を進めてきたが、主要な改組の取り組み内容は以下のとおりである。

【平成 21(2009)年度に実施した改組等】

- ・家政学部家政学科管理栄養士専攻(入学定員 50 人)を廃止し、健康栄養学科(入学 定員 105 人)を設置した。
- ・人文学部日本文化学科入学定員 80 人(3年次編入学定員 5人)を 50 人(3年次編入学定員 5人)に、工芸文化学科入学定員 60人(3年次編入学定員 5人)を 50人(3年次編入学定員 5人)に、文化情報学科入学定員 80人(3年次編入学定員 10人)を 50人(3年次編入学定員 10人)に、それぞれ減員した。
- ・家政学部家政学科家政学専攻(入学定員 110人・3年次編入学定員 10人)を廃止し、現代家政学科(入学定員 110人・3年次編入学定員 10人)を設置した。
- ・家政学部児童学科の入学定員を50人から80人に増員し、住居学科の入学定員を110人(3年次編入学定員5人)から80人(3年次編入学定員5人)に減員した。
- ・人間福祉学科に設置されていた、社会福祉専攻(入学定員 60 人・3 年次編入学定員 5 人)、介護福祉専攻(入学定員 30 人)を廃止し、コース制を導入した。

(改組のイメージ図)



【平成 22(2010)年度に実施した改組】

・家政学部、人文学部、短期大学を発展的に統合し、現代生活学部の1学部体制に移行することにした。学科構成は以下のとおり5学科とした。

現代家政学科(入学定員120人、編入学定員10人)

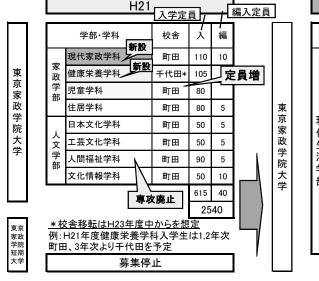
健康栄養学科(入学定員 105人)

生活デザイン学科(入学定員120人、編入学定員10人)

児童学科(入学定員80人、編入学定員5人)

人間福祉学科(入学定員80人、編入学定員5人)

(改組のイメージ図)



	H22	入学定員	1		編
	学部·学科名候補	校舎	۱ _ک	編	
現代生活学部	現代家政学科	千代田*	120	10	
	健康栄養学科	千代田*	105		
	児童学科	町田	80	5	
	生活デザイン学科	町田	120	10	
	人間福祉学科	町田	80	5	
			505	30	
			20	80	

4. 基本計画要項及び経営改善計画

以上がこれまでの大学の改組等の状況であるが、大学の設置法人である学校法人東京家政学院では、構造改革基本方針を決定してから約2年を経過した平成22(2010)年2月、構造改革基本方針及びその後の実施状況を自己点検・評価したうえで、「東京家政学院の構造改革基本計画要項」(以下「基本計画要項」という)を取りまとめ、理事会決定した。(基本計画要項は省略)

基本方針及び基本計画要項を基本資料・指針として、「学校法人東京家政学院経営改善計画 平成22年度~26年度(5ヶ年)」を策定した(平成22(2010)年3月理事会決定、同年6月一部補正。以下「経営改善計画」という)。

この経営改善計画は、日本私立学校振興・共済事業団の指導を受けつつ作成したもので、以下にその概略を記載する。

記載項目は次のとおりである。

- I. 経営改善計画骨子
- Ⅱ. 経営改善計画
 - 1. 財務上の数値目標と達成期限(現状分析含む)
 - 2. 実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
 - (1) 建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像
 - (2) 教学改革計画
 - ① 設置校・学部の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ② 学部等の新設・募集停止・改組・定員管理等
 - ③ カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (3) 学生募集対策と学生数・学納金等計画
 - (4) 人事政策と人件費の削減計画
 - (5) 経費削減計画
 - (6) 施設設備計画
 - (7) 外部資金の獲得・寄付の充実
 - 3. 組織運営体制
 - (1) 理事長・理事会等の役割と責任
 - (2) 委員会・プロジェクトチームの設置と運用
 - (3) 危機意識の共有
 - 4. 財務計画表 (別紙 1)
 - 5. 経営改善計画実施管理表 (別紙 2)

経営改善計画の冒頭に、「経営改善計画骨子」として、以下のとおり掲載している。

わが国における少子化の進行等に対処する経営戦略・方針を持ち切れてこなかった本法人は、学校運営への重大な経営危機を迎えて、「構造改革基本方針」(平成20(2008).3 決定)、「構造改革基本計画要項」(平成22(2010).2 決定)を基本資料・指針として、平成22(2010)年から平成26(2014)年までにわたる5ヶ年間の「経営改善実行計画」をここに策定する。

具体的には、現在、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という)の経営判断指標でいうところの「B2」段階すなわちキャッシュフローが2年以上連続で赤字を示し、蓄積資金を取り崩してようやく教育研究活動を維持し得ている状態から、帰属収支均衡が図られる「A2」段階を、平成26(2014)年に実現しようとするものである。

この経営改善計画は、財務計画の目標数値の実現が直接的な目的となるが、各学校の教学改革が実を結び、その成果として学生生徒の定員確保が図られ、この目的が実現されるものでなければならない。

(1)

- イ. 平成 21(2009)年から改組が取り組まれている「東京家政学院大学」においては、 家政学におけるこれまでの衣食住の課題に加え、消費者、環境、福祉等の分野を 重視する中で、「生活」という視点で総合化し、平成 22(2010)年度から「現代生 活学部」とする。「学生満足度」を第1に考えた教育サービスのもと、平成 23(2011) 年の2学科の都心移転を契機として定員確保が着実な学生募集を行う。
- ロ. また、「筑波学院大学」では、1学部1学科への改組のもと、生涯にわたる基礎的な素養となる教養教育と、高度情報化社会で必要とされる情報スキル、生活の中で活かせる経営に関する知識を学ぶ「経営情報学部」を平成22(2010)年度から展開する。不安定な入学者確保を克服するために、茨城県内の特性を配慮したきめ細かい学生募集活動を行う。
- ハ. 更に、「併設中学・高校」においては、特進クラスの強化のもと、上位大学への 進学者増加への取り組みとともに、両併設大学との連携の見直しを図り、落ち込 んでいる併設大学への進学者の回復を図る。
- 二. このような教学改革における諸課題を学校法人全体にわたり再点検し、人的資源 を含む教育研究資源の活用を検討し、具体的な施策に移す。
 - (2) しかし、前項で述べた平成 22(2010)年学部改組にかかわる現時点までの志願 状況については、東京家政学院大学の一部の学科や筑波学院大学においては、入 学定員の半数を確保することも極めて困難な状況に落ちいっている。これらにつ いては、緊急対策を施すこととし、このことを、平成 26(2014)年における帰属 収支均衡を実現するための施策へとつなげていく。
 - (3) この経営改善計画の成果を確実なものとするためには、財務上の達成目標実現につながる各学校の学生生徒数と教職員数を具現化しなければならない。そのための実行施策を厳格に行うものとする。少なくとも各学校において平成25(2013)年度の時点で、私学事業団の経営判断指標における「B0」(教育研究活動によるキャッシュフローベースの収支均衡)段階を達成する。
 - (4) これらの財務改善がはかどらず、平成 26(2014)年までに、冒頭で述べた収支 均衡の目途が立たない場合は、不振学校、学部、学科等の整理・改編を行うこと

とする。なお、このような財務改善は、3年目から急激な上昇カーブを描くことは考えられないため、平成23(2011)年度、平成24(2012)年度において入学生獲得目標数の8割を満たしていない(定員を確保している場合は除く)不振学校、学部、学科については、翌々年度より募集停止する等の判断を行うものとする。

5. 経営改善計画における本学の対応策

本学においては、この経営改善計画の教学改革の中では以下のような対応策により、目的の実現に向けて努力することとしている。

(1) 学部・学科の特徴を活かした学生募集活動

- ・現代家政学科では、受験生に分かりやすい新しい履修モデルを平成 23(2011)年度 入試に向けて準備した。この新しい履修モデルの内容を受験生に的確に伝えるこ とにより、志願者の増加を図る。また、千代田三番町キャンパスへの移転という 利点を活かすべく東京都東部・中部や千葉県、埼玉県の受験生に照準を定め、進 学相談会や高校訪問を積極的に行う。
- ・人間福祉学科は、社会福祉を基盤に心理、子ども、ビジネスの分野を強化した新 しい履修モデルを準備した。新たに強化した分野の内容を高校訪問や進学相談会 で受験生にアピールすることにより、受験生層の獲得を目指す。
- ・生活デザイン学科は、衣食住の基礎となる「ものづくり」、「デザイン」を加えた 学科の特徴を周知して学生確保に努める。
- ・健康栄養学科、児童学科は、引き続き管理栄養士、教員、保育士等を希望する優 秀な学生の確保に努める。
- ・現代家政学科及び人間福祉学科は、留学生の受け入れ策を強化する。
- •2 学科が千代田三番町キャンパスへ移転した後の町田キャンパスの有効利用計画の 検討を行う。

帰属収支均衡のための具体的な目標値

学生・生徒の獲得目標(単位:人)

● 東京家政学院大学

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
入学定員	505	505	505	505	505
志願者数	1,000	1,020	1,080	1,080	1,080
入学者数	460	475	505	520	520
1年生	460	475	505	520	520
2年生	386	451	466	495	510
3年生	344	404	472	487	516
4年生	455	360	414	484	502
計	1,645	1,690	1,857	1,986	2,048

● 東京家政学院大学大学院

1年生	7	10	10	10	10
2年生	8	6	9	9	9
計	15	16	19	19	19

- 年度ごとの退学率は学部 2%、大学院 10%で計算、4年次に 5%の留年を見込む
- \bigcirc 3年次からの編入は、平成 23(2011)年度 25人、平成 24(2012)年度以降 30人で計算

(2) 学生支援 (学習支援・キャリア支援等)

- ・学生の在学中の学習による「卒業成長値」を高めるための学習支援のシステム化 及び学生個々のポートフォリオの作成を行い、学習支援に役立つ基盤を整備する。
- ・教養教育・基礎教育に関する指導組織を確立すると同時に補習授業をはじめとする教育体制を整備する。また、情報教育や語学教育を更に充実させる。
- ・就業力を高め、キャリア支援を強化するため、「キャリアデザイン」や「インターンシップ」の受講を促進する。また、手厚い就職支援により就職の機会拡大に努める。

6.「KVA ルネサンス」の実現に向けて

本学では、以上のような教学改革、経営改革を進めており、その成果として、平成21(2009)年度の入学定員充足率は65.7%であったが、構造改革基本方針に基づく学部改組により平成22(2010)年度の入学定員充足率は91.1%に改善した。更に、構造改革基本方針、経営改善計画に沿って改革を継続し、学生確保、経営改善を図り、「総合的教養教育」、「幅広い専門職業人養成」、「地域の生涯学習の拠点」という本学の機能を十分発揮できるよう、「KVAルネサンス」を着実に実現していく。